

平成26年第1回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1日 3月5日(水曜日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時13分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
坂 部 敏 夫 君	6
小 林 正 明 君	8
福 田 正 司 君	14
柿 沼 英 己 君	23
襟 川 仁 志 君	30
黒 澤 兵 司 君	36
○次会日程の報告	42
○散会の宣告	42
散 会 (午後 1時35分)	43

第2日 3月6日(木曜日)

○議事日程	45
○出席議員	46
○欠席議員	46
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	46
○職務のため出席した者の職氏名	47

開 議 (午前 9時00分)	4 8
○開議の宣告	4 8
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 8
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 0
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 4
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 5
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 1
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 3
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
○議案第14号、議案第15号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6 7
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 9
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 0
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 1
○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 2
○議案第22号～議案第27号の一括上程、説明	9 3
○次会日程の報告	1 1 9
○散会の宣告	1 1 9
散 会 (午後 3時32分)	1 1 9

第 3 日 3月7日(金曜日)

○議事日程	1 2 1
○出席議員	1 2 1
○欠席議員	1 2 1

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	121
○職務のため出席した者の職氏名	122
開 議 （午前 9時00分）	123
○開議の宣告	123
○議案第22号～議案第27号の説明	123
○次会日程の報告	133
○散会の宣告	133
散 会 （午前 9時52分）	133

第 9 日 3月13日（木曜日）

○議事日程	135
○出席議員	135
○欠席議員	135
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	135
○職務のため出席した者の職氏名	136
開 議 （午後 1時00分）	137
○開議の宣告	137
○議案第22号の質疑、討論、採決	137
○議案第23号の質疑、討論、採決	155
○議案第24号の質疑、討論、採決	155
○議案第25号の質疑、討論、採決	156
○議案第26号の質疑、討論、採決	156
○議案第27号の質疑、討論、採決	157
○閉会中の継続調査の申し出	157
○町長挨拶	158
○閉会の宣告	158
閉 会 （午後 2時37分）	159

平成26年第1回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月27日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成26年3月5日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	野 村	智 一	君	2 番	高 橋	祐 二	君
3 番	坂 部	敏 夫	君	4 番	襟 川	仁 志	君
5 番	金 子	孝 之	君	6 番	福 田	正 司	君
7 番	小 林	正 明	君	8 番	柿 沼	英 己	君
9 番	富 岡	芳 男	君	1 0 番	黒 澤	兵 司	君
1 1 番	青 木	國 生	君	1 2 番	細 田	芳 雄	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成26年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

平成26年3月5日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君
経済課長 兼農業委員会 事務局長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君

兼 会 計 管 理 者 長	荒 井 和 男 君
教 育 委 員 会 長	高 橋 充 幸 君
農 業 委 員 会 会 長	服 部 慎 衛 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	小 林 さ や か
書 記	大 谷 英 希

開 会 (午前 9時13分)

○開会の宣告

○議長（細田芳雄君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（細田芳雄君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議された案件は、町長提案の専決処分事項1件、条例の改正13件、町道路線の廃止及び認定各1件、人事案件1件、補正予算6件、平成26年度予算6件であります。陳情については、お手元に配付のとおり、「「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書」、「これからの勤労青年教育のあり方に関する要望書」の2件が提出されておりますので、報告いたします。

議員派遣につきましては、お手元に配付いたしました議員派遣結果報告書のとおり、1件の派遣を行いました。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成25年度10月分、11月分及び12月分が監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

また、去る2月12日に教育委員会から、千代田町教育委員会の点検・評価報告書が提出され、お手元に配付いたしましたので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付しました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

3番 坂 部 議員

4番 襟 川 議員

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（細田芳雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から13日までの9日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から13日までの9日間と決定いたしました。

○一般質問

○議長（細田芳雄君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、3番、坂部議員の登壇を許可します。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） おはようございます。議席番号3番、坂部敏夫です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1番、これは総務課長にお伺いをします。行政評価について質問させていただきます。平成25年度の執行部主催地区懇談会において、町長から行政評価委員会が発足したという発表がありました。財政支援とは、人、物、金、時間、情報と言われております。人材、設備、財政など、これらの行政資源の使い方を基本から考え直す、すなわち効率的、効果的運用を推進するために、今回の企画は有意義で大ヒットと考えております。

つきましては、議会側としてもその準備をせねばなりません。下記について質問します。簡単のところですが、執行部と議会での足並みをそろえる意味で、この行政評価、ずばり行政評価という名前です。よろしいですか、仕事の名称です。

2番目、計画書はいつから、どのような形と内容、規模で議会のほうへご提示いただけますか。

質問内容は以上なのですが、議会としても予算、決算の調査、常任委員会だとか、もしくは特別委員会を設置して取り組むことになると思います。執行部の考えるところを伺いたいと思います。時には法整備も必要かと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） おはようございます。ご質問にお答えいたします。

まず初めの質問ですが、これにつきましては、第6次行政改革大綱の目標に「行政評価委員会の設置」と明記いたしましたので、行政評価という名称を使いたいと思います。

2問目ですが、行政評価委員会の行う仕事としましては、まず予算に係る考え方を明確にし、その後決算において調査、検討を行います。国において行われました事業仕分け的なことも行いたいと考えております。また、過日館林邑楽総合開発促進協議会で東京の武蔵野市を視察してきましたが、公

共施設に係る調査、分析により定期的な補修や改修、必要に応じた施設の建てかえ、施設の合体による効率化の推進といったことも調査、検討できれば財政面での施設の効率化が図れるものと考えております。とりあえず今回は新年度予算に係る各課局における事務事業指針を作成しまして、本日お手元に配付させていただきましたので、まずは行政評価委員会の初仕事としてご理解いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） ご回答ありがとうございます。配付いただきました資料をもとに一生懸命勉強させていただきたいと思います。

次、2番に入ります。安全、安心を担ってくれる消防団への報酬について総務課長のほうへご質問申し上げます。我が町は消防団員への報酬と出勤手当は国の算定基準に従って合っていますかという質問なのですが、平成26年2月16日の日経新聞によりますと、国は地方交付税算定の際に消防団員1人当たり年間3万6,500円の報酬、1日100円の計算になりますが、その報酬と、出勤1回当たり7,000円の手当を支払うようにしてある、このように報道がありました。これを実行しない自治体があるので、総務省が実態を発表して消防団員減少の対策をするという報道を見ました。安全、安心を自主的に支えてくださっている消防団員への配慮を伺います。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

まず、消防団員の待遇についてご心配をいただきまして誠にありがとうございます。消防団員の報酬につきましては、議員ご指摘のとおり、地方交付税の中の算定基礎額で計算されております。しかし、報酬額につきましては各組合や自治体により格差があります。県内では最高で年額7万7,000円から最低で6,600円までと大きく開いております。また、出勤回数により手当を出すところと出さないところとまちまちであります。館林地区消防組合におきましては、県内31組織の中で上位6番目に位置し、年間5万5,000円が支払われております。これには出勤回数による手当は含まれておりませんが、消防団運営報償費や水防団運営報償費としまして、個人にではなく、消防団の班ごとに運営費という形で別途団員1人当たり2万5,000円が支出され、必要経費として使われておりますので、待遇面としては悪くないと理解しております。

今後とも地域の安全、安心のために最先端で活躍している消防団員のためにいろいろとご協力くださいますようお願いを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） ありがとうございます。明確な数字をもった回答、しかも総務省の基準を上回って県内で6番目の支給率ということで安心しました。冬の寒いとき、夏の暑いときも問わず、事あるときには水害ですとか、火災ですとか、事件があるたびに出動していただける消防団にはきちんとした対応をいただいているということで安心をしました。

3番目の質問に入ります。これは環境保健課長へお伺いをしたいのですが、ごみを減らす、これは我々の使命であります。そこで、都市鉱山の開設計画はありますかというタイトルでお伺いしたいと思います。小型家電の回収によりレアメタル、すなわち希少金属の資源リサイクルが進むとされております。これを一般的に都市鉱山と呼んでいるようです。現在認定されて回収が進んでいるものに対し、小型家電製品やパソコンなどを新しく無償回収品とすることはできませんか。認定品はもちろん問題なく回収していただけるのですが、中にはこれなど引き取っていただければいいのになというものも実は手元にございます。そんな都市鉱山への取り組み計画、これをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 野村環境保健課長。

○環境保健課長（野村真澄君） 坂部議員の質問にお答えいたします。

電子技術の高度化に伴いまして機器に使用されるレアメタル、レアアースと呼ばれる希少金属、希土類など、日本ではほとんど産出することのできない重要な地下資源と認識をしております。資源リサイクルにつきましては、廃棄物を減量するとともに、資源の有効活用を利用するため、平成13年、家電リサイクル法によりまして、まずテレビなどの特定4品目、エアコン、冷蔵庫、洗濯機などがございますけれども、こちらが対象となり、平成15年からはPCリサイクル法によりパソコン、更に昨年25年4月から、金やレアメタルなどの資源回収を目的とした小型家電リサイクル法が始まりました。太田市外三町で構成するリサイクルプラザにおきましては、粗大ごみ、不燃ごみを回収されたごみの中からピックアップ方式と呼ばれる手選別での小型家電の回収を現在行っております。また、2月5日には町の粗大ごみ回収時に、生活環境委員さんを中心に試験的にイベント回収といたしまして小型家電の受け入れを実施しております。今後拠点回収が実施できますよう、回収品目や回収方法などについて調整をしている段階でございます。小型家電が都市鉱山となり得るよう、町としてもイベント回収や拠点回収を併用しながら、町の皆様にも積極的な協力をいただき、有効な資源回収に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございます。

これは私流のやり方でございます。前置き、後講釈はなしといたしました。時間の有効利用、こんなふうにご心がけております。

以上で質問終わります。ありがとうございます。

○議長（細田芳雄君） 以上で、3番、坂部議員の一般質問を終わります。

続いて、7番、小林議員の登壇を許可いたします。

7番、小林議員。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） 議席ナンバー7番、小林正明でございます。それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

食物アレルギー児童生徒への対応策についてお尋ねいたします。2012年12月に東京都調布市での小学校5年生児童が学校給食を食べて死亡した食物アレルギー事故がありました。文部科学省の統計によりますと、調査によりますと、全公立小中高校の児童生徒の4.5%に当たる45万4,000人が食物アレルギーを持っているとの報告もあります。このような現状であり、食物アレルギーへの対応策は重要となっております。また、群馬県においても県教育委員会が学校における食物アレルギー対応マニュアルを作成しました。県医師会の監修であります。また、日本保育園保健協議会の手引きによりますと、アレルギー患者の割合は、保育園4.9%、小学校の2.8%より多いとの報告もありました。アレルギーのある子供も安心しておいしい給食を楽しめるよう願うものであります。つきましては、以下の内容に質問させていただきます。

食物アレルギーに対する考え方と児童生徒のアレルギー者人数についてお尋ねします。わかれば保育園、幼稚園についても同様にお願いしたいと思います。

教育長にお尋ねいたします。食物アレルギーの子供は増えている現状にありますでしょうか、どうぞご答弁をお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

食物アレルギーにつきましては、小中学校、幼稚園、保育園におきましても命にかかわることと認識しております。痛ましい死亡事故が起きたことに改めて重大さを痛感し、最大限の対応が必要であると考えております。

食物アレルギーを持つ園児、児童生徒数ですが、給食の対応が必要な人数は、小中学校、幼稚園、保育園を合わせて現在17名です。食物アレルギーの対象物としましては、牛乳、乳製品、甲殻類、卵、ソバ、大豆、ピーナツ、ゴマ、小麦等になっております。また、食物アレルギーの子供の人数は増加傾向にございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（細田芳雄君） 小林議員。

○7番（小林正明君） どうもありがとうございました。私たち、私自身はアレルギー持っていないので何でもおいしく食べられるわけですが、子供たちが、先ほども申し上げましたが、おいしい安全な給食がいただけると、これがもう本当に食育そのものになると思っております。

ちなみに、やはり文科省の調査ですが、食物アレルギーのある児童生徒への給食対応としてこんな数値が出ております。文科省が求める望ましい対応として、原因食品を取り除いた給食を提供されている児童生徒が61%、28.1%が自分で原因食品を取り除いて食べている、10.8%は昼食に弁当を持参

して対応していたと、こうあります。先ほど教育長の答弁の中で、小中、そして保育園、幼稚園、アレルギーの子供は17名ということで、正直、数は私としては少し安心したところでもあるわけですが、この子供たちが、あるいは今後また新入幼稚園、保育園、新入生徒、学生がおるわけですけれども、生徒がおるわけですけれども、その子たちに対してもしっかりとそういったことの対応をしていただきたいなと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。食物アレルギーのある児童生徒への対応策についてお尋ねいたします。食物アレルギー対応マニュアルの検討、研修会等の実施についてお尋ねいたします。あわせて、内容的にはこれも含むこととなりますが、その内容は子供への対応、そして緊急時の対応策、保育園、幼稚園児における誤食対応などお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

県教育委員会から食物アレルギー対応マニュアルが提示されましたが、各学校において具体的に対応できる内容になっております。各校では県のマニュアルをもとに独自に作成したり、全教職員が食物アレルギーに対して正しい知識を持ち、共通理解を図るため、年度初めに研修会を実施しております。研修会では養護教諭を中心にマニュアルや緊急対応方法の確認、それから食物アレルギーを持つ児童生徒の情報の共有等を行っております。幼稚園においても、県のマニュアルを参考にしながら、保護者と連携を図り対応しています。また、保育園におきましても、厚生労働省の保育所における対応ガイドラインマニュアルをもとに対応し、職員研修では食物アレルギーの関係のDVDの活用や、県の研修会に参加し、園内研修を行い取り組んでおります。

また、食物アレルギーのある児童生徒への対応ということですが、緊急時の対応方策につきましては、全教職員が常に意識できるように、職員室の壁面に掲示したり、電話や教卓の近くに提示したり、すぐに対応できるように準備しております。また、先ほどお話しいただきました誤食しないようにということで十分に連携を図っておりますが、しかし誤食してしまった場合に備えてということで、日ごろから個別対応表をつくり、症状に応じた対応ができるように教職員の共通認識を図っております。保育園におきましては、保育室にも対応方法を掲示して情報を共有し、給食の提供時には給食室と保育室で二重のチェックを行い、間違いのないように万全を尽くしておりますが、緊急時には管理指導表に基づき保護者及び医療機関に連絡の上、対応することになっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） ありがとうございます。県の作成した学校における食物アレルギー対応マニュアルの特徴、これ私が申し上げるまでもなく、学校、教育委員会では十分認識して、また研修され

ているとのことですが、あえてもう一つだけ、4つほど申し上げます。

1、食物アレルギーの基礎知識、2、対象となる子供への対応、3、学校給食の対応方法、4、緊急時アナフィラキシーへの対応と4項目に分かれているようでございます。ちなみに、アナフィラキシーショックと言われるものがありますが、これを念のため私なりに解釈したところで申し上げます。じんましんや息切れ、強い腹痛など、血圧低下、意識障害など複数の症状が同時に急激に出る状態を言いますということだそうでございます。

そういったことで、アレルギー、言葉で言えば簡単なことなのですが、生死にかかわることでもあります。そういったことで、今後、先ほども少し申し上げたのですが、新しく入学、入園なさる子供たちのために、今も十分やられていると思いますが、入学前の就学時健診と個別の取り組みプランについてお尋ねいたします。ただ、これは私が言ったのはいいのかなと思うのですが、保護者の判断で就学児童予定者に対してアレルギーの該当する食物を除去してしまう、だから成長期における長期のそれが続きますと栄養摂取不足など、成長過程において問題が生じることもありますので、こういったことについては医師の診断といたしますか、きちんとしたものを学校に提出していただけるよう、大事なことだと思っております。そういった中で、子供たちが健全に学校に来られる、そしてまた教育委員会としてもしっかりとその子供への特定の対応ができると、そのように考えます。就学時健診と個別の取り組みプランについてお尋ねいたします。お願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

就学時健診時の取り組みについてということですが、お答えをいたします。園児が健診等を受けている間に保護者に管理カードを配布し、その場で記入していただく方法をとっております。その後、更に個別の実態を細かく把握するために、養護教諭が中心となって面談を実施しております。また、園児、児童生徒の食物アレルギー状況につきましては、保護者との面談により詳細に実態把握を行い、議員さんのお話のように、必要に応じて主治医にも相談をして個別対応表を作成し、情報共有により共通理解を図り支援しております。保育園におきましては、アレルギー検査報告書と医師の診断によるアレルギー疾患生活管理指導表を提出し、入園説明会で保護者をお願いしております。途中入園児につきましても個別に対応に努めております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） ご答弁ありがとうございました。子供の生命というのは、体力的に見たときに、乳幼児になれば乳幼児になるほど体力は少ないといえますか、そういったことで緊急性が非常にあるわけなのです。我々が通常の見方だと、症状が早く進んでしまつて重大な事故になることが当然考えられるわけです。そういったことで、学校全体といたしますか、全教職員の周知が大切だと、

そう思う次第であります。今までの教育長の答弁の中に十分な答弁がありますので、その辺は安心することもできました。ありがとうございます。

さて、次の質問に移らせていただきます。食物アレルギーのヒヤリ・ハットした事例がありますか。宿泊行事、旅行先や、そしてエピペンの使用事例などありましたらお尋ねいたします。また、そのエピペン等の取り扱い、どのようにされているのか、お尋ねいたします。ちなみに、エピペンとは、症状を和らげるアドレナリンの自己注射薬とのことであります。ご答弁をお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

本町におきましては、現在のところ児童生徒、園児のヒヤリ・ハット事例はありません。また、エピペンの対象となる児童生徒、園児もおりません。エピペンの使用方法につきましては、先ほどもお話ししましたように、校内の研修会で養護教諭が中心となって全教職員を対象にして実施しております。修学旅行等では事前に宿泊施設と相談をして、アレルギー対応の特別メニューをつくってもらっております。また、食事前にもきちっと教職員が確認をして、その上での食事ということで努めております。また、保育園におきましても、現在は対象園児はおりませんが、園長と管理栄養士はエピペンの使用方法について研修を受けております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） エピペンを使用することがなかった、あるいはそこまでの生徒さん、園児さんはいらっしゃらない、これまたいらっしゃらないのは非常に結構なことだと思っています。予防として研修が大事だということで、緊急時の対応確認ということで念のため私もちょっと調べたところでのお話を少しさせていただきます。これは高崎の小学校において食物アレルギー研修をしたということの新聞記事なのですが、県教育委員会が学校での食物アレルギー事故を防ぐための対応マニュアルを提示した。それに伴ってこんなような研修をしたということでの報告であります。食物アレルギー対応研修会を開いたと。同校の教職員や、これ高崎の小学校であります。同校の教職員や栄養士、学校医約30人が情報を共有し、緊急時の対応を確認したと。学校医、学校の指定のお医者さんですね、学校医のかかわり方初め校内対策委員会の実施上の課題を確認したと。そして、その中で児童の担任や栄養士、管理職や学校医の人たちとお互い勉強する。この中で1つ私数値を申し上げますが、ポイントだと思いました。食後2時間、運動開始1時間が危険と言われている。今までアレルギーがある子もない子も、場合によっては突然発症することも、場合によっては体力、体調等によって違うと思いますが、あるかもしれません。そういったことで、そういった食後の対応にも十分注意をしていただきたいなと思っております。これは要望でございます。

続きまして、最後の質問に入らせていただきます。学校、保育園、幼稚園給食の食物アレルギー対

応策についてお尋ねいたします。どのような食事を提供すべきなのか、そして栄養摂食障害にならないように、栄養士さん、管理栄養士さん、養護の教員の方、担当の先生方、皆考えに考えていらっしゃると思いますが、その辺の報告といたしますか、答弁をお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

学校給食を調理する給食センターでは、献立表に食材を品目ごとに細かく表示し、学校、幼稚園ではそれをもとに栄養教諭等が原因物質やその量を明記し対応しております。給食対応が必要な児童生徒、園児につきまして、栄養教諭や担当等と保護者が連携をし、食べられないものを除いたり、家から代替食を持参してもらったり、個別に対応しています。また、保育園におきましては、アレルギー疾患生活管理指導表をもとに個別に代替献立表を作成し、保護者に確認を得て代替食、除去食の対応に努めております。

議員さんより子供たちの食、カロリー等々が落ちないようにというようなお話がございましたが、献立表の中にはエネルギー、それからカロリー等々細かく入っております。それから、使用している食材等も入っております。特に先ほどお話ししましたように、ゴマアレルギー等ございます。そうすると、この品目の中でチェックをしまして、そして栄養教諭と学校と連携をとって保護者に連携をした対応というようなことで努めております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。質問の趣旨は、もう申し上げたとおりでございます。

最後に、少しでも要望を申し上げます。教育現場としては非常に苦勞なさって……

○議長（細田芳雄君） 小林議員に申し上げます。

質問でございますので、要望等はここでするのは差し控えてください。

○7番（小林正明君） わかりました。

それでは、最後のはまよめの質問させていただきます。教育現場における対応は非常に大変なことで察しております。先ほど答弁にございましたが、食物アレルギー、原材料を示した献立表を家庭に配布し、それをもとに担任教諭の指示や児童生徒自身の判断で給食から原因食品を取り除いているケースが少なくないとあります。また、我が子を心配する余り何種類もの原因食品の除去を指定する保護者もいるが、成長期に栄養バランスが偏ることになるため非常に問題がある。子供たちを見ているのは家庭であります。預かるのは学校であります。そういったことで、先ほど教育長の答弁にもありましたけれども、学校と家庭側、そして調理する現場の給食センター、管理栄養士さん等々、これは安全に考えたら何度打ち合わせしても、その改善策が出てくるかもしれません。今後ともそういつ

た対応をしっかりといただけるようもう一度、済みません、答弁をお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えをいたします。

今までのお話の中で申し上げましたように、食物アレルギーは命にかかわる大変重大なことであると、そのための対応ということで今議員さんからお話がありました。学校、それから家庭、それから給食センター、そして医師ということで、連絡を密にとって誤りのないような対応をしていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） これで私、小林正明の質問終わります。どうもご丁寧な答弁ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で、7番、小林議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、福田議員の登壇を許可いたします。

6番、福田議員。

[6番（福田正司君）登壇]

○6番（福田正司君） 議席6番の福田でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私からは3項目ほどお伺いをいたしますが、思ったよりも時間早く回ってきたものですから、なかなか心の準備ができていませんが、一生懸命質問をさせていただきますので、わかりやすい答弁をいただきますようお願いをいたします。

最初に、先般に見舞われました記録的な大雪のときにおきます町の対応についてお伺いをいたします。私も千代田町議会議員として活動させていただき今月でちょうど丸10年が経過をいたします。月並みな言葉で言えば、過ぎてみればあっという間の10年ということになるのかもしれませんが、しかし振り返ってみますれば、本当にいろんな出来事がありました。1つには、全国的に大きな被害をもたらしてしまった自然災害が数多く発生してしまったこの10年間ではなかったかとも思います。新潟中越地震や東日本大震災、連日気温が40度を超えるという猛暑や竜巻を伴ったゲリラ豪雨、更には先般2週にわたって見舞われました大雪災害など、被災された方々には心からお見舞いを申し上げるところであります。

私が議会議員として初めて一般質問をさせていただきましたのは、10年ほど前、くしくも今回と同じ防災に関しての質問でありました。あのときは新潟中越地震の直後であり、私もすぐさま甚大な被害を受けた新潟県小千谷市を訪れ、倒壊した家屋や陥没した道路などを目の当たりにしてきて、千代田町の危機管理体制や防災体制の整備について提言をさせていただいたものでありました。阪神・淡路大震災や新潟中越地震では、それぞれ想像を絶する大きな被害が発生したにもかかわらず、幸い私

たちの地域は目立った被害もなく、地震や台風、加えて降雪災害に対しても、ややもすると自然災害の少ない地域という考えのもとに毎日を過ごしていたのかもしれませんが。しかしながら、近年は異常気象という名のもとにその考え方は覆され、地震やゲリラ豪雨、また今年は想像を絶する大雪により農作物や建造物への被害のみならず、町民の生活にも大きな被害を受ける結果となりました。私自身もとりわけ大雪に関しましては過去の経緯を鑑みても、この地域で災害になり得る対象との考え方が希薄であったのも事実であります。それらを踏まえてまず最初にお伺いをいたします。

先月2週にわたって見舞われた記録的な降雪に対して、町防災機構として初動態勢はどのようにとられたのか、お伺いをいたします。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

2月に入り、4日に今年初めての積雪がありました。その後8日と14日の土曜日は2週にわたり歴史的な豪雪を記録しました。この豪雪は全国各地で建設物や構造物の倒壊及び破損、高速道路等での車両の立ち往生、交通網が遮断されての孤立集落の発生、ライフラインの寸断等、大規模な被害をもたらしました。本町では多様化する自然災害等に対しまして住民の生命、財産を守ることは私並びに職員に課せられた職務であると考えております。このため、日ごろから災害が発生するおそれがあるときは情報収集に努め、有事に備えて職員の配備体制を整えております。今回の豪雪では気象庁発表の降雪予報や積雪状況を基本に情報収集活動を行い、警報等が発令されて災害が発生するおそれが認められましたので、防災、道路管理、農政担当部署を招集しました。中でも14日から降り続いた雪に対しましては、15日の午前7時に災害警戒本部を設置し、町内巡視を実施させ、防災活動に努めました。もちろん千代田消防署とも連携を図りながら災害に備えました。

巡視活動の結果、最も懸案となったのが町内の県道を初めとした幹線道路や住宅地内の町道等が積雪により交通に支障を来していたことです。除雪に関しましては、毎年本格的な降雪期を迎える前に安全な道路状態を確保するため、町内の建設会社に対し降雪時の除雪作業を書面にてお願いしております。今回も昨年12月、建設会社ごとに担当区域や担当路線を示した図面を示し、除雪及び凍結防止剤の散布の協力を依頼しました。よって、今回の大雪に対しまして、積雪状況を見た上で出勤要請を行い、対応していただいたものであります。この場をおかりいたしまして、協力いただきました関係者の皆様にはお礼を申し上げたいと思います。

今後ともさまざまな自然災害が予想されますが、関係機関のご協力をいただきながら、初動態勢に万全を期してまいりたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田議員。

○6番（福田正司君） 15日のAM7時に招集をかけたということで、これは迅速な対応ができたということでお礼を申し上げるところであります。今開会中の群馬県議会におきましても、この初動態

勢の不備が指摘をされております。これは、15日未明にもう停電が入っていたのにもかかわらず、なかなか県議会、群馬県議会としては初動態勢がおくれたということに対しての指摘だということになっております。千代田町には行政区を単位といたしまして地域の防災組織が今現在数カ所で立ち上がっております。こういった住民の既存組織の活用というのもこれから十分検討をいただければ、こういった時点で本当に有効な施策になるのではなかろうかと思っています。県内の自治体でも今回の降雪に対して地域の防災組織に除雪などの補助金を出している、こういったところもあるようですので、ひとつご検討もいただきたいと思っております。

次に、今回の大雪に関しまして、本町関連の被害状況についてお伺いをいたします。2月24日付の新聞報道によりますと、群馬県全体の農業関係被害総額、これは247億6,200万円とのことであり、農業施設や農作物に壊滅的な被害が発生をしてしまいました。また、今朝の上毛新聞を見ますと、倒壊した農業施設を再建する費用を全て被害額とみなすと、作物と合わせて約422億、こんな状態になるという結果も出てきています。また、商工業関係では27億円、主に観光地のキャンセル料、こういったものが主だそうです。そのほか一般住宅やカーポートの建物附属については現在調査中とのことですが、折々その報道に大きな被害が発生してしまったことは推察できるところであります。本町においても多くのそのような痛々しい光景が見られ、心痛む思いでおるところであります。現時点で把握されている本町関係の大雪被害の状況についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） まず、2月4日の降雪につきまして、被害等は確認しておりません。

次に、2月8日からの降雪につきましては、午前及び午後の巡視活動を行った結果、新福寺地内のビニールハウス1棟の倒壊を確認しました。また、雪の重みにより樹木の枝や竹林が交通の妨げになっていた場所につきましては、伐採するなどして対応しました。道路に関しましては、建設会社による除雪作業を実施していただきました。

14日から降り続いた雪では、先ほど申し上げましたとおり、午前7時に災害警戒本部を設置し、町内巡視を行いました。まず、赤岩地内の山林において1本の倒木があり、それを起因として倒木が電話線を巻き込みながらNTT柱を破損させて町道を塞ぎました。このため、通行どめのバリケードを設置するとともに、倒木の撤去を業者をお願いし、NTTへの通報を行いました。また、樹木の大きな枝が折れて交通の妨げになっていた箇所が多数ありましたので、伐採及び撤去を行いました。一般住宅においては正確な数字は未調査ですが、瓦や雨どいの脱落や破損、テレビアンテナが曲がるといった被害、中でも雪の重みによってカーポートの損壊が多くあったようであります。

一方、農業関係の被害につきましては、県内全域において農業用施設や農作物等甚大な被害が発生しました。県から依頼があり、被害発生後から町ではJAと連携し被害状況の迅速な把握を行い、2月24日現在、県全体の被害総額が247億6,200万円であり、主なものでは、パイプハウス等の農業用施

設92億3,200万円、キュウリ、トマト、イチゴ等の農作物被害が147億3,500万円、その他家畜や果樹の被害が報告されております。本町におきましては、概算ではありますが、パイプハウス等の農業用施設被害額が642万円、イチゴ等の農作物が170万円、被害総額812万円の調査結果となりました。群馬県の大雪にかかわる農業被害対策本部では、新聞報道にもありましたが、市町村と連携を図り緊急的な支援を行う予定で、被害農家、離農や規模縮小しないで今までどおり農業を継続できるよう支援していきたいと考えております。

公共施設においては、西小学校学童クラブ遊戯室東側の下屋が広範囲に倒壊しました。また、西保育園では園舎北側の屋根瓦が落ちて破損し、雨どいの一部が雪の重みで脱落しました。西幼稚園では、園舎北側のひさしが完全に脱落し、西小学校でも物置のひさしが破損、町民体育館西テニスコートのベンチ屋根及び支柱も倒壊いたしました。また、町内の集会所施設においても駐輪場等の屋根が破損し、場所によってはテレビアンテナにも被害が及んだと聞いております。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田議員。

○6番（福田正司君） 今、町の行政として大切なことは、1つには、被害に遭われた方々の一日も早い再建をお助けすることだというふうに思っております。このことは既に検討されていると思いますが、一般住宅、農業関係、事業主への資金融資などについて現在どのように具体的な支援をされるのか、お伺いをいたします。

また、被災された方に伺いますと、金銭面はもちろんです、倒壊した瓦れきやカーポートの残骸の処理に困っている、こんな話も伺います。県内の多くの自治体でもこれらの処理を無料で行っていると伺いました。本町ではどのようにするのか、お伺いをいたします。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

まず、このたび大雪により被害を受けた皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

さて、見舞金等の救済措置につきましては、過日区長さんを通じて回覧させていただきました。本町では今回の大雪により被害を受けた住宅、物置、車庫等の修理、補修、改築等に要した経費は、10万円以上かかった場合、1世帯につき1回限りですが、一律で1万円のお見舞いを支給させていただきます。また、園芸施設につきましては、町内に設置されている作物の栽培を目的とした大型ハウスやパイプハウス等に被害があった場合、一定の条件を満たす必要がありますが、施設の大きさに応じて5,000円、1万円、2万円の3段階で見舞金を支給いたします。

また、商工業関係につきましては、町内事業所におきましても被害が報告されておりますことから、中小企業者に対します金融の円滑化は非常に重要と認識しておりますが、町独自の災害に係ります臨時的融資制度は現在ありません。県におきましては、大雪の被害を受けた中小企業者から相談、問い合わせがあった場合には、県の制度であります経営サポート資金等を紹介していただきたいとの連絡

がありましたので、これらの制度を活用していただければと思います。今後も中小企業者の資金繰りの円滑化に迅速に取り組んでいく考えでありますので、よろしくお願いいたします。

また、担当課におきましていろいろなことが町のほうにも届いておりますので、説明をさせます。

○議長（細田芳雄君） 野村環境保健課長。

○環境保健課長（野村真澄君） 廃棄物の受け入れについてお答えいたします。

今回の雪の被害によりまして家庭などのカーポート、物置、そういったところの瓦れきが発生しております。この受け入れにつきましては、大泉の清掃センターにおきまして無料で引き受けをするというようなことで方向性のほうは決まっております。通常ですと、一般的な、自己搬入というような形で持ち込みをしておりますけれども、今回につきましては処理困難物が附属している可能性がありますけれども、これも含めた形で清掃センターのほうで無料で引き受けをするというようなことで、2月22日回覧のほうでお知らせをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 福田議員。

○6番（福田正司君） 臨機応変な対応を本当にありがとうございます。そういう面では群馬県でも金銭面の支援ということでは国と合わせて50%の何か再建費用を出すということで今日も新聞出ていましたので、そういったこととリンクしながら町のほうもぜひ再建への手伝いをさせていただきたい、そういうふうに思っているところであります。

時間の関係で1の3で通告していました質問を省略させていただきたいと思います。申しわけございません。要は、大雪などの災害時に要援護者への安否確認や生活支援のシステムづくり、こういったものをできているかということではありますが、また別の機会にこれは質問させていただきたいと思います。

次に、今後の想定外の災害に備える考え方についてお伺いをいたします。超大型ハリケーンの発生、また異常気象という言葉だけでは済まされない大きな自然災害が全世界的なレベルで発生をしております。この地域をとってみても100年に1度と言われる大きな地震、二十数年ぶりに猛暑日の連続記録を更新、更には120年の観測史上最高の積雪など歴史的な記録づくめであり、今後は今まで想定外であったものに対応した防災体制を整える、こういった必要性も出てくるのだろうというふうに思うところであります。防災に安全神話はあり得ない、こういった考え方が大切なのだというふうに思っております。今回の大雪をとってみますと、あの状況で町民が一番強く望んでいた対応が生活の足、いわゆる一般道の除雪であったのだろうというふうに思います。結果として一般道の除雪、排雪に時間がかかってしまっていたのは、やはり想定外の大雪ということなのかもしれませんが、今後はこれらを教訓として迅速に対応できる体制を、先ほど町長のほうからも見直すという話もありましたが、町民の安全を確保する、こういったことが必要になってくるのだろうと思います。今後大雪におきまず除雪対応、また被害を最小限に食いとめるための、降っている最中の注意喚起、こういった体制に

ついてどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

本町では河川の氾濫や都市型水害、竜巻、大地震発生時における火災など、さまざまな被害が想定されます。そのため、町民一人一人の防災意識の高揚を図り、総合的かつ計画的な防災体制を確立する必要がありますので、平常時から防災に関する知識や災害時の行動について、広報誌や町ホームページに記事を掲載し、防災パンフレット等の配布を行うとともに、防災訓練への参加や自主防災組織の結成をお願いしているところであります。また、予想をはるかに超えた大災害となりますと、対処マニュアルが役立たなくなる可能性もあります。災害に対していかに臨機応変に対応するかによって被害が大きくなり、小さくなります。そのため、災害発生時において自助、共助、公助の連携が大切だと言われております。みずからの身の安全はみずからが守るという自助が防災の基本であり、次にお互いに助け合う共助が大変重要であります。大規模広域災害時には、行政組織や消防などの防災関係機関の機能が麻痺することが予想され、全ての現場で災害活動することはできませんので、それまでの間地域の皆様が協力して救出、避難活動を行うことで災害による被害を最小限に抑えることができます。もちろん町では防災情報システムや全国瞬時警報システム（Jアラート）などを取り入れた災害情報を町民の皆様へ円滑に情報提供するため、防災行政無線や登録制における安全、安心メールなどを活用する体制を整えております。また、各携帯通信業者との連携し、エリアメール等により災害時の緊急連絡体制の充実を図るとともに、災害時の減災と災害弱者に対する連絡体制を調査研究したいと考えております。

今回のような豪雪に伴います除雪体制につきましては、先ほど申し上げましたが、建設会社の協力があってこそであります。そのため、例年どおり本格的な降雪期を迎える前に安全な道路状態を確保するため、降雪時の除雪等作業につきましてお願いしてまいりたいと考えております。もちろん気象情報などから情報を収集し、適宜出勤要請を行ってまいります。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田議員。

○6番（福田正司君） 要は、町民の安全、安心の確保に向けて議会、町一緒になってこれからも取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

次に、質問内容が変わりますが、町の公金管理体制についてお伺いをいたします。町には各基金、町民皆様からお預かりしている貴重な財産が保管をされております。地方自治法235条の4第1項及び2項では、公金管理について最も確実かつ有利な方法で保管することと定められており、また各種基金は地方自治法241条の4第2項で、特定の目的に応じ確実かつ効率的に運用しなければならないと定められております。この意図するところは、金融機関への貯金、その他最も確実有利な方法によ

り保管することであり、支払準備金に支障のない限り、適時適正に貯金による運用利益を図るということであろうと思います。

しかし、昨今ではペイオフ解禁に伴い、運用に重点を置くよりも元金保証を基本としたより安全性の高い保管方法が主力となっております。安全性を最優先することは当然のことと考えますが、景気が上向き傾向となった今日においては、運用面についても再検討する時期に来ていると思っています。皆様からお預かりした貴重な財産を少しでも有利な保管方法へとシフトしていくことも必要なことなのだろうと思うところであります。それらを踏まえて現在の公金管理方法とあわせて今後の展開についてお聞かせをいただきたいと思っています。

なお、この件につきましては、日常業務を担当している会計課長より答弁をいただきますよう、町長の特段のご配慮をお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町の公金管理体制についてのご質問であります。会計管理者であります会計課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 荒井会計管理者兼会計課長。

○会計管理者兼会計課長（荒井和男君） 町の公金管理体制につきましてのご質問につきましてご説明をさせていただきます。

ただいま福田議員おっしゃるように、公共団体の歳入歳出に属します現金につきましては、地方自治法の235条の4第1項の規定にあるとおりでございます。最も確実かつ有利な方法ということでございますけれども、通常金融機関に預金をいたしまして安全に保管することになりますので、本町ではつり銭等支払準備金に支障のない限り、適時適正に指定金融機関あるいは収納代理金融機関等へ分散をして預金をすることによって安全性の確保を図りながら運用を図っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田議員。

○6番（福田正司君） ありがとうございます。

次に、住民福祉の向上施策についてお伺いをいたします。答弁者に十分時間を確保したいと思しますので、私からは単刀直入に質問させていただきます。児童福祉を初めとする本町の住民福祉の水準は、近隣自治体と比較してどの程度の水準なのでしょうか。また、今後どのような取り組みを進めることにより更に充実した本町の福祉行政が確立できるのか、思いを語っていただきたいと思っています。

なお、この件につきましても、日常業務を担当している住民福祉課長より答弁をいただきますよう、町長の特段のご配慮をお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町の福祉全般にかかわる水準はどの程度かといったご質問でありますので、担当しております住民福祉課長より説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、児童福祉でございますが、児童福祉の施策につきましては、子供たちの保育や健全育成、虐待問題など、子供のいる家庭だけでなく、地域全体が対象と言えらると思います。町では子育て環境を整えるため、平成23年度から地域子育て支援拠点事業、平成24年度から一時預かり事業、そして平成25年度には西小学校学童保育所の拡充を行うとともに、待機児童を出さない対応に努めてまいりました。新年度からは館林市ほか大泉町を除く4町で館林病児・病後児保育事業の広域利用の実施を現在進めておりますが、他町と比較しても同程度の水準で施策を展開していると思っております。

しかしながら、福祉の向上を図る上から、新規の福祉事業を実施する場合、事業の重要性や効率化はもとより、財政的な面も考慮しなければなりません。最近では乳幼児や児童を抱えて子育てに奮闘している勤労者や主婦等を会員として、児童の預かり等を希望する方とその援助、協力を希望する方との相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業の実施が求められつつあります。また、親の就労関係により保育園と幼稚園に区分されておりますが、保育園児が年々増加をたどり、幼稚園児が逆に減少する中で、今後幼児教育と保育をどのように対応していくか、検討しなければならないと考えております。

次に、高齢者福祉でございますが、平成の時代に入りまして高齢化の進展が進む中、核家族化による介護機能が低下し、高齢者介護を社会全体で支える介護保険制度が施行され14年が経過いたします。現在高齢者を支える制度として、介護、福祉、医療、雇用、年金などさまざまな施策が実施されております。町では平成25年度におきまして入所待機者の解消を図るため、特別養護老人ホーム20床の増床を図りました。独自のものとしたしましては自立支援サービスセンターがございます。近隣の市町村にはない施設であり、要介護認定を受けていない高齢者の方を対象に、健康の維持増進に重要な役割を果たしていると思っております。高齢者福祉の事業といたしましては、高齢者が住みなれた地域で生活が送れるよう、介護慰労金を初め日常生活における福祉機器貸付事業や紙おむつ支給事業などさまざまな事業を実施し、他町と同水準か、それ以上ではないかと思っております。今後高齢化が更に進むことが想定される中、高齢者等の日常生活における移動手段として現在公共路線バスを利用いただいておりますが、利便性や効率性を考慮した新たな福祉目的の交通手段や日常生活に必要な食料確保などの手段が図れるよう、社会資源の活用も含めて必要になってくるであろうと感じております。

次に、障害者福祉につきましては、平成17年の法律改正により、障害の程度を示す全国共通の尺度

として障害程度区分が導入され、国が費用の2分の1を義務的に負担する仕組みや、サービス量に応じた定率の利用負担が導入されてきました。平成24年度からはこれまでの利用する量に応じた1割上限の定率負担から負担能力に応じたものになりましたが、障害施策は国主体の事業が多いところがございます。町主体の施策につきましては、障害者自立支援協議会を1市5町で設置しており、その中でサービス水準の平準化を図っており、障害者ホームヘルプサービス事業を初め各種の障害者支援事業を実施しておりますので、他町とほぼ同水準かと思っております。

最後になりますが、福祉は誰もが通り、誰もが携わるものと思っております。現在高齢化が進み、核家族などの要因により家庭での介護機能が低下し、地域で「お互いさまです」といった言葉が消えてきたように感じます。地域の連帯感が薄れていく中で、福祉施策を必要とする人が今後更に増加するものと予想されます。町内の特別養護老人ホームの入所のほか、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイサービス、在宅介護支援事業など行っておりますが、増加、多様化するニーズに的確に対応していくためにはさまざまな福祉関係事業所や関係機関の支援が必要であります。町社会福祉協議会においては、平成24年度より新たな事業といたしましてボランティアセンターを設置いたしました。今後地域福祉の担い手となるボランティアの育成の活動への支援とともに、福祉を必要とする人を地域で支え、見守る体制の意識づくりが必要であると思っております。地域福祉の取り組みとして、住民の方がふだんの生活の中で感じていること、また地域の課題に対する解決策や方向性といったご意見を取り入れ、福祉ニーズに効果的でよりきめ細かな対応を行うために、行政だけの仕組みだけでなく、自主的、積極的に参加、協力いただける地域福祉の推進が欠かせないものと思っております。現在平成27年度から実施計画となります地域福祉計画、地域福祉活動計画並びに子ども・子育て支援事業計画の策定業務を平成26年度にかけて策定いたしますが、地域の方々や保護者の方々のご協力をいただき作業を進めてまいります。よりよい計画が策定できればと考えております。

結びに、福祉行政は地域住民の皆様を初め関係機関や関係団体の方々とお互いの立場を尊重し合い、協力、連携を図りながら地道な活動を積み重ねていくことが不可欠であると思っております。今後とも福祉行政にご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（細田芳雄君） 6番、福田議員。

○6番（福田正司君） 私の質問はこれで終わりますが、本町の福祉水準、これは比較的高いレベルにあるということでもありますけれども、更なる住民福祉の向上に向けて取り組んでいく必要があるのだらうと思っております。また、先ほどお伺いいたしました公金管理とあわせてこの住民福祉の向上につきましては、千代田町の今後のまちづくりに欠かせない重要な課題でもあります。

会計課長及び住民福祉課長には、今後とも立場は変わられましてもまちづくりに絶大なるご支援をいただきますよう心からお願いを申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） 以上で、6番、福田議員の一般質問を終わります。

ただいまより10時40分まで休憩といたします。

休 憩 (午前10時28分)

再 開 (午前10時40分)

○議長(細田芳雄君) 休憩を閉じて再開いたします。

一般質問、続いて8番、柿沼議員の登壇を許可いたします。

8番、柿沼議員。

[8番(柿沼英己君)登壇]

○8番(柿沼英己君) 議長の許可を得ましたので、一般質問をしたいと思います。

まず1番目の通告がふるさと納税制度についてということで一般質問します。先日、日テレの「あのニュースで得する人、損する人」というのを見ていましたら、ふるさと納税特集ということで出ておりました。ふるさと納税制度については、最近では全国民のホットな情報として制度の理解が進んできていると思われれます。自分の生まれたふるさとに限らず、みずから応援したいと思う地方自治体を寄附で実現するための制度であります。また、用途を指定することもできます。ふるさと納税制度を通じ多くの支援、自分で選ばれる新しい税の形、ふるさと納税、税を自分で考え、貢献できる時代、そういったことであります。自治体にとっても町のPR、あるいは自然、祭り、特産品など、地域の振興に寄与するものと思われれます。

昨年の議会全体研修で鳥取の米子に宿泊しましたが、米子市では大変進んでいる自治体で、市を挙げてふるさと納税の推進、あるいは米子市特産品の広告宣伝、販売促進というような、ふるさと納税制度された方にふるさと納税記念品として地元企業50社が加盟した地元の特産品64品目からお好きな品を選んでくださいということで、記念品として差し上げております。このことを通じて地場産業の振興、あるいは財政への寄与ということで、米子市を応援してくださる方に対してふるさと納税を勧め、住民税控除あるいは所得税控除として翌年確定申告でそれらが控除されるという特典もあります。そういった米子市ではそれを基金にいたしまして、子育て支援、福祉、歴史、文化、祭り、産業振興と、そういったことを基金を通じて町を元気にしているというようなことであります。市以外からもたくさん寄附をいただいて、昨年12月現在ではふるさと納税が2億円を突破しているというようなことであります。

そういったことで、そういった先進事例がありますので、千代田町にも地域貢献していただき、千代田町の力になりたいと、そういったことでこんな思いを寄附金の形で応援していただくように、千代田町もそういったことが大事ではないかなというふうに思います。現在千代田町では特典がカレンダーであるというように聞いております。ふるさと納税というのが大分周知徹底してきた中で、今後千代田町がどういう形をとっていくべきなのか、今後どうしていくか、町長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、ふるさとのために何かしたい、ふるさとの発展を手助けしたいという全国の皆様の支援を寄附により実現する制度であります。具体的には、ふるさと納税で寄附を行った場合、2,000円は自己負担となりますが、残りの金額は確定申告により所得税や住民税で還付されるというものであります。ちなみに、邑楽郡内の平成20年4月から平成25年9月までの5年半の実績を見てみますと、板倉町は371万円、明和町は1,670万円、千代田町は162万円、邑楽町は38万円、大泉町はゼロ円となっております。また、各町の寄附者への贈呈品につきましては、板倉は2万円以上の寄附者に板倉産コシヒカリ3キログラム、または農産物直売所季楽里の商品券2,000円分のいずれかを贈呈、千代田町は通常はハートフルカレンダー及びみどりちゃんグッズ、高額の場合はエコバッグ等の贈呈、邑楽町は1万円以上の寄附者に邑楽産のブランド米邑むすび5キログラムほか地場産品詰め合わせセット、及び町広報誌を1年間無料贈呈となっております。明和町及び大泉町にあっては特典はありません。

全国的には特産のお米や牛肉、海産物などをプレゼントする自治体がテレビ等で脚光を浴びておりますが、ふるさと納税は本来趣旨から考えますと、その自治体のまちづくりに賛同して納税する、すなわち寄附をするという観点から大きく外れ、ただ単に食べ物や記念品が欲しいから寄附をするというのは本末転倒ではないかという気もいたしますが、しかし寄附金によってまちづくりに元気が出るのであれば、あながち無視するわけにもいかないかなと思います。そのため、今後課長会の意見や商工会との意見交換を行いながら、町といたしましてどう対処すべきか検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼議員。

○8番（柿沼英己君） 板倉町がコシヒカリ、お米ですね、そういった農産物をやっているというようにあります。全国的には人気商品が特産品のものでは米とか、海産物ではカニ、肉、お酒、野菜、こういったもの、あるいは農産物の加工品とか、そういったものがあります。そういった中で、やはり町のPRになる、寄附金の形で応援していただきたいということ、それにあわせて町のPRあるいは財政への寄与、積極的な面を捉えて、やはり先進事例を見習って、商工会とか、あるいは課長会もうちょっと詰めてやっていきたいということではありますが、本当にこれは全国民が理解してきたことなので、もうちょっと進んでやったらいいのではないかというふうに思います。

では、次に行きます。教育政策についてということで教育長にお伺いいたします。全国学力調査、こういったものがあって、客観的にある程度捉えられるということなのですけれども、先日県議会で須藤県議が全国学力・学習状況調査で全国順位の低下が心配だと、深刻だというような質問があり、県の教育長はこのように答えております。小学校の長文記述問題は全国から見てかなり低いレベル、

考えをまとめさせる指導が不十分だった、何となくぬるま湯につかっていたムードもあるのではないかと判断し、学校ごとに指導法の弱点を見きわめ、対策を進めていると、こういったようなお話がありました。私もネットのほうで見ましたら、小学校で全国40位、群馬県が40位というような形が出ておりました。そういったことで、かなり厳しい結果が出てしまったということで、千代田町も群馬県の中にありますので、そういったことかなというふうに思いますけれども、やはり夢や希望の実現に挑戦する、これからの社会の担い手となる子供たち、そういった子供たちにやはりそういったことでは困るなというふうに思います。

そういった中で、先進地、いろいろ調べました。全国的に結構しっかりやっているなというのが実感です。例えば、北海道の教育委員会では、確かな学力を育成する7つのアプローチとして、授業改善、家庭学習の習慣の形成、学習サポートの充実、言語環境の整備、生活習慣、生活リズムの確立、読書習慣の形成、学級経営の充実、全ての子供にわかる喜びを与えたい、楽しさを与えたいというようなことで、そういった計画書を作成しておるといようなことであります。群馬県の教育委員会も確かな学力育成プロジェクトということで、全国平均を大きく下回っていると、小学生が、そういったことで、特に算数では45位と最下位、下位だったと、県教育委員会は昨年11月に小中学校に学力向上委員会を設けるよう求め、本格的な対策に乗り出しているといようなことであります。千代田町の教育政策について教育長に今後どうするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

ただいまお話をいただきましたように、平成25年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果につきましては、県議会で県教育長の答弁や新聞報道のとおり、県平均は全国平均に比べて小中学校とも全国順位が下がっております。特に小学校の活用の部分、B問題は全国で見ても低いレベルで、国語では長い文章を読み取って自分の考えを記述する、活用部分に顕著に出ていると、先ほどお話がありましたように、県教育長が答弁しております。本町におきましても同様の傾向にあります。これまでも校内研修や町の教育研究所の研修の中で学力向上のための対策を検討してまいりました。まず、先生方が実際に活用の問題を解くことから結果の分析を行い、更に県から提示された「はばたく群馬の指導プラン」を活用しながら、教科単元の中で意識的に活用力や表現力を伸ばすための時間を設定し、授業改善に取り組んでおります。来年度は各校に学力向上対策委員会を設置し、コーディネーターを中心に少人数指導の充実や授業とつながる家庭学習の充実を図るなど、学力向上のための対策に取り組んでまいります。また、教育研究所でも義務教育9年間で統一した取り組みができるように、授業改善や家庭学習のあり方について研究したり、ICT教育にも力を入れ、研究を進めたいと思っております。

先ほど北海道の例をご紹介いただきました。それから、秋田県の例よく取り上げられていると思

ます。1つはやはりきめ細かな授業改善ということで、少人数指導ですとか、習熟度別の授業に取り組んでいると。それから、授業を成立するための基盤づくりということで、これもお話しいただきましたけれども、基本的な生活習慣であるとか、それから学習の規律ですとか学習のルール、これらを学校全体で徹底して取り組んでいくというようなことも取り組まれております。それから、家庭学習の充実ということで、まず宿題は、これは与えられたものですからきちとこなすと、プラスアルファのみずから学ぶという自主学習を進めておられます。千代田町もこれ各校ずつと進めていることなのです。町としても少人数の加配の先生もいただいて充実をさせていただいております。ですから、これからは小中連携をした中で、発達段階に応じて基本的なことをしっかりと身につけさせていくと、そういうところを大事にしながら学力向上を図っていききたいと、そのように思っております。それから、一つ一つにつきましても家庭との連携を大切にされた教育を進めていききたいと、そんなふうにも思っております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼議員。

○8番（柿沼英己君） 教育長のほうから学力向上対策をしっかりとこれから取り組んでいくということで、しっかりとお願いしたいと思えます。特にゆとり教育といいまして、何か本当に保護者もゆとりになってしまっただめなのかなというふうに思えます。やはり経験ですとか、あるいは体験、そういった意味のゆとりという、知識偏重ではなくて、そういった思考する学習というのが大事だということが本来のゆとり教育なので、その辺もしっかりと教育長には啓蒙していただきたいというふうに思えます。

次に行きます。スポーツの振興というようなことで2問目質問したいと思います。スポーツの振興は町民の健康保持増進、あるいは体力の向上、あるいはスポーツを通じて人格を形成していくのだというようなことで、スポーツ施設の充実、あるいは指導者の育成、そういったことが求められております。先日の冬季オリンピックでも下川町ですか、やはり小学生のうちからアスリートはもうスキージャンプをやっていて、それで葛西選手などが、伊藤選手とか育っているのかなというふうに思われます。そういった競技力の向上はやはりジュニアからというようなことを実感いたしました。

昨年9月8日ですか、千代田町の総合体育館ではミニバスの群馬県中のうまい選手を集めて全日本の女子の元代表選手が指導者を交えて講習会を行ったというようなことで、その成果か知りませんが、ミニバスの女子が県で優秀な成績をおさめたというようなことで、大変喜ばしいなというふうに思われます。そういったことで、指導者育成、これは非常に大事でありまして、金メダリストの小幡洋次郎先生とお話する機会がありまして、やはりスポーツ指導者がしっかりしていなければ教わる生徒はかわいそうだなというような話をしておりました。しっかりとスポーツの指導者の育成ということに取り組めというようなお話をいただいたことがあります。そういったことも含めまして、スポーツ指導者、これを組織的に育成していくことが必要かというふうに思われます。

まず、子供たちはスポーツ少年団に、好きなスポーツにお父さんやお母さんと一緒に入っていくのかなというふうに思われます。千代田町ではサッカーやミニバス、あるいは野球、あるいはレスリング、こういったことがあると思いますが、大泉なんかだとバドミントンとかそういうのも入ってくるというふうに聞いております。指導者として育成支援、体育指導員とはまた別にそういったことも考える必要があるのかなというふうに思います。平成20年度には国の学校体育振興事業として、地域のスポーツ人材の活用実践支援事業を受け、公立中学校へ地域のスポーツ指導者を派遣するというような事業もあるように聞いております。そういったスポーツ指導者の育成確保、あるいはそういった講習会、ひいてはそういったことを通じてスポーツ参加者の機会の拡大ということで町民一スポーツにつながっていくのかなというふうに思います。そういった意味で、現状は少年団の指導者というのは経験者がボランティアでやっていたいている場面が多いと思うのですが、そういった意味で今後どうするのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 中山教育長。

[教育長（中山隆二君）登壇]

○教育長（中山隆二君） ご質問にお答えいたします。

ただいまのスポーツ指導者の支援、それから指導者の育成、それから町での計画等々お話しいただいたように思います。一つ私のほうで整理をしながら少しお話をさせていただきたいなと思います。

まず第1点ですけれども、先ほどスポーツ少年団のお話いただきました。本町では野球、それからミニバス、レスリング、サッカーの4種目で6つのスポーツ少年団があり、日々の活動は団員の保護者や指導者の方のご尽力により運営をされております。各少年団の指導者の方は団員の保護者や地域の競技経験者の方でありまして、地域の子供は地域で育てるというスポーツ少年団の基本的な考えのもとに、先ほどお話しいただきましたボランティアで指導をいただいているのが現状でございます。町ではスポーツ少年団の育成を目的にしまして、各団に対しまして、わずかではありますが補助金を支出し、支援を行っております。今後ともスポーツ少年団やスポーツ関係団体との連携を図りながらスポーツ振興を図っていきたいと、そのように考えております。

それから、指導者の養成はということでございますが、本県では指導者養成を目的に公益の財団法人日本体育協会、日本スポーツ少年団主催のスポーツリーダー養成講習会、それからスポーツ少年団の認定委員の講習会を毎年開催しております。この講習会は、2日間の講習のほか21時間の自宅学習が必要となり、スポーツ少年団の理念や組織運営のほか、運動適性テストや指導者の役割、それからトレーニング論、医学的知識等多岐にわたる内容となっております。本町の指導者の方はこれらの講習会を受講し技術や知識を習得しておりますので、地域の中で子供たちを心身ともに成長させてくれるものと思っております。本町出身の松本選手や、それから岡島選手、地元に戻ったときには指導いただいていると、そのように聞いております。それから、議員さんがお話あったように、1つはバスケットボールの講習会ですか、学習をしていくと。それから、サッカーにおいてもプロチームに

来ていただく、その中でご指導いただくというようなことでの技術のレベルアップも今進められてきております。

それから、スポーツ指導者への支援の中の最後ですけれども、町の計画はということでございますけれども、県では平成23年3月に、県民がそれぞれのライフステージに応じてスポーツに親しみ、明るく活力に満ちた「スポーツ健康立県ぐんま」の構築を基本目標として、「ぐんまスポーツプラン2011」を作成しております。平成23年度から10年間、学校体育、スポーツの振興、それから生涯スポーツの振興、競技スポーツの振興、スポーツ環境の整備の4施策について、現状と課題を踏まえて今後の取り組みの方法と主な事業が掲げられております。町では特にスポーツに特化した計画はございませんが、教育行政方針や社会教育計画において生涯スポーツの推進、それからスポーツ環境の充実、これを柱にしまして町のスポーツ振興を推進しております。

大変前後した点もあるかと思えますけれども、以上でご質問へのお答えといたします。よろしくお願いたします。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼議員。

○8番（柿沼英己君） 教育長から大変前向きな答弁をいただきありがとうございます。今後もスポーツ振興、最終的には健康増進にもつながりますので、町民も一生懸命スポーツできるように頑張っていたらというふうに思います。

では、最後になりますけれども、災害に強いインフラ整備ということで町長にお答えいただきたいと思えます。以前一般質問いたしまして、避難所の発蓄電池、こういったことを取り組んだらどうかということで質問したことがあります。当時は今後の検討課題というようなことで終わったかなというふうに思います。福島県の矢吹町の研修では、一番困った点が水と電源喪失、やはりこれはしっかり対策打つべきであろうというような研修を受けてきた覚えがあります。今年度の富岡市の予算案を見ますと、中学校に2カ所に太陽光発電設備を設置するというようなことで、そういったことをやっているのだなというのを実感いたしました。

それで、先日首都直下型地震で大きな被害が想定され、重点的な減災対策を実施する緊急対策区域としてこの千代田町も入っていたのです。結構びっくりされた方が多かったなというふうに思いますが、関東大震災型のマグニチュード8、9を想定し、震度6以上揺れが予想されるというようなことであります。群馬県では県独自に策定済みの地震防災戦略などに基づき対応を進めるというようなことであります。やはり災害時に強いインフラ整備、これは国を挙げて今後取り組むと思われれます。

そんな中で、群馬県では18億円の基金を設け避難所の発蓄電池補助、自治体が設置する場合は全額を補助するというようなことであります。県は避難所や防災拠点に再生可能エネルギーによる自家発電設備と蓄電池を設置する際の補助制度を設け、18億円を基金化すると。

やはり矢吹町研修行ったこと、停電なのでライフラインが途絶えた場合は照明、炊事、そういった自立型の転換を促すということでもあります。ガソリンも、あるいは灯油なんかも災害時は滞るという

ようなこともあり得ますので、そういったことで電源喪失という、そういったものに対応するため、そういった再生可能エネルギーに対して自治体が設置する場合は全額を補助するということであります。その基金は国庫補助金が県のほうでは出ているそうではありますが、千代田町の場合は今後、防災拠点、千代田中学校になると思うのですけれども、こういった整備をしていくのか。震度6以上の30年以内に70%の確率で発生されるということで、本当にびっくりしてしまうのですけれども、そういった対応を今から考えるべきではないかなというふうに思いますが、どのようなお考えなのか、お聞きします。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

昨年9月18日の新聞に「避難所の発・蓄電補助、県基金18億円、自立型転換促す」という記事が掲載されました。これは、災害発生後に避難者の安全を確保するため、避難所や防災拠点に再生可能エネルギーによる自家発電設備と蓄電池を設置する際、県が補助制度を設けるもので、その財源である18億円を基金としたという記事であります。この新聞報道より2カ月前の7月、県の環境政策課主催による担当者会議が開催され、本町からも担当者が出席し、事業の詳細説明を受けました。この補助制度は、国庫補助金を活用して県が基金化し、平成25年から27年度の3年間で18億円の補助を実施するというものであります。事業内容につきましては、太陽光を初めとした自家発電と蓄電池を組み合わせる設備が補助対象で、停電などでライフラインが断絶した場合でも最低限の電力を賄えるように自立型への転換を目的としております。今よりなお一層のエコ社会を試みる場合、蓄電池は将来的になくてはならない存在となるでしょうし、特に化石燃料を使わない設備である太陽光発電といった再生可能エネルギーの併用で環境への貢献度は更に上がると考えます。

そうしたメリットの反面、蓄電池はまだコスト面で高価であり、改善すべき点があるのも事実であります。もちろんこの事業では設置費用の100%が補助の対象となります。このため、本町でも避難所への設置を検討させていただきました。その中で、設置費用に関しましては全額補助であり問題はありますが、設備を導入するに当たりまして、設置後の保守管理費用も考慮しなければなりません。蓄電池の法定耐用年数は六、七年と言われておりますので、10年以内には蓄電池を交換する必要があります。設置後の保守管理費用につきましては補助対象ではありませんので、蓄電池の入れかえを含めた費用は町が全額負担することになります。確認しましたところ、蓄電池は1キロワット当たり70万円から80万円が相場で、設置する施設の規模によりますが、平均的な20キロワットの蓄電池を設置するためには1,500万円もの費用がかかります。このため、本町では本年度の申請を見送らせていただきました。本年度本事業に申請がありましたのは群馬県35市町村中12の自治体で、事業費1億1,500万円を補助する予定と聞いております。非常に魅力的な補助事業ではありますが、先ほど申し上げましたとおり、設置後の保守管理費が高額である点等が懸案となり、県内3分の2の自治体が

申請を見送ったのではないかと考えます。

いずれにいたしましても、避難所等の適切な運営を図る中で最低限の電力を確保することは非常に重要でありますので、今後も継続して避難所や防災拠点における再生可能エネルギーと蓄電池を利用した設備の導入を調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼議員。

○8番（柿沼英己君） もう5分切ったので質問できません。

いずれにいたしましても、直下地震が30年以内に70%の確率で発生するというので、千代田町が緊急対策区域に入ってしまったということを念頭に入れながら今後しっかりとした対策を打っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（細田芳雄君） 以上で、8番、柿沼議員の一般質問を終わります。

続いて、4番、襟川議員の登壇を許可いたします。

4番、襟川議員。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 4番、襟川です。午後の予定だったのですが、皆さんの質問が簡潔明瞭なので、私も見習ってやっていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

大きく2つの項目について質問させていただきますが、まず最初に役場の機構改革について質問させていただきます。第6次行政改革大綱には組織機構の改革というふうにあります。4つの見直し事項については着々と進んでいるというふうに思いますが、そのほかの機構改革、効率のよい事務体制や時代に合った行政サービスの向上を考えて今後の機構改革はあるのかどうか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

役場組織の機構改革につきましては、その時代時代に対応した編成の見直しが必要であります。現在本町におきましては、町部局には総務、財務、住民福祉、環境保健、経済、建設水道、会計課の7課が設置されており、執行機関といたしまして、教育委員会事務局、議会事務局、農業委員会事務局の3局があります。近隣の市や町においても住民の利便性や福祉の増進を目指し、ある程度の期間の中で機構改革を行ってきております。本町におきましては、現時点では特に機構改革について大きな変更は予定しておりません。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 予定されていないということですが、町長が就任して2回の改革を行っているというふうに思います。平成20年に環境保健課を増やして、住民福祉課の環境衛生と保健衛生に関する事務、それから建設水道課の下水道事業に関する事務を移管したわけです。それから、平成22年の12月に定例会に出てきましたが、企画財政課を減らして企画調整係を総務課に、そして財政係を財務課に移管したわけです。住民サービスの向上につながるようにその時代時代でやってこられたというふうに思うわけですが、私が一つ思うには、都市基盤の整備という観点から、町道、下水道、それから農道、農業集排水などについては一緒の課にしたほうが効率のよい事務ができるのではないかなというふうに思いますが、その辺のお考えをいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

事務事業を行う上で関連の強い事務担当部署と一緒に統合することは可能であります。太田市においても子供関係の部署をつくったりしております。本町におきましても、国と同様に税務担当と財務担当とを統合した財務課を設置いたしました。議員のご提案につきましても今後検討はさせていただきますと思いますが、それぞれの事務事業の目的が推進できるような統合であれば可能性あると思いますが、必ずしも目的が一致しない場合については難しいのではないかと考えております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 目的が一緒でなければ難しいということなのですが、目的は先ほど言いましたとおり、都市基盤の整備という観点からは非常に都合がいいのかなというふうに思います。今保健センターのほうに下水道係が行っているわけですが、そういった道路の件についてはいろいろと一致しているかなというふうに思います。そういった意味では無駄が多いのかなというふうに思いますので、ぜひ今後検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、ジョイフル本田の西側に商業施設が用途変更されました。まだ誘致先は難しいということなのですが、また新工業団地も始まっております。これについては誘致する企業が見つからないと県のほうの認可がおりないということで、これについては本当に一生懸命やらなければいけないなというふうに思いますが、企業誘致を専門にするチームといいますか、企業誘致対策室、そういったものを今後設置して専門的な誘致活動をしていくことが必要だというふうに思いますが、その辺のお考えをいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

商業施設誘致及び新工業団地造成については現在建設水道課で担当しております。また、工業振興を目的とした企業誘致につきましては経済課が担当しております。これらの業務について対策室をつ

くってはどうかというお話であります、5年ほど前にジョイフル本田を誘致するときに商業施設誘致対策室を設置した経緯がございます。今後必要に応じて対策室設置につきましても前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川議員。

○4番（襟川仁志君） ちょっと町長も体調のほうがよろしくないということで、なかなかいろんなところに行けないのではないかなというふうに思います。5年前のジョイフル本田のときはトップセールスで呼んできたというお話でありますので、今のところトップセールスができないのであれば、そういったチームをつくってやっていくことがよろしいのではないかなというふうに思います。あと2年あります。これで企業先が見つければまたどかーんと株も上がりますので、町長、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

先ほどの機構改革の話に戻りますが、係を移動するとなかなか課長さんのバランスもあるかなというふうに思います。でも、下水道を移動すると環境保健課さんのほうが寂しくなってしまうのではないかなというところもあります、環境保健課さんはこれから大変重要なところになってくるのではないかなというふうに思うのです。各種の保険がこれから厳しい条件になっていくところで、保健指導というものが非常に大切になってきますし、またごみ問題についても千代田町の家庭内の排出量については下から数えたほうが早いと。また、この間の全協のときの説明でも、郡内においてはほかの町は減少方向にあるのですけれども、千代田町は横ばいだという話もありました。そういった意味ではこれから重要な課題を持っている課だというふうに思いますので、いろいろ課のバランスを整えてやるのもいいのですけれども、平成20年のときに課の設置のときに福田議員がおっしゃいました。課長補佐さんがいるので、ぜひとも課長補佐さんに権限を分担してやれば、全体の仕事量が各課に違っていても大丈夫なのではないかなということで、そのときには係長までの権限しかなかったということなのですけれども、そのときの吉永総務課長のお話だと、1年以内に課長補佐の権限を与えるというお話だったのですが、その辺現状はどういうふうになったのでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 課長、課長補佐、係長、それぞれにおきまして重要な役割、権限は持っておりますが、特に課長が例えばいない場合に課長補佐がこれはできるとか、そういった部分までの細かい決まりはつくってございません。ただ、あくまで課長を支えてそのかわりになって部下を指導するという立場ですので、それはもうどこの職場でも当然決まっていることですから、責任を持って対応しております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 責任持ってやっているということなので、それ以上余り申しませんが、課長補佐さんに今まで以上の権限を与えてあげることによって、課のバランスが大きかったり小さくして

もうまくいくのかなというふうに思っております。私自身思っているところです。

ハウレンソウという言葉 皆さん最近よく聞きます。これはビジネスの基本というやつですね。報告、連絡、相談ということで、こればかり言っている人もいるのですけれども、ある企業はこのハウレンソウのやつを一切禁止したと、そうしたら業績が10%上がったという話も聞きます。というのは、何でもかんでも報告、連絡、相談してはスピードアップにつながらない、自分たちで考えなくなってしまうということで、禁止とまでは言わないのですけれども、ある程度のところにして、その課長補佐というものの役割を増やしていけば、これから効率のよい系の組み合わせをしていって、うまいぐあいにいくのではないかなというふうに思っている次第でございます。これは私の個人的な意見ですので、今後課の機構改革にあった場合には参考にさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、2番目ですが、財源の創出についてということで質問させていただきます。財源確保のための収納率の向上や滞納のないように日々努力されていると思いますが、財源の新しい、新たな創出についてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、財源確保につきましては、税務担当では滞納整理に努め、財政担当では一般経費等の抑制を図るとともに、事業担当課での国、県の補助金等の確保と交付税措置のある有利な町債の利用に努めているところであります。また、町といたしましては、商業用地や工業団地の造成により優良企業の誘致による財源確保に努力しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 優良企業の誘致ということで先ほどに戻ってしまうので、そういうところが見つからなければ財源の創出にはなっていないというふうに思いますので、ぜひ町長、聞いてないですね、その辺については前の質問ですのでやめますが、1つ再生可能エネルギーについて質問させていただきます。またかというふうに思われるかもしれませんが、太陽光発電についてです。これについては国の買い取りの制度が既に始まっておりますが、この間の国のエネルギー政策については、安全で稼働できる場所については原発を推進していくのだというような内容になってきたのかなというふうに思います。そういった意味では、そろそろ国の買い取り制度もだんだん厳しくなるのかなというふうに思っております。いろんなところでやっております。企業でも、また自治体でも、また個人でも土地を借りてやっています。というのは、損をしないというのがわかっているから皆さんやっているのだと思うのです。ある程度の期間で償却しますので、それ以降についてはやっぱり財源になってくるのだというふうに思います。そういった意味で、再生可能エネルギー、国の買い取り制度を使った財源の創出、そういったものを考えてはどうかなというふうに思うのですが、いかがで

しょうか。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

再生可能なエネルギーという、大変なことでありますけれども、場合によっては、太陽光発電が一番いいとか、ちょっと不安を感じることもあります。

質問にお答えいたします。

東日本大震災による福島原発の事故以来、太陽光を中心とした自然エネルギーの活用が加速化しております。各家庭においても太陽光パネルを利用した発電が盛んに行われております。個人や企業が遊休地を利用してまとまった発電を行っているケースがあります。しかしながら、財源創出としての太陽光発電には多額な経費がかかったり、施設の維持管理や万一の災害による施設の破損等、思いもよらない事態も想定しなければなりませんので、小規模な自治体が手を出すのはリスクが大きい、難しいと考えております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 小規模な自治体はリスクが大きいということなのですが、その償却にはそういった保険も入っていますし、財源が厳しいということなのですが、リース契約すれば別にリスクは大きくないというふうに思うのです。個人でもできることが何で小規模自治体ができないのでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 総務課長。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃることは非常にすばらしい提案だと思います。しかしながら、我々地方自治体は法律に基づいてまず優先してやらなければならない仕事、これがいっぱいあるわけでございます。ですから、そういったことを優先的に、しかも隅々まで網羅した仕事を進めていくということが重要でありまして、やはり民間でやれることは民間にやっていただいて、我々はそういったことよりも行政でやらなければいけない仕事、そういったものを優先させるというふうな考えで対応しております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 優先順位があるということなのですが、先ほども言いましたとおり、国のエネルギー政策が変わってきていますので、そろそろ厳しくなるのかなというふうに思います。ぜひ早目に検討していただければというふうに思っております。

中之条町さんの話をさせていただきます。この町はメガソーラー事業をいろいろやっているわけですが、昨今、昨年10月に町などの出資により一般財団法人中之条電力というものを設立しまして、その電力を小売ができるように、新電力というやつですね、PPSで町営のメガソーラーなどから再生エネルギーによる電力を買い取って公共施設に安く販売するのが目的で始めました。収益については、

再生可能エネルギーの利用推進のほか、地域振興にも活用する計画だそうです。こういったところでいろんな自治体が検討し始めました。このように自治体主導による新電力とは言わなくても、既存の新電力の電力購入をすれば経費が5%から20%ぐらい安くなるというのは皆さん知っていますし、近隣の自治体でも検討が始まっているわけですが、その辺についての町の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 新電力会社とか、そういった部分につきましてはちょっと難しい部分があると思いますが、ただ今後の公共施設で使う電気について、みずから、つまり太陽光パネル等を設置して軽減をしていくというようなことは可能かと思えます。公共施設への太陽光発電導入について、まず役場で言いますと、庁舎建設時から利用してきましたソーラーシステムが老朽化しまして、今回ガスを利用した空調システムに入れかえを行いました。よって、役場、現在屋上に設置してありますソーラー用の集熱管、これが不用となりまして撤去しなければなりません。その後に架台、台ですね、は残りますので、これを利用してソーラーパネルの設置が可能になります。ですから、これを町で設置して使うのか、あるいは屋上を逆に民間の業者に場所を貸してその賃料をいただくようにするか、方法は幾つかあるかと思うのですが、こういったことで収入アップといいますか、町として現在の状況よりも節減というのですか、財源的にアップさせることは可能だと思っております。

それと、学校施設につきましては、電力の消費がほぼ昼間、夜はほとんど使わないという利点がございまして、これにつきましては前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川議員。

○4番（襟川仁志君） ぜひ余っている、余っているというか、あいているわけですから、近隣のところでは民間のアパートなんかを借りてやっているところもありますし、公民館などの屋根も使ってやっているところもありますので、ぜひ財源創出、また経費の節減とあわせて考えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど新電力については難しいという話だったのですが、近隣でも既に検討入っているところがあるというふうに思うのですが、その辺についてちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

まず、本年2月25日の上毛新聞に載っておりましたが、群馬県が平成26年度、特定規模電気事業者、俗に言う新電力と電気受給契約を結ぶという記事が掲載されておりました。県では既に平成25年度に県庁本庁舎以外の91施設と新電力との間で契約を結び、利用していたそうであります。26年度は県庁本庁舎や県立学校を含む108施設で契約を結ぶとしています。利用する新電力はエネットとF-P-O

WE Rですが、県によると、東京電力と契約した場合よりも電気料金の11%が削減できると見込んでいるようです。

一方、近隣の自治体についてであります。板倉町では昨年7月から伊藤忠エネクスを利用しており、削減効果が8%と見込んでいるそうです。明和町では昨年4月から同じく伊藤忠エネクスを利用しており、削減効果を6%と見込んでいるそうです。邑楽町では昨年11月からエネットを契約して利用していますが、基本料金がマイナスになるという見込みをしております。大泉町及び本町につきましては、まだ新電力は利用しておりません。

この新電力につきましては、特別高圧及び高圧と呼ばれる受電電圧6,000ボルト以上の施設等について利用できるものでありまして、一般の家庭ではまだまだ自由化されておりません。また、新電力の強みは東電よりも安い電気を供給できるというところがありますが、昼間の電気料は安いわけですが、夜間の電気料は東電のほうが安くなるなど、それぞれのメリット、デメリットもあるように聞いております。

いずれにいたしましても、本町といたしまして経費節減、自然エネルギー活用、そして電気の安定供給といった観点から今後調査検討を行っていきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川議員。

○4番（襟川仁志君） 家庭ではまだできないということですが、各自治体では既に検討に入りますので、ぜひ試算を出していただいて、大丈夫というのであれば、経費節減につながりますので、ご検討いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長（細田芳雄君） 以上で、4番、襟川議員の一般質問を終わります。

ただいまより午後1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時45分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

午前に引き続きまして一般質問を行います。

10番、黒澤議員の登壇を許可いたします。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 議席番号10番、黒澤兵司です。通告順に従いまして一般質問をいたします。

インターネットによる人権侵害についての質問でございます。千代田町第五次総合計画、平成23年度から平成32年度までが施行されました。その前段で、千代田町人権教育、啓発の推進に関する基本計画が作成されました。策定の趣旨等では、千代田町では平成6年、1994年「人にやさしい美しいま

ち宣言」を行い、今まで県、関係機関及び関係団体と連携し、町民一人一人の人権を尊重した考え、行動をとることができる社会の実現を目指し、人権教育、啓発事業等に取り組んできました。それにより人権意識は確実に高まっております。また、人権問題の多様化、複雑化を初め、社会経済情勢等の変化に伴い新たな人権問題も生じてきております。このようなことから、真に人権が尊重される千代田町を目指し、さまざまな人権に対する正しい理解、認識を一層深め、偏見や差別のない、町民一人一人が人権を尊重した考えと行動ができる地域社会を築こうとするものであります。

重要課題における人権教育、啓発の推進として、1つ、女性、2つ、児童、3、高齢者、4、障害のある人たち、5、同和問題、6、外国籍の人たち、7、H I V感染者等の人たち、8、ハンセン病元患者の人たち、9、犯罪被害者等、10、インターネットによる人権障害、11、その他の人権問題等11の項目の推進であります。

以上を踏まえて、インターネットによる人権侵害について質問に入ります。インターネット掲示板、端末機、タブレット等、ホームページ、ブログ、ツイートを利用し、誹謗中傷、名誉毀損等人権侵害に抵触する書き込みなど被害や発生はあるのか、ネット被害の現状について具体的に伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

町内においてはインターネットによる人権侵害の被害や発生については情報を得ておりません。法務省の資料によりますと、平成24年度中インターネットを利用した人権侵犯事件は671件で、前年比で5.5%増加し、ここ数年高い水準で推移しております。なお、内容につきましては、他人を誹謗中傷する情報、プライバシーに関する情報、出会い系サイト等犯罪を誘発する場になっているという順であります。また、群馬県においては人権関係団体によりますと、人権侵害の事案は発生していますが、情報がないとなかなか把握は困難であり、実態の状況をつかめないようであります。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 町長答弁に対する質問を行います。

千代田町議会のある議員のネット掲示板への書き込み事例であります。1、働かない、働けない××、こんななんて無駄だ、2つ目、でたらめ××、3、日本一のばか××、4つ目、おばかの典型だ、現在は副××だとなめるんじゃないと、5つ目、町民に公平、平等でありたい、これらのわからない首長や管理者は再教育が必要だ。千代田町第五次総合計画や他の千代田町資料等、長短期計画書、予算書、条例要綱、これは関係機関や議員にも配付され、周知されているところでございます。

また、平成25年12月定例会において、議会の最高機関として全議員の総意により議会基本条例を制定いたしました。規範意識を持つべき公人がネット掲示板に載せてよい事柄と見えますか、町長の見

解を伺います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

公人の方の表現としては適当ではないと思われませんが、言論の自由もございますので、あくまでも本人の良識に委ねたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 犯罪被害者等では、加害者等から再び被害を受けるおそれのある被害者等への再被害防止対策等を講じるなど各種施策を行っています。犯罪は社会の規範に反した加害者が被害者等の基本的な権利を侵害するものであります。また、加害者には憲法を初めとした法の規定により人権が保障されております。しかし、被害者等は長い間生命や身体等に重大な侵害を受けた場合であっても司法制度や社会から忘れられた存在となっていました。近年被害者自身の勇気ある発言と相まって、その人権を保障する制度の整備が進められております。

そこで、各種施策や制度等の整備が行われているのか、ネット被害に対する対策や被害についてお伺いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

インターネットによる人権侵害の事案の的確な実態把握は困難な面があります。人権侵害記事掲載事案が発見された場合や、住民等の方から人権侵害記事が掲載されている等の情報提供があった場合には、その掲示板等の状況を確認した上、法務局やプロバイダーに削減依頼し対応してまいりたいと考えております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 町長より答弁をいただきました。千代田町人権教育、啓発の推進に関する基本計画が作成されて数年が過ぎました。ネット被害の対策等がとられていない状態だというふうには受けとめています。どういう考えでいるのか、伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） その点につきましては担当課長より答弁させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、被害の対策についてとられていないというご質問ですが、先ほど町長が説明したとおりでございます。なお、このプロバイダーにつきましては、平成14年にお

いてインターネットにおける権利の侵害が発生した場合におけるプロバイダーの対応なのですが、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律ということで、プロバイダーの責任という形で、うちのほうにその情報がございましたらば、法務局あるいはプロバイダーのほうへ情報を提供して、その情報を削除願う方針でおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 今課長のほうから平成14年という答弁がありました。この計画書は平成23年からの立ち上がりだったと思いますけれども、その辺が気にかかるところでございます。

次に質問させていただきます。ネット利用でのモラルの啓発、推進をする、このようにうたっておりますが、ネット利用へのモラルの啓発、推進とは何を行っているのか、施策の内容を具体的に伺います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

インターネットは一つの社会と言われております。情報収集をする場合多くの方が利用されており、一人一人の利用者が適切にインターネットを利用することによって初めて全ての人が快適にインターネットを利用することができますので、個々の人の心がけが大切であると考えます。基本計画には啓発を推進していきますと表現いたしました。モラルの問題でございますので、町広報誌等で啓発は行っておりません。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 町長に答弁をいただきました。ネット利用へのモラルの啓発、推進、具体的にしていないと、そういう状況だそうです。それでは、この基本計画、要旨、経緯や理由、計画自体は何なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 町長がちょっと腰が痛いので自席で答弁を行いますので、ご了承いただきたいと思います。

○町長（大谷直之君） その点につきましては担当課長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えさせていただきます。

千代田町人権教育、啓発の推進に関します基本計画は、人権団体の要請をいただきまして、平成23年2月に人権団体、群馬県、町教育委員会と内容を協議、精査いたしまして、さまざまな人権に対する理解と認識を深めて、町民一人一人が人権を尊重した考えと行動ができる地域社会を築くことを趣旨に町が取り組んでいくものとして策定したものでございます。人権の大切さは人権を意識として得る

ものでなく、日常生活の中で行動、思いやりが重要でして、今後も人権が尊重されるように基本計画に基づいて啓発に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 続きまして、人権感覚に基づく情報モラル、これを身につけさせる、こういうふうにもうたっています。何をするのか、伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

小中学校では年間計画に従ってパソコンを使用した授業を計画的に行っています。情報モラルについては、学年に応じて指導内容を変えながら、年度初めや必要に応じて授業を実施しております。また、中学校では外部講師により情報モラルについての講演会を実施し、全生徒でインターネットやスマートフォン、携帯電話やゲーム機等の正しい使い方を学習しております。人権感覚は情報だけでなく、全教育活動の中で培われるように指導していますが、情報モラルを含めた人権感覚に基づく判断能力を育成するために、折に触れた事例を用いたりしながら細やかな指導を続けていくことが必要であると思います。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 計画自体は作成された、具体的にどうしている、こういうことを聞いたかったのですが、町では具体的な対処はしていない、こういうお話でございます。町では何もしていない、してなかったと、こういうふうにとってよろしいのか、お答えをいただきたい。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 町では情報教育による判断能力の育成につきましては、今後も継続して教育委員会と連携して教育活動の中でその育成に努めていきたいと思っております。

また、町としての取り組みについてでございますが、今後も町民の方々を対象にインターネットのモラル等の啓発につきましても進めてまいりたいと思っておりますが、現時点で町ではそのインターネットの取り締まりについては扱っておりません。あくまでも啓発を進めるという立場で取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 町長は安全で安心なまちづくりを唱えております。そして、千代田町人権教育、啓発の推進に関する基本計画をつくり、人権問題に取り組んでおられます。一方、議会や議員も議員倫理要綱、議会基本条例を制定し、規範意識を共有し、議会に取り組んでいるところであります。そして、偏見や差別のない町民の人権を尊重した地域社会になることを願っております。

しかし、同調すべき議員が個人を特定できるような不適当な文言をネット掲示板へ書き込んでおります。議員倫理や規範意識を兼ね備えているのか、疑問に思われます。町長は町民を守るべき立場の代表者として、強くてぶれない、信頼できる長として町民は期待をしております。凛とした町長の所

見を伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

インターネットの世界のことは余り強くなくて申しわけないと思っておりますが、ツイッターというのは英語で鳥のさえずり、無駄話、なじる人などと訳されているそうですが、日本ではつぶやきとして定着したようであります。つぶやく中で他人のことを誹謗中傷することは好ましくありませんが、その内容自体が誰のことを言っているのか、ツイッターを読んだ人がわかる中で批判したり、虚偽のことを書き込んでいるようでは困りますが、事実であれば、あとは書き込む方のモラルの問題かと思っております。私のことで何かの書き込みがあったとして、個人名まで出てくれば名誉毀損もあろうかと思っておりますが、単に悪くつぶやかれただけであれば、私の不徳のいたすところであるのかなと思う程度であります。余りつぶやきは気にしないでこれからも十分注意しながら職務に専念したいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 今教育現場では法や司法の学習機会を充実させるため、法律、法曹というふうに書いてありますが、教育など、26団体が県法教育推進協議会を設立するとしまして、いじめ、インターネット掲示板への誹謗中傷の書き込みなど、子供たちの誰もが加害者、被害者になりかねない現状を踏まえて、場合によっては加害者行為につながってしまうこと、こういうことなどを学び、法律を守って適切な行動がとれるよう規範意識を醸成すると、子供たちへのネット利用教育は私も同感いたします。

しかし、規範意識を認識し、行動すべき公人がタブーとするネット掲示板への不適当な書き込みをしております。子供たちには規範意識の教育をし、公人はそれをしているわけでございます。以上を比較すると、執行者と教育現場との矛盾が感じられます。社会的責任を背負った大人の行為は許されて、子供たちには法律を遵守するようその心を養成し、私には到底理解できません。矛盾について、子供たちに私たち大人はどう指導したらよいのか、伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） 質問にお答えいたします。

私は、学校などの教育現場におけるいじめやインターネットによる中傷については絶対にあってはならないと考えております。特に感受性の強い青少年の場合は、そういう精神的なストレスが健全な精神に大きく害を及ぼすと思っております。その点につきましては、教育委員会並びに教育長、学校長等教育現場にかかわる方々にしっかりと対応をお願いいたします。

しかしながら、我々大人の社会と申しますか、仕事や社会生活の面では多かれ少なかれ悪口や非難がつきまといます。ただし、大人同士のつき合いでありますから、皆さん大人としての節度の中で考えていただき、人格を落とすような行為は慎むべきと考えております。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 以上を踏まえて今後どのように対応したいと思うのか、または考えているのか、具体的なものがあれば伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

先ほども言いましたが、ツイッターはつぶやきですから、つぶやくのは結構だと思います。ただし、個人的な批判がエスカレートするようであれば、それは誹謗中傷となりますので、自重してほしいと思います。町では平成6年に「人にやさしい美しいまちづくり宣言」を行い、きょうまで県、関係機関、関係団体と連携して町民一人一人の人権を尊重した考え、行動をとることができる社会の実現を目指し、教育委員会と連携して人権教育並びに啓発に取り組んできました。

しかし、依然として女性、児童、高齢者、同和問題、外国人等にかかわる人権問題が存在しています。このような状況をなくし、全ての町民が人権の尊重された地域で暮らすことができるようにするために、人権教育啓発パンフレットの配布や人権教育講演会の開催、また人権擁護委員によります人権相談を毎月第3水曜日に開設しておりますが、人権意識の高揚を図るために今後も継続して取り組んでまいりたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 以前放送アナウンサーで有名な方がおりました。話始めにこんなことを言っていました。かごに乗る人、かつぐ人、そのまたわらじをつくる人云々と語っていました。人権を尊重し、個性を認め合い、他人の気持ちを理解し、思いやる心、正義感や公平さを重んじる心豊かな人間性、人の生き方を言っている言葉だと私は受けとめております。

以上、総括として、町長のご答弁の中に人権に対する寛容さをお見受けいたしました。町長のこの寛容さが人権問題に大切なことかと痛感をいたしました。町民一人一人が人権を尊重し、考えや行動ができる地域社会、また人権問題が今すぐにでもなくなることを願い、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（細田芳雄君） 以上で、10番、黒澤議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

あす6日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 1時35分)

平成26年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年3月6日（木）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成25年度千代田町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第 2 議案第 1号 千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 2号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 3号 千代田町特別支援学校就学児童生徒援助条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4号 千代田町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5号 千代田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 6号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 7号 千代田町浄化槽の清掃業に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8号 千代田町中小企業等制度融資審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 9号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 千代田町町営住宅設置条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 千代田町給水条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議案第15号 町道路線の認定について
- 日程第17 同意第 1号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第16号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第19 議案第17号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第18号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第19号 平成25年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第20号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第21号 平成25年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第22号 平成26年度千代田町一般会計予算

- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 6 年度千代田町国民健康保険特別会計予算
 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 6 年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 6 年度千代田町介護保険特別会計予算
 日程第 2 8 議案第 2 6 号 平成 2 6 年度千代田町下水道事業特別会計予算
 日程第 2 9 議案第 2 7 号 平成 2 6 年度千代田町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番	野 村 智 一 君	2 番	高 橋 祐 二 君
3 番	坂 部 敏 夫 君	4 番	襟 川 仁 志 君
5 番	金 子 孝 之 君	6 番	福 田 正 司 君
7 番	小 林 正 明 君	8 番	柿 沼 英 己 君
9 番	富 岡 芳 男 君	10 番	黒 澤 兵 司 君
11 番	青 木 國 生 君	12 番	細 田 芳 雄 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 谷 直 之 君
副 町 長	吉 永 勉 君
教 育 長	中 山 隆 二 君
総 務 課 長	川 島 賢 君
財 務 課 長	坂 本 道 夫 君
住 民 福 祉 課 長	塩 田 稔 君
環 境 保 健 課 長	野 村 真 澄 君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	椎 名 信 也 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	荒 井 和 男 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	高 橋 充 幸 君

農業委員会会長
監査委員

服部 慎衛 君
白石 正躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長
書 記
書 記

宗川 正樹
小林 さやか
大谷 英希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の日程につきましては、会議日程表のとおり、日程第23まで議了し、日程第24から日程第29までは町長の提案説明、引き続いて一般会計予算における各課長・局長の詳細説明を行い、散会したいと思いますので、ご協力のほどお願いいたします。

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分は、平成25年度千代田町一般会計補正予算（第7号）につきまして、緊急に予算措置の必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,348万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,674万9,000円とし、次の3事業につきまして予算措置を行ったものであります。

歳出の1つ目でありまして、6款農林水産業費におきまして、はばたけ、ぐんまの担い手支援事業補助金を追加し、認定農業者を対象に農業機械購入を補助いたします。

2つ目は、8款の土木費におきまして、県営赤岩渡船の船舶検査に対応するために修理が必要となりましたので、その費用の追加であります。

3つ目は、10款の教育費におきまして、西小学校の放送設備が故障し修理不能となりましたので、入れかえに係る費用を追加したものであります。

なお、これらの財源といたしまして、歳入であります。最初の2つの事業は県の補助金及び委託金が100%の収入となり、3つ目は町の公共施設建設基金を繰り入れまして、それぞれに充当したも

のであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。
よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第2、議案第1号 千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。
大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第1号 千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年11月22日に地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、人事行政の運営等の状況の公表項目に「休業」の項目が追加されたことに伴い、千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましても「職員の休業の状況」を公表項目に加えるものでございます。

施行期日については、平成26年4月1日からとするものでございますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 千代田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第3、議案第2号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第2号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本町の国民健康保険事業の安定運営のため、保険税の税率につきまして引き上げの方向で改定いたしたく、ご提案を申し上げます。

今回の税率改正に当たりましては、国民健康保険運営協議会及び議会の皆様に本町の国保会計の現状を説明し、課題や対策につきましてご協議をいただいております。そして、昨年12月25日の運営協議会の答申と、今年1月9日の議会全員協議会でのご意見等を踏まえまして、このたびの提案に至ったものであります。

改正の内容であります。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれの資産割を引き下げまして、所得割・均等割・平等割をそれぞれ引き上げるものであります。

また、新税率による試算では、保険税について3,000万円ほどの増収が見込まれるため、その分一般会計からの繰入金を半分程度は圧縮できるものと見込んでおります。

なお、加入者に対しましては、町の広報により周知に努めてまいりたいと考えておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） おはようございます。それでは、議案第2号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、国保会計の健全化を図り、事業の安定運営を図るために保険税の税率につきまして改正を行うものでございます。

今回の改正では、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれにおいて、課税4方式のうち資産割を引き下げ、所得割・均等割・平等割をそれぞれ引き上げるものであります。

お手元に議案第2号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただいておりますので、この新旧対照表により説明させていただきます。表の右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1ページでございますが、最初に医療分でございます。第3条では所得割額を求める率を100分の6.9から100分の7.3に、第4条では資産割額を求める率を100分の45から100分の25に、第5条では均等割を1万6,000円から2万7,000円に改正するものであります。

第5条の2では、2ページ中段にかけまして平等割額について世帯区分ごとに定めております。2ページをお願いします。特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては、1万9,000円を2万8,000円に、2号の特定世帯では9,500円を1万4,000円に、3号の特定継続世帯では1万4,250円を2万1,000円にするものであります。

次に、後期高齢者支援金分でございますが、第6条では所得割額を求める率を100分の1.8から100分の2に、第7条では資産割額を求める率を100分の6から100分の5に、第7条の2では均等割額を7,000円から8,000円にするものであります。

3ページをお願いいたします。第7条の3では平等割額につきまして世帯区分ごとに、1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては5,000円を6,500円に、2号の特定世帯では2,500円を3,250円に、3号の特定継続世帯では3,750円を4,875円とするものであります。

次に、40歳から64歳の被保険者に課税いたします介護納付金分でございますが、第8条では所得割額を求める率を100分の0.9から100分の1.6に、第9条では資産割額を求める率を100分の5から100分の4に、第9条の2では均等割額を4,000円から9,000円に、第9条の3では平等割額3,600円から8,000円にするものであります。

3ページ下段の第21条でございますが、ここから最終ページまでは、低所得世帯に対する7割、5割、2割の軽減額について定めております。本則税率にそれぞれ軽減割合を乗じて算出した軽減額となっておりますことから、全項目で増額となるものでございます。

4 ページをお願いいたします。第 1 項第 1 号では、世帯の所得の合計額が33万円以下の世帯につきまして 7 割軽減額を定めるものであります。医療分では、アの均等割額を 1 万1,200円から 1 万8,900円に、イの平等割額では世帯区分ごとに、(ア) の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては 1 万3,300円を 1 万9,600円に、(イ) の特定世帯では6,650円を9,800円に、(ウ) の特定継続世帯では9,975円を 1 万4,700円にするものであります。

後期高齢者支援金分では、次のウの均等割額を4,900円から5,600円に、エの平等割額では世帯区分ごとに、(ア) の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては3,500円を4,550円に、(イ) の特定世帯では1,750円を2,275円に、(ウ) の特定継続世帯では2,625円を3,413円にするものであります。

5 ページをお願いいたします。次に、介護納付金分でございます。オの均等割額では2,800円を6,300円に、カの平等割額では2,520円を5,600円にするものであります。

次に、第 2 号では、世帯の所得の合計額が33万円に世帯主を除く被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき24万5,000円を加算した額以下の世帯につきまして、5 割軽減を定めるものであります。医療分では、アの均等割額を8,000円から 1 万3,500円に、イの平等割額では世帯区分ごとに、(ア) の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては9,500円を 1 万4,000円に、(イ) の特定世帯では4,750円を7,000円に、(ウ) の特定継続世帯では7,125円を 1 万500円にするものであります。

後期高齢者支援金分では、次のウで均等割額を3,500円から4,000円に、エの平等割額では世帯区分ごとに、(ア) の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては2,500円を3,250円に、めくっていただきまして、6 ページでございますが、(イ) の特定世帯では1,250円を1,625円に、(ウ) の特定継続世帯では1,875円を2,438円にするものであります。

次に、介護納付金分でございます。オの均等割額では2,000円を4,500円に、カの平等割額では1,800円を4,000円にするものであります。

最後に、第 3 号では、世帯の所得の合計額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき35万円を加算した額以下の世帯につきまして、2 割軽減額を定めるものであります。医療分では、アの均等割額を3,200円から5,400円に、イの平等割額では世帯区分ごとに、(ア) の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては3,800円を5,600円に、(イ) の特定世帯では1,900円を2,800円に、(ウ) の特定継続世帯では2,850円を4,200円にするものであります。

後期高齢者支援金分では、次のウで均等割額を1,400円から1,600円に、エの平等割額では、次の 7 ページでございますが、世帯区分ごとに、(ア) の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯につきましては1,000円を1,300円に、(イ) の特定世帯では500円を650円に、(ウ) の特定継続世帯では750円を975円にするものであります。

次の介護納付金分では、オの均等割額を800円から1,800円に、カの平等割額では720円を1,600円にするものであります。

また、参考までに申し上げますが、これらの軽減額の対象世帯につきましては、平成25年度分の本算定での時点、25年の4月1日の加入者でございますが、加入世帯数1,890世帯のうち約4割に当たる781世帯が軽減の対象となっております。

なお、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。詳細説明といたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 議席番号、坂部敏夫で、3番。議案第2号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正することについてお伺いをします。

本案は、積年の収支悪化、これを是正するために考えていただいた条例だと思っておりますが、過去の執行部主催の地区懇談会において、とある町民から負担感をなくすために、短い期間でどんどん改正してほしいというようなご提案もありました。しかしながら、きょうこの数字を拝見しますと、非常に割合も金額も多うございます。これはもう冒頭に申し上げた目的でありますので、この案でやむを得ないかと思っておりますが、この後1年ごとにやっていくのか、2年ごとにやっていくのか、頻繁にやるのか、ある程度ためてからやるのか、その辺のご意向をお伺いしたいと思います。

それと、これはこの質問とはちょっと関係ない話なのですが、昨日から町長の体調が余りよくないというふうに関わされ、また拝見しております。これから長い議事日程に入りますので、自席での、着座での答弁を提案したいと思っておりますが、関係者の同意を議長職権で聞いてみてください。

以上、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） まず、では質問でなくて、議員にお聞きします。

これからの町長の答弁は自席で……

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 9番、富岡議員。自席で結構です。

○9番（富岡芳男君） 今のことについて、議運のほうでその腰が痛くなった場合は自席でやるということでしたので、ここで改めてやる必要はないのではないかと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） そういうことでございますので、説明を申し上げます。

議会運営委員会で昨日の朝、町長の体調の悪い場合は自席で答えてもらって結構ですということは、議会運営委員会で承知されておりますので、そういうことで行いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

○3番（坂部敏夫君） 了解しました。

○議長（細田芳雄君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えさせていただきます。

過日の地区懇談会で、確かに9年経過して今まで改定してきなかったということで、急激な負担がかかるというご意見がございました。ただ今回、国の政策との兼ね合いもございまして、平成29年度にこの事務局を県のほうに後期高齢と同じような形で現在進む形で進んでおりますけれども、それらに対応した内容も含んでおります。今回改正させていただきますと、町からの繰り入れが今後なくなるといった状態でなくて、約半分近く減額にはなる予定でございます。今後また動向を見まして、次の改定につきましては、その状況判断の上で順次改定していくという形で進めたいと思いますが、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 説明ありがとうございました。了解しました。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第4、議案第3号 千代田町特別支援学校就学児童生徒援助条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） いろいろ気を使っていたいてありがとうございます。今何とかきょうは調子がよさげなので、調子が悪くなったらばそちらでまたお話しいたしますので、どうも。

議案第3号 千代田町特別支援学校就学児童生徒援助条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現行の条例におきましては、本町に住所を有する児童生徒が特別支援学校に就学している場合、原則といたしまして月額1,000円の就学援助金を支給しております。今回の改正では、被災地の児童生徒等やむを得ない事情により、本町に住所を有しなくても居住している場合、支給対象として就学援助を行うものであります。

なお、施行期日を平成25年4月1日にさかのぼり、年度当初から対象として支援を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

[[「なし」と言う人あり]]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 千代田町特別支援学校就学児童生徒援助条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第5、議案第4号 千代田町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第4号 千代田町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行に伴い、社会教育法が改正されるため、その法を根拠として定めていた千代田町社会教育委員設置条例を改正するものです。

社会教育委員の委嘱基準を法で定めておりましたが、今回第3次一括法により基準が削減され、市町村条例で定めることとされましたので、文部省令で定める基準を参酌し、改正文のとおり改正するものであります。

なお、法律の施行日に合わせ、条例につきましても平成26年4月1日施行とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 千代田町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第6、議案第5号 千代田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第5号 千代田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を行います。

本案は、一般廃棄物の処分及び収集等の事業に係る一般廃棄物処理業許可書等の交付手数料につきまして、他の手数料との均衡を図りたく条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 野村環境保健課長。

○環境保健課長（野村真澄君） それでは、議案第5号 千代田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本条例は、昭和51年に制定されて以来、交付手数料についての変更がされておりませんが、現在町で徴収している同類の手数料などと差が大きいことから、他の手数料との均衡を図るため、職員の処理に要する時間などを考慮した結果、今後太田市外三町の広域処理を進めております。そういったことからお手元の資料のほうご覧いただきたいと思いますが、新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思っております。

太田市に準じまして、交付手数料のほうにつきまして一般廃棄物処理業許可交付手数料を1件につき1,000円を5,000円、許可書再交付手数料を500円から2,500円、従業員交付手数料につきましては200円から1,000円、従業員証再交付手数料を100円から500円と改正するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 千代田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第7、議案第6号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第6号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成24年8月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改正を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により消費税法の一部が改正され、本年4月から消費税の税率が、現行の5%から8%になる予定であります。

ふれあいタウンちよだを処理区域とする千代田町コミュニティプラントの使用料においては、消費税が課税されておりますので、条例の改正が必要となりました。改正内容といたしましては、新旧対照表のとおり、使用料の改正を行うものであります。

附則につきましては、施行日を平成26年4月1日とし、従前から使用している場合の経過措置を定めるものであります。

詳細につきましては、環境保健課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 野村環境保健課長。

○環境保健課長（野村真澄君） 議案第6号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

本条例は、4月1日から引き上げられる消費税に対応するものでございます。コミュニティプラントの使用料につきましては、消費税が課税されており、現在消費税5%を含む総額表示を使用しておりますことから、消費税法改正後の8%を加えた総額表示の使用料に改正するものでございます。

お手元配付資料の新旧対照表をご覧願います。基本料金となる10立方メートルまでを1,312円50銭から1,350円、超過料につきましても改正後の金額を超過した量の区分によりまして、216円、237円60銭、291円60銭、399円90銭とそれぞれするものでございます。失礼しました。71から100立米につきましては345円60銭でございます。

附則といたしまして、施行日を平成26年4月1日とし、経過措置につきましては、従来から使用しているものにつきましては7月検針による使用料から、4月1日以降新設されたものにつきましては5月検針時から適用する規定でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、決定くださいますよう申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第8、議案第7号 千代田町浄化槽の清掃業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第7号 千代田町浄化槽の清掃業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、他の手数料との均衡を図りたく、議案第5号の千代田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例と関連性がありますので、新旧対照表のとおり、同様の手数料に改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 千代田町浄化槽の清掃業に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第9、議案第8号 千代田町中小企業等制度融資審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第8号 千代田町中小企業等制度融資審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成26年1月29日付で、議会より各種審議会・委員会等に係る議員充て職の一部辞退を受けまして、条例改正をするものであります。

内容につきましては、条例第3条第1号では、町議会正副議長及び経済建設常任委員長が委員となっておりましたが、辞退されましたので、かわりに制度融資において審査窓口となります関係金融機関を加えて、審査内容の充実を図るものであります。

なお、施行期日につきましては、平成26年4月1日から実施するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、坂部議員。

〔3番（坂部敏夫君）登壇〕

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。議案第8号 千代田町中小企業等制度融資審査委員会条例について質問します。

新旧の対照表で、現行では（１）から（５）まで人数が示してあります。改正案においては、（１）から（５）まで、内容については問いませんが、人数の明示がないのはどういう理由でしょうか、お伺いします。

○議長（細田芳雄君） 椎名経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） 議員のご質問にお答えいたします。

新旧対照表を比べて、改正案では人数の記載がないというお話でございます。人数につきましては、現行の人数程度を想定しておるわけでございます。各選出区分によりまして委員を指名させておりますので、委員数は同程度というふうに考えております。

また、関係金融機関につきましては、町内に所在しております金融機関を選任させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ３番、坂部議員。

○３番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございます。

現行で数字が、人数が書いてあるわけですから、新しい改正案でもその数字を示していただいたほうがすっきりするのではなかろうかと、このように私は考えております。とりあえず数字をここへ追加してくださいとは申しません。

以上で質問を終わります。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第８号 千代田町中小企業等制度融資審査委員会条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第８号は原案どおり可決されました。

○議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第10、議案第９号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第9号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、小口資金の制度融資につきまして、群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、借りかえ制度の1年延長、平成25年度以前の融資で一定の条件のもと、融資延長申請がなされた場合に、条例第5条で定める融資期間に、3年を限度で延長できる特例措置であります。

なお、施行期日につきましては、平成26年4月1日から実施するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 千代田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第11、議案第10号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第10号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、流域下水道処理区画内を処理する下水道使用料金を、消費税率が5%から8%に改正されることに伴い、消費税分を加えた総額表示とするため、千代田町コミュニティプラントの設置及び管理に関する条例と同様に、千代田町公共下水道条例においても使用料の算定にかかわる改正を新旧対照表のとおり行うものであります。

附則につきましては、施行日を平成26年4月1日とし、経過措置につきましては、従来から使用しているものについては7月検針以降、条例改正後の4月以降に新たに使用されるものにつきましては、5月検針時の使用料から適用する規定でございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 千代田町公共下水道条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第12、議案第11号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第11号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国において平成25年11月20日に公布された道路法施行令の一部を改正する政令により、道路の占用料の額を定める所在地区分が、現行の3区分から5区分に細分化され、道路占用料の額が地価水準の変動を反映した額に改正され、平成26年4月1日施行とされておりますことから、千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正し、国の改正基準と同様の内容とするものであります。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） それでは、議案第11号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました議案第11号の資料、新旧対照表をご覧くださいと思います。

本案は、国において平成25年11月20日に公布された道路法施行令の一部を改正する政令により、道路占用料の額を定める所在地区分が、現行の3区分から5区分に細分化され、道路占用料の額が地価水準の変動を反映した額に改正されたことに伴いまして、所定の改正を行うものでございます。

内容についてでございますが、初めに第4条第1号中、現行のアンダーライン部分については、道路法の改正に伴い、国の事業で道路占用料を徴収することができるものが実質なくなってしまったことから削除するものでございます。

次に、別表第2条関係につきましては、それぞれの占用物件の占用料の額について、所在地区分が現行の3区分、これがまず甲地、これが都の特別区及び人口50万人以上の市という内容でございます。次に、乙地、これが甲地以外の市という区分でございます。それと、3つ目が丙地、これが町村ということになります。現行では千代田町は丙地という区分になっております。

それで、同一区分内においても地価に大きな格差が生じていることや、乙地の都市の一部の甲地の都市よりも地価の高い都市があるといった現状があることから、その適正化を図るため、当該区分が5区分、今度は第一級地、これが地価の平均が都の特別区及び人口50万人以上の市の地価の平均以上の市町村、第二級地、地価の平均が人口20万人以上50万人未満の市の地価の平均以上の市町村で第一級地以外のもの、第三級地、これは地価の平均が人口20万人未満の市の地価の平均以上の市町村で第一級地及び第二級地以外のもの、第四級地、地価の平均が町村の地価の平均以上の市町村で第一級地、第二級地及び第三級地以外のもの、最後に第五級地、その他の市町村に細分化され、道路占用料の額が地価水準の変動を反映したそれぞれの国で定めた基準額に改正をするものでございます。

ご参考までに、千代田町の場合は第三級地といった区分に該当します。近隣では、太田市、館林市、

明和町、邑楽町がこの第三級地というところに該当いたします。

また、この条例の施行日につきましては、平成26年4月1日施行とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 千代田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第13、議案第12号 千代田町町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第12号 千代田町町営住宅設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年度駒形町営住宅の全棟解体が終了し、借地させていただいておりました底地につきましても今月末に返却することから、千代田町町営住宅設置条例の一部を改正し、設置されている町営住宅のうち、駒形町営住宅を削減するものであります。

また、条例施行日につきましては、平成26年4月1日施行とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。
討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第12号 千代田町町営住宅設置条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。
よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第14、議案第13号 千代田町給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。
大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第13号 千代田町給水条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成25年10月1日の閣議決定による消費税率及び地方消費税率の引き上げが、平成26年4月1日より5%から8%に引き上げとなります。

水道事業といたしましては、独立採算制の企業会計でございますので、消費税が課税されますことから千代田町給水条例の一部を改正し、水道加入金額及び水道料金について課税される消費税率を、5%から8%へと引き上げさせていただくものでございます。

また、条例の施行日につきましては、平成26年4月1日施行とするものであります。

なお、水道料金につきましては、検針が2カ月ごとの奇数月で実施しておりますことから、継続利用の場合、5月の検針については3月の水道料を含みますので、消費税につきましては従前の5%が課税となります。従いまして、7月の検針からは消費税8%が課税となります。

また、4月以降に新規加入された場合につきましては、消費税は8%となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 千代田町給水条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

○議案第14号、議案第15号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） お諮りいたします。

この際、日程第15、議案第14号及び日程第16、議案第15号について関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第14号 町道路線の廃止について、日程第16、議案第15号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第14号 町道路線の廃止並びに議案第15号 町道路線の認定につきまして、以上2議案を一括しまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、丑起橋拡幅工事に伴う萱野地内1路線につきまして、道路法に基づく路線の廃止並びに認定を行いたく議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設水道課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） それでは、議案第14号 町道路線の廃止につきまして、議案第15号 町道路線の認定につきまして、一括して詳細説明を申し上げます。

お手元に配付させていただきました資料の封筒の中に、道路網図を用意してございますので、ご覧いただきたいと思います。廃止と認定の2種類がございますので、初めに廃止の道路網図をご覧いただきたいと思います。また、議案書2枚目に廃止する路線名が記載されておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

町道3-129号線につきましては、萱野字丑起地内1級河川谷田川にかかる丑起橋拡幅工事に伴い、道路センターのずれにより路線延長に若干の増が生じたため、一旦廃止をするものでございます。

次に、認定の道路網図をご覧いただきたいと思います。また、議案書2枚目に認定する路線名が記載されておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

先ほど一旦廃止をいたしました町道3-129号線について、路線延長を改め、現地に即した形で町道認定をするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、議案第14号及び議案第15号の案件について、1件ずつ処理いたします。

まず、議案第14号 町道路線の廃止について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 町道路線の廃止について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

次に、議案第15号 町道路線の認定について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 町道路線の認定について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第17、同意第1号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 同意第1号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につきまして同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、3月10日をもって任期満了となります石川恵美子氏を、引き続き固定資産評価審査委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

石川恵美子氏につきましては、その経歴、人柄はもとより、現在も国民健康保険運営協議会委員を務められ、また地域の女性リーダーとしても幅広く活躍されております。これまで市街化区域の選出委員として1期3年間、固定資産評価審査委員を務めていただきましたが、豊富な経験と知識を有する適任者でありますので、引き続き委嘱いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第1号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

ただいまより10時30分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時19分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第18、議案第16号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第16号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,970万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,645万5,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、まず歳入であります。町税、地方交付税、財産収入、寄附金、町債をそれぞれ追加する一方、地方譲与税、地方消費税交付金、分担金及び負担金、国県支出金、諸収入につきまして、実績や額の確定によりそれぞれ減額いたします。特にCOMハウスへの用地売却による財産収入、並びに教育債の発行による町債を大きく追加するものであります。

次に、歳出であります。年度末ということで、全般的に人件費や一般経費及び工事費用等を精査し、不用額を減額するものであります。特に大きく減額となるものにつきましては、民生費の障害者福祉費、衛生費の予防費、土木費の公共下水道費となっております。

一方、追加額の大きなものは、総務費の中で基金の積み立てに係る財産管理費、並びに教育費の小

中学校の施設改修に係る学校管理費であります。また、総務費、民生費、土木費、教育費におきましては、合わせて9件の事業が年度内に完了が見込めないことから、これらを繰越明許とするものであります。更に、今回の補正では、先般の大雪被害の見舞金につきましても予算措置をいたしましたところであります。

詳細につきましては、財務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） それでは、議案第16号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第8号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

最初に、補正予算の全般的な内容でございますが、今回の補正につきましては、年度末を控え最終補正となりますので、各課局におきまして人件費や一般経費及び工事費等を精査し、また国の補正予算の対象事業等の追加などがありましたことから、全般にわたる減額あるいは追加の処理を行うものであります。

それでは、補正予算書の12、13ページをお開きいただきたいと思います。初めに、歳入につきましてご説明させていただきます。1款の町税、4項1目町たばこ税でございますが、昨年4月からの県からの税源移譲及び販売本数の増加が考慮できますので、915万円を追加いたします。以下の譲与税あるいは交付金関係は実績を見込みまして、あるいは交付額が確定いたしましたので、減額するものであります。

めくっていただきまして、14、15ページをお願いいたします。9款1項1目地方交付税につきましては、財源不足を理由に減額調整されておりました分につきまして、税収の伸び等により財源が確保されたということでございまして、復活して交付となったものであります。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目の民生費負担金の1節保育園運営費負担金におきまして、東西保育園の保育料が大きく減額となりましたが、主な要因は当初予算の段階では定員の超過許容分といえますか、最大限に受け入れ人数を見込んでおりましたことによりまして、実績に伴いまして減額するものでございます。

次の16、17ページをお願いいたします。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございますが、3節障害者自立支援負担金におきまして、人数やサービス内容等がおおむね確定し、同事業の扶助費が大幅に減額となりましたので、これに伴い国庫負担金が2,306万6,000円減額となったものであります。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございますが、4節臨時福祉給付金給付事業費補助金を4万円、次のページの18、19ページ、5節子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金を4万円それぞれ追加いたしますが、これは消費税の増税対策といたしまして、国におきまして低所得者や

子育て世帯への影響の緩和等を目的に行う臨時的な給付事業でございます。その準備事務費分につきまして今年度追加で交付されるものであります。給付は新年度となります。

次に、5目教育費国庫補助金では、1節義務教育費補助金を2,147万4,000円追加いたしますが、主な要因は国の補正予算の対象事業に係る補助金といたしまして、小中学校空調設置事業補助金を380万8,000円及び西小のトイレ改修に係る小学校施設改修事業補助金を1,147万2,000円、並びに中学校武道館天井撤去に係る中学校施設改修事業補助金615万6,000円、これらが追加となるものであります。

めくっていただきまして、20、21ページ、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございますが、これは3節障害者自立支援負担金につきまして、先ほどの国庫負担金と同様の理由から、県負担分を1,153万3,000円減額するものであります。

次の2目災害救助費負担金では、28万5,000円を追加いたしますが、これは東日本大震災の被災者を町営住宅で受け入れている関係の費用に対する県負担金であります。

めくっていただきまして、24、25ページをお願いいたします。上から2つ目の15款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入でございますが、1節の土地建物売却収入を7,029万9,000円追加いたしますが、これはCOMハウスが使用しております土地の売却代金を追加するものであります。

次の26、27ページをお願いいたします。上から2つ目、19款諸収入、3項1目1節の貸付金元利収入でございますが、舞木土地区画整理組合との契約による今年度2回目の償還金6,200万円のうち、償還が見込めない半額を減額するものであります。この未収額は次年度で滞納繰り越し処理を行う予定であります。

めくっていただきまして、28、29ページをお願いいたします。20款1項町債、5目教育債でございますが、1節教育債を8,420万円追加いたします。内訳は、国の補正予算の対象となった小中学校の空調設置及び西小学校のトイレ改修に係る学校教育施設等整備事業債、これを7,200万円を追加し、同じく防災上の基準改正に伴う中学校武道館天井撤去に係る全国防災事業債1,220万円の追加であります。

めくっていただきまして、30、31ページをお願いいたします。ここからは歳出についてご説明させていただきます。歳出では、冒頭申し上げましたとおり、人件費や一般経費、委託料や工事費の入札減等精査いたしまして、不用額を減額するものであります。

最初に、1款議会費及び次の2款総務費につきましては、精査いたしまして不用額を減額するものであります。

めくっていただきまして、34、35ページ、2款総務費の1項総務管理費、4目財産管理費、25節積立金でございますが、次の36、37ページでございますように、財政調整基金に4,500万円、公共施設建設基金に1億1,900万円、合わせて1億6,400万円を積み立てるものであります。これは、当初予算編成時に基金から繰り入れを行っておりますので、今回の補正の余剰分を基金に積み戻しをするものであります。

めくっていただきまして、40、41ページをお願いいたします。2項徴税費、2目賦課徴収費でございますが、賦課費の固定資産課税客体資料等作成業務委託料を304万9,000円減額いたします。これは、当初の見積もりを考慮して予算編成をしましたが、作業量が実際に少なくなりましたので、それに伴う減額であります。また、徴収費の町税過誤納金還付金及び還付加算金は、精査の上、300万円減額するものであります。

次に、42、43ページをお願いいたします。下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、28節の繰出金を507万8,000円減額いたします。これは、国民健康保険特別会計への法定繰出金の減額であります。

次に、44、45ページをお願いいたします。説明欄に臨時福祉給付金給付事業4万円がございますが、消費税の増税対策に係る給付事業の事務費を追加するもので、全額が国庫補助対象となります。

次の2目障害者福祉費でございますが、20節扶助費を4,970万9,000円減額いたします。主な要因は、障害者自立支援事業におきまして人数やサービス内容等がおおむね確定したことによりまして、4,643万2,000円を減額することによるものであります。

めくっていただきまして、46、47ページ、3目の高齢者福祉費でございます。説明欄下段の高齢者福祉施設補助事業を1,181万円追加いたしますが、これはCOMハウスの現在工事中であります20床増床の整備に対する補助金であります。

次のページ、48、49ページをお願いいたします。4目医療福祉費、20節扶助費でございますが、事業がおおむね確定いたしましたので、573万2,000円を減額するものであります。

下段の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。めくっていただきまして、50、51ページの上段、13節委託料でございます。子ども・子育て支援新制度に係る費用としまして、システム改修委託料386万7,000円を追加するもので、この財源は全額県補助の対象となるものであります。また、その下の子育て世帯臨時特例給付金給付事業に4万円追加いたしますが、これも消費税の消費増税対策に係る給付事業の事務費でありまして、全額が国庫補助対象となります。

次の2目児童措置費では、20節扶助費を560万5,000円減額いたしますが、おおむね支給額が確定したことによるものであります。

4目児童福祉施設費では、次の52、53ページにありますように、臨時職員賃金を1,160万円減額いたしますが、これは保育士を募集いたしましたことが、集まらなかったことにより派遣やパート職員で対応したことによるものであります。

めくっていただきまして、54、55ページをお願いいたします。4項1目災害救助費でございますが、2月の大雪被害の見舞金といたしまして、20節扶助費を155万円追加いたします。

次のページ、56、57ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございますが、予防接種事業や検診事業などの委託料におきまして、人数の確定あるいは国の方針の変更等によりまして、全体で979万4,000円を減額いたします。

大きくめくっていただきまして、64、65ページをお願いいたします。7款1項商工費、3目中小企業制度融資費、22節の補償、補填及び賠償金を250万円減額いたしますが、今年度は代位弁済が見込まれないことから補填金を減額するものであります。

めくっていただきまして、68、69ページをお願いいたします。8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費でございますが、19節の負担金、補助及び交付金を286万円減額いたします。これは、今年度木造住宅耐震改修及び民間建築物アスベスト含有調査に係る補助金の申請の見込みがないことから減額をするものであります。

大きくめくっていただきまして、76、77ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、3目奨学金の21節貸付金を240万円減額いたしますが、これは新規対象者が見込みより少なかったことによるものであります。

4目教育研究所費では、7節賃金を434万円減額いたしますが、これは勤務日数等の減によるものであります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、13節委託料を461万4,000円、次のページ、78、79ページの15節工事請負費を7,376万6,000円それぞれ追加いたします。これは、国の補正予算の対象となった東西小学校の職員室等空調設備工事及び西小学校のトイレ改修工事の設計監理委託料と工事請負費をそれぞれ追加するものであります。

また、次の80、81ページにあります3項中学校費、1目学校管理費におきましては、13節委託料を228万9,000円、15節工事請負費を2,080万4,000円それぞれ追加いたしますが、これも国の補正予算対象事業として防災上の基準が改正となったことによる武道館天井撤去改修に係る設計監理委託料と工事請負費を追加するものであります。

大きくめくっていただきまして、94、95ページをお願いいたします。12款1項公債費、1目元金でございますが、市中銀行借り入れ分の元金償還額を320万円追加いたします。これは、平成24年度借り入れ分のうち据置期間なしで借りた起債の元金償還分であります。これは、元金の償還が始まる時期を一つでもずらしまして、元金償還の1回目が重ならないように償還額の平準化を図るために工夫させていただいたものであります。

最後に、14款予備費であります。38万3,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図ったものであります。

ここで、大きく前に戻っていただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正でございます。歳入の町債のところの説明をいたしました。国の補正予算の対象となりました小中学校の職員室等空調設置事業に係る学校教育施設等整備事業債につきまして7,200万円、同じく防災基準の改正による中学校の武道館天井撤去改修事業に係る全国防災事業債を1,220万円、合わせて8,420万円を限度額といたしまして追加するものであります。

次の8ページ、第3表繰越明許費でございます。今回2款総務費で1件、3款民生費で2件、8

款土木費で1件、10款教育費で5件の合わせて9件の事業につきまして、年度内の完成が見込めないことから繰越明許とするものであります。このうち民生費の4項災害救助費、大雪災害見舞金支給事業でございますが、これの105万円につきましては、見舞金の支給額が4月以降も続くと見込まれることから、申請に備えるために繰越明許の措置を行うものであります。10款教育費の5件につきましては、国の補正対象になりましたので、今回補正に計上いたしまして、繰越明許をするものであります。

以上、詳細説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、富岡議員。

[9番（富岡芳男君）登壇]

○9番（富岡芳男君） 9番、富岡です。歳入のほうでありまして、15款不動産売払収入の件でちょっと聞きたいと思います。

COMハウスへ土地の売却ということでありまして、土地の面積、それとこの価格になった根拠をお知らせ願いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えさせていただきます。

面積につきましては、7,670.9平米でございます。この根拠につきましては、12月の議会で5,000平米以上ですので、議会の承認をいただく内容となっております。その関係上、鑑定士を入れて決定させていただきました。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

8番、柿沼議員。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 地方債の発行ということで8,420万円ということで、利率が5%以内ということで、ちょっとはつきりしない、幾らということが出ていません。その辺を何%なのか、妥当なのか教えていただきたいと思います。

それから、老人福祉施設整備事業ということで、COMハウスの20床増床ということで1,181万ですか、これの根拠といいますか、みどりの風と同水準なのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えさせていただきます。

この積算根拠につきましては、要望額が、補助金の申請額は9,859万円ということで、法人の自己負担分の2分の1ということで申請はございましたが、補助金の今回のこの数字の計上につきましては、平成18年のときのみどりの風の1平米当たり1万1,190円を単価といたしました3,500万円の交付に当たる金額を根拠に、面積を1,055.48平米でございますが、それを掛けまして算出した数字となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） 地方債でございますが、ここで地方債補正のところに記載してあります年5%以内というのは、利率の限度額と、限度利率ということでございますので、今後借り入れの際に恐らくこれは政府資金が該当になると思いますので、その際に率は示されると思います。

それで、あくまで限度額でございますので、実際借りているのが0.2%とかそういうことで利率が設定されてくると思います。それは借り入れ段階の際に決定するものでございます。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

7番、小林議員。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） 民生費の中の児童福祉費についてお尋ねいたします。

先ほど説明ございました臨時職員賃金1,160万円を減額ということでの話でした。昨今やはり保育園の充実というか、待機児童ゼロを目指してあるいはゼロということで今私思っていますが、保育士はいずれにしても足りない。今後その保育園の充実ということを考えたときに、できるだけ十分な対応をしたいと思うわけですが、今回何名募集して、何名の応募があったのか。そして、現在不足していれば不足人数、そしてその後の対応についてお尋ねいたします。

それから、繰越明許費についてお尋ねいたします。2つほどございます。まず、中学校武道館天井撤去改修事業1,846万8,000円とございますが、今天井があるのをこれ撤去するという意味だと思えますが、なぜ撤去しなくてはいけないのか。耐震ということだと思いますが、そのご説明をお願いしたいと思います。

そして、天井を撤去するということは、照明工事あるいは空間が大きくなりますので、空調等については大丈夫なのか、お尋ねします。

もう一つ、これ最後でございますが、西小学校トイレ改修事業7,465万円。これはいわゆる水洗化ということだと思いますが、男女それぞれトイレの改修だと思いますが、今まで水洗化は一切されていなかったのか。私も改修事業ですからされていなかったと思うのですが、東小学校については改修はされていましてでしょうか、その辺とあわせてご回答をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 保育士の臨時職員の募集の状況なのですが、平成26年4月1日に向けてまして2名公募しましたが、応募はありませんでした。そのような状況ですので、派遣という形で現在整い、状況でございます。紹介がございましたので、一応新年度に向けて体制は整った状況でございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

千代田中学校の武道館ですけれども、平成21年度に建築しまして、武道館ということで純和風の建物として当時の基準に基づいて設計し、建築したわけですが、その後平成23年の3月11日に東日本大震災が起きまして、大きな被害が出ているところです。そのときに学校施設、特に屋内運動場等のつり天井も落下する被害が多数発生しております。そこで国のほうでも建築基準の見直し検討を続けてきたわけですが、昨年の平成25年8月に「公立学校施設の耐震化の推進について」という通知が出されまして、その中で学校施設につきましては、幼児、児童生徒が一日の大半を過ごす施設、また災害発生時には地域住民の避難場所として大変重要であるので、構造体の耐震化については平成27年度のできるだけ早い時期までに早期完了を目指すこと、それと非構造体につきましても平成27年度までに対策を実施するというのが、国のほうから指示が出ました。その非構造体の中に屋内運動場等のつり天井というのが対象になりまして、今回武道館のつり天井もその対象になるわけですが、国の基準ではつり天井は撤去というのが原則となっております。確かにつてありますので、東日本大震災に対応するような基準でつり天井を設置し直したとしましても、更に大きな地震が来た場合に、想定外とよく言われますが、それには対応できないと思いますので、今回つり天井を撤去しまして断熱材を吹きつけるというような、そういう概要になっています。ですから、それにあわせて照明等もあわせて、照明も一番上からおりてくるようになっていきますので、つり天井の間からおりてきますので、つり天井を撤去した後も照明はそのまま使えるものと思います。

それから、2番目、西小学校のトイレということですが、現在も水洗化にはなっております。ただ、どこの東西小学校、中学校も、中学校は最近東トイレ、それと西側のトイレと順次整備しまして、東西小学校を比べた場合、西小のトイレがかなり汚れている、あと配管なども老朽化していますので、今回の国の補正予算という有利な国庫補助が借りられるということで、西小のトイレの水洗化、あわせて西小のトイレ、全部和式ですので、今は洋式、子供たちも洋式のトイレ使っていますので、洋式のトイレを入れる予定です。次は東小につきましても順次その老朽化にあわせて改修していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 小林議員。

○7番（小林正明君） どうもありがとうございました。子供の教育環境の改善ということで、前向

きにしっかりやっていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔議長、よろしいですか〕という人あり〕

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） 済みません。先ほど利率の関係で、0.2と申し上げたのですが、政府資金のほうで24年あるいは25年度借り入れでは、大体0.5から1.0%の利率で借りる予定になっておりますので、多分そのくらいの金額でこの繰越明許分も借りられるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、坂部議員。

〔3番（坂部敏夫君）登壇〕

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫。質問させていただきます。

8ページ、8款の土木費、都市計画道路整備事業、これは新福寺赤岩線の都市計画道路のことだと思うのですが、繰越明許3,095万8,000円計上されています。この案件の進行状況の最新版をお知らせいただきたいと思っております。完工の予定はいつごろになりますか。道路の工事日程はいつごろになりますか。そして、道路の供用開始は、最新版何年ごろが確定情報になりますか。完工分がちょうど真ん中にあります。西側と東側、それぞれ一緒にできるのですか、分けて工事するのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、ページ数は振っていないのですが、一番巻末に職員1人当たりの給与という欄がございます。最後から2ページ目ですか、3ページ目になります。めくってみると、職員1人当たりの給与とありまして、中に平均給料月額という表示と平均給与月額というのがあります。私なりには給与も給料も同じかなと思っていたのですが、こういうふうに分ける理由を教えてください。

ただし、これは（3）、給料及び職員手当の増減額の明細、アとして職員1人当たりの給与というタイトルになっています。給与というタイトルにもかかわらず、給料と給与で分かれているのもちょっと疑問に思っています。ご指導お願いします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 坂部議員のご質問で都市計画道路事業の繰越明許費等につきましてご回答させていただきます。

まず、今回この繰越明許させていただくものにつきましては、現在赤岩地内で予定しております地権者様の用地並びに建物補償、こちらのほうを交渉を続けておるところなのですが、今現在例えば同意をいただけたとしましても、建物の移転が含まれますので、年度内の完成はもう難しいということで

繰越明許をさせていただくものです。

それと、都市計画道路の完成はいつごろを目指しているのかというお話なのですが、先日全議員の皆様の方に事業の説明書という形で議長のほうから要望がございましたので、お配りさせていただいたところでございます。その中に、再三ちょっと質問等も受けておったのですが、今現在27年度の完成を目指して事業認可のほうを取得してございます。ただ、国庫補助金のほうが毎年要望に対して半額程度、あの震災の影響で半額程度の補助金となっておりますことから、当然事業費のほうも27年度に完成させるというのは非常に難しい状況となっております。それなので、若干事業認可のほうを変更いたしまして、具体的に何年延びるのかというところが、補助金の状況によって不明確なところもあるのですが、できればできるだけ短い期間、1年ないし2年というのが好ましいのかなというふうに担当としては思っております。

それで、西側、東側の県道へのそれぞれの接続の工事についてなのですが、工事のほうは、これもちょっと国の国庫補助の状況によってなのですが、今考えているのは、東西同じ年度で同時期に工事のほうを行いまして、警察のほうからも指導されておるのですが、接続して開通するときには東西一緒に接続開通をさせてほしいということなので、年度はちょっと明確には今現在言えないのですが、工事のほうはだから同時に接続するという形で考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

補正予算書の後ろのほうに給与費明細書というのがつけてございます。ページをめくっていただきまして、2番の（3）のアですか、職員1人当たり給与というのが載っております。この給与なのに給料と給与が出ていますということでございますが、簡単に言えばそういったものが様式が示されていて、こういった形で議会のほうへ提出しなさいということですから、それに従っているわけですけれども、給料といいますのは本当の給料のみ、本俸ですか、これの平均額でございまして。それから、給与の場合は、これに手当を加算するわけですが、ここに載っています金額は、給料プラス扶養手当だけでございまして。本来ですと、このほかにも期末勤勉手当であるとか、時間外勤務手当であるとか、そういった手当、そういったもの全てまとめたものが給与とは呼ばれるわけですが、この表を作成する上からは給料プラス扶養手当だけでよいということになっておりますので、その額が載っております。そういったことで、扶養手当を加算した場合としない場合の額の差を見ていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） まず簡単なところで、総務課長のほうの説明ありがとうございました。理解できました。

次に、都市計画道路の件なのですが、平成27年竣工予定という予定は決まっているのだけれども、予定は確定にあらずという話のとおり、おくれるようですね。これは国からの助成金と、あとは地権者の同意、買収、そういうことにもかかわってくるかと思うのです。その辺は同意、買収のほうは順調に進んでいるのでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長（細田芳雄君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 地権者様のほうの土地の建物等の同意の件なのですが、昨年も相続絡みで繰り越しさせていただいた経緯等ございまして、今回もちょっと難航しているようなところもございまして、順調にいつている部分もございまして、ちょっと難航している部分もございまして、どうしても建物の移転が含まれておりますので、やはりそれぞれ地権者様のご都合等もございまして、難航する部分もあるのですが、担当のほうも再三そういった交渉のほうを進めておりますので、できる限り同意等いただいて、スムーズな形で進められるように頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございました。非常に同意をいただき、買収をするということは、問題が多いかと思うのです。そういうことで、これからのご奮闘をお祈りします。

ありがとうございました。以上で質問終わります。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

5番、金子議員。

[5番（金子孝之君）登壇]

○5番（金子孝之君） 5番、金子でございます。COMハウス20床の増床に関しましてお伺いしたいと思います。

これは入所待機者ゼロを目指してということであろうかと思いますが、現在待機者はどのぐらいいて、どのぐらいの改善が見込めるのか。また、この20床を増床することによって、また保険料にどの程度の変化があらわれるのかを教えてくださいたいと思います。

それと、4款1項13節の委託料、これは検診事業ですか、これのどのぐらいの人数を目標として設定された金額であったのか。また、現在の受診率はどのくらいなのかを教えてくださいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、お答えさせていただきます。

待機者につきましては、毎年5月に調査を行っているわけなのですが、60弱の人数がございまして。COMハウスの場合には、現在50床のうち40床を超える方が町内の方が利用されております。この入所の決定につきましては、町ではちょっとどのぐらいということではできないのですが、施設側では町内の方に極力利用していただきますよというお言葉は受けております。

あともう一点何だったかな、保険料につきましては、多床室でございますので、従来と同じと思っております。

介護保険料への影響ですか。その件につきましては、平成24年度から平成26年度の3年間の計画の中で含めて現在基準額5,400円なのですが、その中で対応させてもらって、平成26年度からの利用を含めた単価となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 野村環境保健課長。

○環境保健課長（野村真澄君） がん検診についてでございます。がん検診については、約10種類近くそれぞれの検診で予算的には人数を設定してございます。

受診率につきましては、県のほうが目標を50%というようなことで設定をしているわけですが、なかなか現実的にはそこまで届いていないのが現状でございます。胃がん検診については約20%、24年度が20.1%が、本年度については19.2%というようなことで若干下がっております。ほかの検診につきましても、同様に若干下がっているような傾向が見られます。

今回12月のときから26年度の検診の希望をとっておりますけれども、その希望の取り方につきまして受診するしないという二者択一の方式でやっていたけれども、これにつきましては町以外のところで受けている方の受診状況が把握できないというふうなことがございました。そういったことから、今回他の医療機関なり、他の検診機関で受けるというような項目を設定させていただきまして、実際に受けている人がどのぐらいなのかというようなことを把握しようというふうなことで考えております。受診率につきましては、以上でございますので、若干下がっている状況を今後研究していきたいなというように考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） それでは、議案第16号について伺いたいと思います。

歳入のところなのですが、私喫煙しているということで、いつも気になる場所がありますので、町税関係のたばこ税ということで伺いたいと思います。数字を見ますと、1億円突破という喜んでいいのだがな、ちょっとわかりませんが、これの原因、舞木のほうにコンビニができたとかいろいろあるかと思えます。実際にどのぐらいの本数を吸われているのか伺いたいと思います。

また、自主財源が緩やかではあるけれども、右上がりというふうな感じがしてきているのですが、今後もジョイフル本田の税金等が入ってくると、経常収支比率というのですか、この辺が変わってくるのではないかと思います。邑楽郡内では経常収支比率、明和が35市町村の中で5位、邑楽町が8位、板倉が15位、千代田町が19位、大泉が一番けつというふうに報道がありました。千代田町もぜひこの5町の中または群馬県内、事業内容によると思いますけれども、もう少し上位に上がっていただければ

ばなど、そんな辺で加味しながらお答えをいただければと、単純な質問で申しわけありません、お願いします。

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） ご質問にお答えさせていただきます。

たばこ税でございます。たばこ税につきましては、先ほどの説明の中でも若干触れさせていただきましたが、まず昨年の4月から税の税源移譲がございました。1,000本当たり644円ということになりまして、千代田町におきましては1,000本当たり5,262円という税が入るようになったわけでございます。そうしますと、この大体平均が、本数でございますが、180万本程度でございます。多いときは200万本超えております。少ないときに170万本程度でございます。月によって売り上げの上下がございます。そういうことから、今回915万円の増額を見込ませていただきました。これは、やはり販売の本数が多いということでございますので、コンビニあるいはジョイフルさん、そういう販売店が多くなったということもあると判断いたしております。推測しております。

それと、経常収支の関係でございますが、経常収支比率につきましては、実際低いほうがいいわけでございます。というのは、やはり財政の弾力性がその分高まるということでございますので、できるだけ経常収支比率が高くないように努力していきたいと考えております。

以上でございます。

済みません。失礼しました。ジョイフルさんの税収につきましては、実際固定資産税相当額につきましては奨励金でお返しはしておりますが、そのほか町民税関係、法人税の関係、法人町民税の関係あるいは個人の住民税の関係、働く方の個人住民税の関係、それらが歳入になっておりますので、右肩上がりには今のところなっていくのではないかと判断しております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 今財務課長のほうから答弁があったのですけれども、経常収支比率、低いほうがいいというので答弁いただいたのですけれども、大泉が101.8%、千代田町が88.4%、明和町が84.7%、こういう数字なので、逆のあれを言ったわけなのですけれども、その辺についてもう一度伺いたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） 経常収支比率につきましては、経常的な支出について、経常的なその一般財源で賄える率ということだと思っておりますので、そういう経常的な支出が多いということは、実際その弾力性がないというふうに私ども判断しておりますので、順位につきましてはそのおのの町村の事情があると思っておりますので、私どもはできるだけ低い経常収支比率にしていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑。

10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） それでは、後で財務課長のところへ行きます。ですから、群馬県でその経常収支比率で1番というのが、どこだったかな、上野村68.1%、これが上野村の状況でございます。一番だからけつというのが大泉町で101.8%と、こういうことなので、私もよく理解していないので、後で伺います。

以上で終わります。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第16号 平成25年度千代田町一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第19、議案第17号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第17号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に2,530万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億6,108万1,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入では国民健康保険税の増減が見込まれるため、それぞれを増

減補正し、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金及び共同事業交付金につきましては、確定見込みによりそれぞれ増減補正をするものであります。

繰入金につきましては、法定部分は実績見込みに基づきまして増減となり、その他一般会計繰入金では、福祉医療制度実施に伴う削減分として、繰入金を追加するものであります。

次に、歳出ですが、総務費につきましては、年度末に当たり支出内容を精査し、それぞれを増減補正し、保険給付費につきましても給付費の推移をもとに再度見直しを行い、それぞれ増減補正するものであります。

後期高齢者支援金及び介護納付金につきましては、財源補正を行います。また、老人保健拠出金並びに共同事業拠出金につきましては、確定見込みが示されたことによりまして、それぞれ減額補正するものであります。

また、保健事業費では、事業が終了となりますので、それぞれを増減補正するものであります。

詳細につきましては、住民福祉課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、議案第17号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、医療給付費現年分、後期高齢者支援現年分の両節とも収入減が見込まれるため減額し、2目の退職被保険者に係ります医療給付費現年分、介護納付金現年分並びに後期高齢者支援金現年分につきましては、各節とも収納額の増額が見込まれるため追加するものでございます。

3款1項国庫負担金でございますが、事業の実績見込みなどに基づき今年度の概算交付額を見込み、減額あるいは追加させていただくものでございます。

10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。3款2項1目の財政調整交付金につきましては、臓器提供意思表示やジェネリック医薬品に関する普及啓発経費、また被扶養者、また非自発的失業者並びに20歳未満の被保険者数の状況など、特別事情による財政面の不均衡を調整する交付金として定められた基準額に基づき交付されるものですが、決算見込みにより減額が見込まれるため補正減するものです。

また、3款2項2目の災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災に伴う国保税減免及び医療機関での自己負担分減免の事業に対します災害特例補助金として80%の補助率で補助され、残りの20%は特別調整交付金の対象となっており、1名の方が対象となっております。

4款1項1目の療養給付費交付金につきましては、退職者の給付状況の実績見込みに基づき減額を行うものです。

6款1項1目の高額医療費共同事業負担金でございますが、県国保連合会へ拋出する負担額に対しまして、国と県が対象費の4分の1をそれぞれ負担するもので、実績見込みにより減額させていただくものです。

また、2目の特定健康診査等負担金につきましては、40歳以降74歳以下の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導の事業費に対する基準額の3分の1を国と県が負担するもので、実績見込みにより増額を行うものです。

12、13ページをお開き願いたいと思います。6款2項1目の財政健全化補助金につきましては、町の福祉医療費助成制度に伴う国庫負担金等の削減額の2分の1の相当額が補助金として交付されるものですが、増額見込みのため追加するものでございます。

6款2項2目の財政調整交付金につきましては、国保財政の安定化を図るために交付されるものですが、2節の支援交付金につきましては、国保事業費の安定化の取り組みとして保健事業や収納対策、医療給付費状況などにより算定額を交付されるものであり、実績見込みにより増額を行うものでございます。

7款1項の共同事業交付金ですが、これにつきましては、保険者がレセプト1件当たり、1目では80万円以上のもの、2目では30万円以上の高額な医療負担に対して交付されるもので、実績見込みによりそれぞれ追加するものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金ですが、次のページへ続いておりますが、1節から5節につきましては、国より一般会計から国保会計に繰り入れ基準が示されている法定部分となっておりますが、それぞれ繰入必要額を事業実績見込みにより減額あるいは追加をするものでございます。6節その他一般会計繰入金としては、福祉医療制度に伴う国庫負担金等が削減されますが、2分の1相当額を繰り入れる必要があることから、福祉ペナルティー分の55万1,000円を追加させていただくものでございます。

11款1項延滞金加算金過料につきましては、1目、2目とも一般または退職被保険者に係ります国税の延滞金が増額見込みになるため、追加させていただくものとなっております。

また、2項雑入につきましては、1目及び2目の第三者行為納付金として、交通事故等に係ります国民健康保険利用に対する保険会社等からの求償見込み額を増減するものであります。

18、19ページをお開き願いたいと思います。歳出ですが、初めに1款1項1目一般管理費につきましては、事業精査により減額あるいは追加するものでございますが、金額の大きなものといまして、電算業務委託料として制度改正等に伴うシステム改修に関するものでございます。

2目の連合会負担金につきましては、負担金の確定に伴う減額となっております。

また、1款3項1目運営協議会費ですが、委員報酬の確定に伴う減額でございます。

20、21ページをお開き願いたいと思います。2款1項療養諸費及び22、23ページの2款2項高額療養費につきましては、給付費の支出推移を再精査いたしまして追加または減額させていただくもので

ございます。

24、25ページをお開き願いたいと思います。2款4項1目の出産育児一時金につきましては、2件分を減額補正し、2款5項1目の葬祭費につきましても、2件分を減額補正させていただきました。

3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、財源補正するものでございます。

26、27ページをお開き願いたいと思います。5款1項の老人保健拠出金につきましては、老人保健制度の清算による経過措置として拠出してしておりますが、社会保険診療報酬支払基金へ支払う金額が確定見込みとなりましたので、減額を行うものでございます。

6款1項1目の介護納付金につきましては、財源補正するものでございます。

7款1項の共同事業拠出金につきましては、28、29ページへ続いておりますが、高額な医療費に対します国保財政の安定化事業で、事業費の拠出見込みによりそれぞれ減額を行うものとなっております。

8款1項1目の特定健康診査等事業費ですが、40歳から74歳を対象といたしました特定健康診査及び特定保健指導の各事業が終了見込みとなりましたので、精査の上、それぞれ減額補正を行うものでございます。

30、31ページの8款2項1目の保健衛生普及費につきましては、事業終了見込みによりそれぞれ増減補正を行うものとなっております。

32、33ページをお開き願いたいと思います。11款1項1目の一般被保険者保険税還付金及び2目の退職被保険者等保険税還付金につきましては、還付見込み額に伴いまして減額を行うものでございます。

12款1項の予備費につきましては、収支の均衡を図りまして減額を行うものでございますが、以上で詳細説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） それでは、繰入金についてちょっと伺いたいのですが、9款。一般会計からの繰入金というふうにはちょっと理解しているのですが、これが計1億円強に補正されているわけですが、24年、23年、この辺を見ると、5億円の一般会計では繰り出しをしているということなのですが、大分差があるように感じるので、ちょっとその辺についてもう一回説明いただければと思います。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） ただいまのご質問につきましては、赤字補填分のことかと思いますが、そのようなことで理解してよろしいのでしょうか。

[「全体」と言う人あり]

○住民福祉課長（塩田 稔君） この全体の、法定とね。9款の繰入金につきましては、一般会計繰入金でございますが、国保財政を運営する中で、まず1節の保険基盤安定繰入金につきましては、軽減を対象とした方の部分を県が4分の3、町が4分の1負担することとなっております。2節の保険者支援分につきましても同等となっております。3節の職員給与費等の繰入金につきましては、3節につきましては、国保会計の事務をつかさどる職員分の人件費等を一般会計で負担するといった内容となっております。また、出産育児金につきましても、県が3分の2、そして町が3分の1といった……失礼しました。町が3分の2を繰り入れるといった内容で、5番についても同等の内容ですが、その他一般会計繰入金につきましては、その福祉ペナルティー部分と赤字補填部分がこの6節の中で計上する内容となっております。

過去に5億ほどということなのですが、この他会計繰り入れにつきましては、平成24年度ですか、1億1,900ほどとなっておりますけれども、平成25年度につきましては若干減るであろうと読んでおります。

○10番（黒澤兵司君） 結構です。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） 7番、小林でございます。保険給付費……

○議長（細田芳雄君） 黒澤議員のマイクが入っています。

○7番（小林正明君） 保険給付費、出産育児一時金について、まずその質問させていただきます。

出産育児一時金、減額の84万1,000円とございます。これは予定していた出生数より少なかったから、84万1,000円減額になったことだと思うのですが、それとあわせて年度別の近年の出生者数の推移をお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一つございまして、保健事業費、特定健康診査等事業費、この数値を見ますと、やはり減額で、310万5,000円減額となっております。受診率が低下したのかなと思うところではありますが、これも年度別の受診率の推移、傾向についてお尋ねします。

ちなみに先ほど説明ありました40歳から74歳ということになるかと思いますが、合わせて2点のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 出産費の関係なのですが、当初20名を見込んでおりましたが、平成25年度につきましては2名減の見込みで減額させていただきました。

なお、特定健診と特定保健指導の実績の関係ですが、平成22年度につきましては55%の方が利用しております。2,454名のうち1,263名。平成23年度は2,518名のうち1,226名で、52%となっております。なお、24年度につきましては2,527名のうち1,246名、53%の方が受診されております。平成25年度に

つきましては1,250名の方が受診されており、若干数字的には50.数%だったという記憶でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

7番、小林議員。

○7番（小林正明君） わかりました。出産の年度別の予定数推移は、もしわかればご回答いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 国保のほうは横ばいの状況になっておりますが、全体の出生の数というのはちょっと把握していないのですが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 7番、小林議員。

○7番（小林正明君） では、後で教えてください。伺います。ありがとうございます。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第17号 平成25年度千代田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

ただいまより午後1時まで休憩といたします。

休 憩 （午前11時59分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

日程に従い進めていきたいと思っております。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第20、議案第18号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第18号 千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に285万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,785万7,000円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入では特別徴収保険料及び普通徴収保険料を増額し、一般会計繰入金並びに受託収入につきましては、実績見込みによりそれぞれ減額いたします。

歳出につきましては、総務費では実績に伴い電算業務委託料及び検診費用委託料等を減額いたします。また、後期高齢者医療広域連合納付金では、負担額が確定いたしましたので、追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

[[なし]という人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第18号 平成25年度千代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

○議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第21、議案第19号 平成25年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第19号 平成25年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1,250万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,126万1,000円とするものであります。

補正の主なものを申し上げますと、まず歳入では、介護保険料につきましては保険料収入の増額が見込まれることから追加するものであります。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の見直しに伴いまして、それぞれの財源分を追加または減額するものであります。

繰入金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の見直しに伴いまして、それぞれの繰入金を追加または減額するとともに、職員人件費及び事務費に係る繰入金を減額するものであります。

次に、歳出であります。総務費では消費税の改定に伴う介護保険システム改修費を追加し、職員人件費、認定調査等費及び介護保険運営協議会費を減額するものであります。

保険給付費では、支出の動向を精査いたしまして、介護サービス等諸費、高額介護サービス等費を追加し、介護予防サービス等諸費、その他諸費、特定入所者介護サービス等費を減額するものであります。

地域支援事業費では、介護予防事業費、包括的支援事業費・任意事業費につきましても、年度末精査により減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 平成25年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

○議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第22、議案第20号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第20号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から982万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,952万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては、第1款分担金及び負担金において受益者負担金の確定により、これを追加するものであります。

第2款使用料及び手数料につきましては、下水道使用料金につきまして滞納繰り越し分の収入として記載の額を追加いたしました。

第4款の県支出金では、補助対象事業の増加により補助金の追加を行い、第5款繰入金及び第8款町債につきましては、流域下水道整備事業の変更により、歳出の事業費が確定したため、それぞれ記載の額を減額するものでございます。

次に、歳出では、第1款総務費につきましては人件費などを減額するものであります。

第2款事業費では、工作物の移転補償を減額し、管渠整備として水道の切り回し工事が必要となったため、単独事業費を追加いたします。

また、工事の事業量の確定に伴う委託料及び工事請負費などを減額し、流域下水道西邑楽処理区の負担金が確定したため減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第20号 平成25年度千代田町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 日程第23、議案第21号 平成25年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第21号 平成25年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、収益的収入及び収益的支出につきまして、それぞれ減額を行うものでございます。

初めに、収益的収入では、既定の収入予定額から500万円を減額しまして、2億5,266万5,000円とするものであります。内容につきましては、節水意識の浸透から水道使用料が減少しておりますので、実績を踏まえて減額といたします。

また、収益的支出では、既定の支出予定額から531万9,000円を減額しまして、2億4,932万7,000円とするものであります。内容につきましては、管路や浄水場における修繕費の実績による減額のほか、浄水場における修繕案件が更新事業として新品の交換へと変更となりましたことから、支出項目が3条予算から4条予算へと変更になることに伴う減額であります。

また、総係費における人件費につきましても、実績により減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第21号 平成25年度千代田町水道事業会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することと賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

○議案第22号～議案第27号の一括上程、説明

○議長（細田芳雄君） お諮りいたします。

日程第24、議案第22号から日程第29、議案第27号まで一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第24、議案第22号 平成26年度千代田町一般会計予算、日程第25、議案第23号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計予算、日程第26、議案第24号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第27、議案第25号 平成26年度千代田町介護保険特別会計予算、日程第28、議案第26号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計予算、日程第29、議案第27号 平成26年度千代田町水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（細田芳雄君） 町長に提案理由の説明を求めます。

大谷町長。

〔町長（大谷直之君）登壇〕

○町長（大谷直之君） 議案第22号 平成26年度千代田町一般会計予算並びに各特別会計予算につきまして、提案理由の説明及び所信の一端を申し上げます。

我が国の経済は、一昨年に発足した第2次安倍内閣が掲げた経済政策、いわゆるアベノミクスの効果によって、円安・株高、雇用の改善など、長年続いたデフレ経済を脱却しつつあり、緩やかながら景気回復の兆しが見え始めております。

しかしながら、東日本大震災の復興、社会資本の老朽化対策、増大する社会保障への対応など、依然、多くの課題を抱えております。

このような中、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目的に、本年4月から消費税率を8%に引き上げることが決定されましたが、増税による景気の失速を避けるために新たな経済対策を追加するなど、多額の財政支出が行われることから、今後も経済成長と財政再建の両立に向け、極めて厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

一方、地方財政の状況につきましては、国から公表された「平成26年度地方財政対策」で、前年度と同様に、地方全体の財源不足額が10兆円を超え、その大半を臨時財政対策債で賄うという見通しであり、依然として厳しい状況と見込んでおります。

このように、本町の財政を取り巻く環境も当然厳しい状況にある中で、平成26年度の予算編成に当たっては、財政の健全化と将来にわたる自立的な財政構造の構築を目指し、「第6次行政改革大綱」、「第2次財政危機突破計画」に基づいた行財政改革を引き続き進めるとともに、公共施設の老朽化や少子高齢化社会への対応など、直面する行政課題に対応できるよう、効率的かつ効果的な予算の編成を各課・局に求めたものであります。

それでは、会計ごとに申し上げます。

まず、一般会計でございますが、一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億7,000万円で、前年度比に比べ1億3,000万円、2.9%の増といたしました。歳入では、自主財源の根幹をなす町税について、景気の回復基調からの増収を見込み、また4月からの消費税率の引き上げに伴い地方消費税交付金につきましても増収を見込みました。

国庫支出金につきましては、消費税率引き上げにより、低所得者への負担の影響や子育て世代の消費を下支えする観点から、暫定的かつ臨時的な措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることから増収を見込み、県支出金につきましても、合併処理浄化槽設置事業や小規模農村整備事業に係る補助金の増収を見込んでおります。

しかし、依存財源の中心をなす地方交付税につきましては、国の「地方財政対策」で示された総額が前年度より減となったことや、本町の税収等の増による基準財政収入額の増加によりまして、前年度に引き続き減額と見込んだものであります。

なお、歳出に対しまして不足する額につきましては、財政調整基金等を取り崩し、財源としたほか、交付税の振替財源としての臨時財政対策債や事業債を借り入れることで収支の均等を図ったものであります。

次に、歳出でございますが、「第2次財政危機突破計画」による経費の削減を徹底し、限られた財源を有効かつ効率的に活用し、「第五次総合計画」で町の将来像とした「人と自然がふれあう 元気で豊かなまち ちよだ」の実現に向け、「安全・安心の確保」、「子育て・教育環境の充実」、「都市基盤の整備」、「健康づくりの推進」等、これらに係る主要事業に対し、前年度に引き続き重点を置いた予算配分に努めたものであります。

それでは、まず主な事業につきまして申し上げます。

まず、「安全・安心の確保」では、町民の皆様が安心して暮らせる環境整備を目的に、災害対策の一環として、今年度も引き続き防災行政無線のデジタル化と非常用物資の備蓄を計画的に進めてまいります。また、街頭犯罪の抑止を図るため、公共施設に防犯カメラを設置いたします。

次に、「子育て・教育環境の充実」では、将来を担う子供たちの健やかな成長を支え、安心して育てることができる環境整備に取り組みます。このため、前年度に実施したアンケートをもとに、平成26年度中に「子ども子育て支援事業計画」を策定いたします。

また、心身の発達に課題のある児童及びその保護者を対象とした発達支援教室事業や、母乳栄養の重要性を認識していただくため、母乳栄養事業も引き続き実施いたします。

「教育環境の充実」では、教科指導や生活支援をするための「マイタウン・ティーチャー」や「特別支援教育指導員」並びに教育相談体制の充実を図るための「心の教室相談員」を各小中学校に引き続き配置するとともに、平成26年度から「適応指導教室指導員」を新たに1名配置し、児童生徒の学校復帰に向けた支援体制の充実を図ってまいります。

「都市基盤の整備」では、快適で住みやすいまちづくりを目的に、生活圈道路の整備に取り組みます。幹線道路である都市計画道路整備事業を引き続き実施するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の維持補修を計画的に進めてまいります。

最後に、「健康づくりの推進」では、生涯を通じた健康づくり推進のため予防、相談、健診体制の充実を図り、町民の皆様が生き生きと暮らすことができる環境整備に取り組んでまいります。がん検診や生活習慣病に重点を置いた特定健診事業を引き続き実施するほか、保健指導や受診指導、更には平成26年度からは新たに歯周病疾患検診も実施してまいります。

そのほか、小規模農村整備事業による農道整備事業など、農業基盤整備や産業振興を初め、福祉事業や生涯教育などのソフト事業の推進など、行政全般にわたり鋭意取り組んでまいります。

以上、平成26年度一般会計予算編成に係る考え方、あるいは姿勢につきまして一端を申し上げましたが、冒頭に申し上げましたとおり、景気回復の兆しは見えるものの、地方経済はまだ楽観視できない状況であり、本町の予算におきましても、基金を取り崩しての財政確保ということで、厳しい状況は変わっておりません。

しかしながら、置かれた状況の中で、粛々と行財政改革を進め、住民サービスの向上を図っていくことが我々の使命でもあり、そのための予算を編成したものでありますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、特別会計予算につきまして申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ14億8,918万円で、前年度に比べ1億913万4,000円、7.9%の増といたしました。

国民健康保険事業を取り巻く動向は、平成29年度までに国保運営の都道府県化を初めとした一連の医療保険制度改革を実施するなどの大改革が示されております。

このような背景の中、本町における国民健康保険事業につきましては、医療技術の高度化や疾病構造の変化により医療費が年々増加しており、1人当たりの医療費や受診率がともに高い状況となっております。また、現下の社会経済状況からは、十分な財源確保も難しいことから、一般会計からの多額の法定外繰入金を繰り入れるなど、事業収支は年々厳しさを増しております。

国保事業の貴重な財源であります国保税につきましては、収納率の向上に努めるとともに、制度の趣旨と保険税の重要性を継続的に啓発しながら、納税意識の高揚と公平・公正な負担の推進に努めてまいります。

歳出におきましては、年々伸び続ける事業費を可能な限り抑制するため、特定健診の受診率向上と、健診結果に基づく各種保健事業を積極的に展開するとともに、適正受診を推進し、また24時間健康電話相談事業やジェネリック医薬品の利活用なども含めて、医療費全体の抑制に努めてまいります。今後も、加入者がいつでも安心して適切な医療が受けられるように、持続可能な安定した制度運営を目指してまいります。

また、次に後期高齢者医療特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ1億323万4,000円で、前年比に比べ930万6,000円、9.9%の増といたしました。

歳入につきましては、2年に1度の保険料の改定年度に当たりますので増額を見込み、歳出につきましては、広域連合への納付金を増額いたしました。今後も制度の周知を図りながら、加入者が安心して十分な医療が受けられるように、関係機関と連携の上、安定した制度運営に努めてまいります。

次に、介護保険特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ9億6,897万4,000円で、前年度比に比べ8,098万5,000円、9.1%の増といたしました。

本町では65歳以上の高齢者の増加に伴い、要介護認定者や介護サービスの利用が年々増加していることから、介護給付費も増加傾向が続いております。

今後、高齢化の一層の進行に伴い、介護給付費の増加が見込まれることから、要介護や要支援の状態に陥る危険性のある高齢者を早期に把握するとともに、可能な限り住みなれた地域で自立した日常生活が送れるように、介護予防の各種事業を推進してまいります。

また、第5期介護保険事業計画の計画期間が平成26年度末で終了することから、平成27年度から3年間の第6期計画の策定にも取り組んでまいります。

次に、下水道事業特別会計予算であります。予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,040万2,000円で、前年比に比べ1,710万5,000円、6.5%の増といたしました。

公共下水道の普及により、公共水域の水質は年々改善されてきております。よりよい生活環境を推進するためには、県や関係市町との連携により下水道整備に取り組んでいかなければなりません。

本年度も引き続き、関係者への啓発を推進するとともに、管渠整備と管渠の維持管理を推進してまいります。また、下水道の整備には膨大な資金と期間が必要となりますので、事業の早期完了を目指し、厳しい財政事情を考慮した効率的な事業の推進に努めます。

最後に、水道事業会計予算でございます。収益的収支では、収入を2億8,406万1,000円、支出を2億6,626万円とし、資本的収支では収入を3,080万2,000円、支出を1億4,985万7,000円といたしました。

水道事業では、安全な水を安定的に供給し、日々快適な社会生活を営む上で欠かすことのできない最も重要なライフラインであります。

引き続き、安定した水道水の供給を行っていくため、施設の維持管理や老朽管の布設替え等の整備を実施するとともに、現在進行しております群馬東部水道広域化を視野に入れながら、経営の安定化に向け鋭意努力し、独立採算制の維持を図ってまいります。

以上、それぞれの会計における予算につきまして、ご説明申し上げます。

今後も町の発展と向上のため、厳しい条件の中ではありますが、第五次総合計画に定めた将来像に向かって着実に前進するため、確実に効率的かつ効果的な予算編成に努めたものであります。新年度の取り組みにつきまして、ご理解をいただきますとともに、本町発展の議員各位の更なるご協力をお願い申し上げます。提案理由の説明並びに所信の一端とさせていただきます。

なお、各会計の予算の詳細につきましては、この後各課長及び局長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 町長の説明が終わりましたので、これより一般会計予算について、各課長、局長より所管事項の詳細説明を求めます。

初めに、坂本財務課長の説明を求めます。

坂本財務課長。

[財務課長（坂本道夫君）登壇]

○財務課長（坂本道夫君） それでは、平成26年度千代田町一般会計予算につきまして、財務課所管の詳細説明を申し上げます。

まず、予算の編成に当たりましては、昨年11月初めに各課局へ予算編成を依頼し、今年の1月中旬の町長査定を経て、今定例会へ上程させていただいたものであります。

町長の提案理由にもございましたが、国の予算編成並びに地方財政対策も順調に進んだことにより、本町におきましてもこれらをもとに予定どおりの予算編成となりました。全般的に見ますと、歳出につきましては、総務費、民生費、教育費、農林水産業費などが増加しておりますが、これらの財源としての歳入につきましては、町税や地方消費税交付金は増額となりましたが、地方交付税等が減額見込みとなったことなどから、全体として歳出に比べ歳入が大幅に不足することになってしまいました。このため、財政調整基金を初め各基金の繰り入れと交付税の振替財源としての臨時財政対策債及び各事業債などの町債により財源を確保したものであります。

なお、教育費の小中学校の施設改修におきましては、平成26年度予算に計上予定でございましたが、国の補正予算の対象となったことから、前倒しで先ほどの補正予算（第8号）に追加し、繰越明許と

させていただきました。これは、国の補正予算の対象となることによりまして、補助金の確実性及び100%の充当率の補正予算債の発行が可能となることや、その元利償還金が100%交付税措置があるなどメリットが大きいことから前倒しをしたもので、予算編成の影響も緩和されたものであります。

それでは、初めに予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。第1条、予算総額であります。歳入歳出それぞれ46億7,000万円とするものであります。

第2条、債務負担行為は、8ページの第2表となります。

第3条、地方債は、9ページの第3表となります。

第4条は一時借入金について、第5条は歳出予算の流用について定めております。

それでは、歳入全般につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。予算書の14、15ページをお願いいたします。1款町税、1項町民税でございます。1目個人につきましては、4億7,438万7,000円とし、前年度に比べ776万2,000円、1.6%の減と見込みました。平成26年度から10年間、町の防災・減災のための増税分があるものの、景気回復の兆しとは裏腹に、個人所得が依然不透明であることから、過年度の実績をもとに減収を見込んだものであります。

2目法人につきましては1億8,262万9,000円で、前年度に比べ1,462万1,000円、8.7%の増と見込みました。景気の回復基調と過年度の実績から増収を見込んだものであります。

2項1目固定資産税につきましては12億7,347万9,000円で、前年度に比べ6,388万9,000円、5.3%の増と見込みました。主な要因は、大手企業の設備投資の大幅な増加を見込んだことによるものであります。

次に、3項1目軽自動車税でございます。経済性に富んだ軽自動車の購入増を見込み、前年度に対し37万7,000円増の2,781万6,000円を計上いたしました。

めくっていただきまして、16、17ページをお願いいたします。4項1目町たばこ税でございますが、1億13万4,000円、前年度に比べ392万9,000円、4.1%の増と見込みました。昨年4月から県から町へ1,000本につき644円の税源移譲があったことと、前年度の売り上げ実績を考慮しまして大幅な増収を見込んだものでございます。

5項1目都市計画税につきましては、前年度と同様であります。

以上、町税の総額は21億5,383万4,000円で、前年度に比べ7,478万2,000円、3.6%の増となっており、歳入全体に占める割合は46.1%となっております。

次に、2款地方譲与税から、22、23ページの10款交通安全対策特別交付金までは、国の予算及び地方財政対策を踏まえ、それぞれ多少の増減を見込んだものでございます。その中で増減幅の大きい項目といたしましては、20、21ページに掲載しておりますが、まず上段の6款地方消費税交付金でございます。消費税の増税を見込み、前年度に比べ2,800万円、23.9%増の1億4,500万円といたしました。

一方、下段の9款1項地方交付税でございますが、総額を5億円とし、前年度に比べ3,000万円、5.7%の減と見込みました。内訳でございますが、普通交付税は4億1,000万円で、前年度に比べ3,000万円

の減、特別交付税は前年度と同額であります。国の予算の動向及び地方財政対策による交付税総額の減や前年度の法人町民税の増、地方消費税交付金の増など、算定上マイナス要因が多いため、減額で見込んだものであります。

めくっていただきまして、22、23ページでございしますが、11款分担金及び負担金から26、27ページまでの12款使用料及び手数料につきましては、実績をもとに前年度とほぼ同様といたしました。

26、27ページの下段の13款国庫支出金をご覧いただきたいと思えます。1項国庫負担金の総額を2億3,562万9,000円とし、前年度に比べ1,431万6,000円、5.7%の減といたしました。主な要因は、1目民生費国庫負担金におきまして、次のページの28、29ページの3節の障害者自立支援負担金が、前年度実績に基づき歳出を組んだことによりまして、1,018万円減の7,815万9,000円となったことによるものであります。

次に、2項国庫補助金でございしますが、総額は1億1,746万5,000円で、前年度に比べ4,985万7,000円、73.7%の増といたしました。主な要因は、2目民生費国庫補助金におきまして、2節の臨時福祉給付金給付事業費補助金を3,033万1,000円、めくっていただきまして、30、31ページの3節子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金を1,503万6,000円、それぞれ交付されることによるものであります。これは、4月からの消費税増税に際し、低所得者や子育て世帯への影響の緩和等を目的に行う国の給付事業であり、実施主体である町にその財源として100%の補助金が交付されるものであります。

次の3項国庫委託金につきましては、前年同様といたしました。

次の32、33ページをお願いいたします。14款県支出金でございします。1項県負担金につきましては、総額で1億2,257万7,000円、前年度に比べ130万8,000円、1.1%の減といたしました。主な要因は、1目の民生費負担金の3節障害者自立支援負担金につきまして、国庫負担金と同様に県の負担分でございますが、545万6,000円減の3,870万3,000円としたことによるものであります。

めくっていただき、34、35ページをお願いいたします。2項県補助金でございしますが、総額は9,273万3,000円で、前年度に比べ815万7,000円、9.6%の増といたしました。この中で、次の36、37ページの4目農林水産業費県補助金を前年度に比べ849万1,000円、60.4%増の2,254万3,000円といたしました。主な要因は農道整備事業等に係る小規模農村整備事業費補助金を1,081万5,000円計上したことによるものであります。

次の38、39ページの3項県委託金でございしますが、総額で3,015万6,000円、前年度に比べ224万5,000円、6.9%の減といたしました。主な要因は、3節選挙費委託金の減であります。

めくっていただきまして、40、41ページの15款財産収入から、次の42、43ページの17款繰入金、1項特別会計繰入金までは、ほぼ前年度と同様かまたは存目といたしました。

めくっていただきまして、44、45ページをお願いいたします。2項基金繰入金でございしますが、当初予算の財源不足を補うため、各基金条例の規定に基づき4億1,500万円、前年度に比べ8,100万円、

24.3%増の繰り入れを行うものであります。

次の18款繰越金につきましては、前年度と同額を見込みました。

更に、その次の19款諸収入でございますが、めくっていただきまして、46、47ページの3項1目貸付金元利収入では、奨学金貸付金返還金を1,230万円、舞木土地区画整理組合等貸付金償還金1億2,400万円などを計上し、総額で1億3,773万9,000円といたしました。

めくっていただきまして、50、51ページをお願いいたします。20款1項町債でございますが、総額で3億1,690万円、前年度に比べ5,370万円の減で予定しております。地方交付税の振替財源として1目臨時財政対策債2億5,000万円を借り入れるもので、元利償還金の100%が交付税措置されるものであります。

2目農林水産業債では、農道整備に係る小規模農村整備事業の財源として1,400万円を借り入れ、また3目土木債では、都市計画道路整備事業の財源として2,950万円を借り入れるものであり、それぞれ元利償還金の30%が交付税措置されるものであります。

4目消防債の防災対策事業債2,340万円は、防災行政無線デジタル化事業へ充てるもので、元利償還金の50%が交付税措置されることになっております。この町債につきましては、今後対象事業費に変更が生じた場合に借入額も変更になることがありますので、あらかじめご理解をいただきたいと思っております。

以上、歳入全般につきましての説明といたします。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。大きくめくっていただきまして、76、77ページをお願いいたします。2款総務費、2項徴税费でございますが、総額は1億3,057万5,000円で、前年度に比べ529万円、3.9%の減といたしました。

1目税務総務費の総予算額は7,531万8,000円で、前年度に比べ676万5,000円、8.2%の減となっております。主な要因は、職員人件費の減であります。また、職員人件費につきましては、財務課の職員12名分であります。また、公用車の燃料代や各協議会等への負担金を計上しております。

2目賦課徴收費でございますが、予算額は5,525万7,000円、前年度に比べ147万5,000円、2.7%の増といたしました。主な要因は、エルタックスシステムの改修費のほか、固定資産税の賦課におきまして、平成27年度評価がえに必要となります路線価274路線の不動産鑑定評価委託料と、前年度撮影済みの航空写真を利用した課税客体等確認修正業務を新たに実施することによるものであります。

また、78、79ページにありますように、公売財産鑑定評価委託料につきましては、差し押さえ物件の換価処理のため、家屋の評価も含めて増額計上をいたしました。

大きくめくっていただきまして、88、89ページをお願いいたします。6項1目監査委員会費でございますが、前年度とほぼ同額であります。

大きくめくっていただきまして、234、235ページをお願いいたします。12款公債費でございます。総額は4億3,780万3,000円で、前年度比2,299万8,000円、5.5%の増であります。償還金につきまし

ては、元利均等償還のため、年々利子が減り、元金が増えるという構造となっておりますが、今回の増の主な要因といたしましては、1目の元金では過年度に借り入れた3件分が前年度で償還終了となりましたが、新たに平成22年度借り入れ分3件が据置期間経過により元金の償還が始まること、及び据置期間なしでの25年度借り入れ分が1件ございましたので、それによる増であります。

また、2目利子につきましては、前年度借り入れを予定した役場空調設置事業に係る事業債につきまして、財源が確保でき、借り入れを取りやめたことから、前年度に比べ減となったものが主な要因でございます。

なお、240ページからは給与費明細書、債務負担行為及び地方債に関する調書などを順次掲載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、別紙で都市計画税及び地方消費税交付金増収分の財源充当内訳表を配布させていただきましたので、これも後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で歳入全般及び財務課所管の歳出につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 続いて、川島総務課長の説明を求めます。

川島総務課長。

[総務課長（川島 賢君）登壇]

○総務課長（川島 賢君） それでは、総務課所管等の歳出予算につきまして詳細説明を申し上げます。

予算書の54ページ、55ページをお開き願いたいと思っております。なお、細かな部分につきましては説明欄をご覧いただきたいと思っております。まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費であります。予算額は2億5,297万8,000円であります。対前年度比526万円の増額となります。説明欄をご覧いただきたいと思っております。職員人件費につきましては、総務課職員15名分の人件費を計上いたしました。特別職人件費につきましては、町長及び副町長の人件費であります。

ページをめくっていただきたいと思っております。57ページになりますが、一般経費につきましては、臨時職員8名分の賃金及び需用費、役務費、委託料、使用料といった一般事務経費等を計上いたしました。

ページをめくっていただきたいと思っております。59ページになりますが、人事事務事業としまして、人事事務経費、職員研修事業、そして職員の福利厚生事業であります。次に、叙勲等受章祝賀会事業につきましては、2回分の経費を計上いたしました。

ページをめくっていただきたいと思っております。61ページの功労者表彰事業は、前年並みであります。情報公開・個人情報保護事業は、対前年度比460万円の増となりました。これにつきましては、マイナンバー制度導入にかかわる準備といたしまして、個人情報取り扱い業務の調査並びに業務委託料等を追加したためであります。

次に、2目広報広聴費であります。予算額は493万円、対前年度比11万8,000円の増であります。

ページをめくっていただきたいと思います。62ページ、63ページになります。3目会計管理費の予算額は2,258万7,000円、対前年度比74万8,000円の増であります。内容につきましては、会計課職員3名分の人件費並びに決算書の印刷代、データ通信料等であります。

次に、4目財産管理費の予算額は1億6,919万9,000円であります。対前年度比3,638万9,000円の大幅増となりました。これは公共施設建設基金積立金が増加したものであります。説明欄をご覧くださいと思います。まず、庁舎管理費につきましては、2,990万8,000円ありますが、3,000万円の減額となりました。これは庁舎のエアコン入れ替え工事が完了したためであります。庁舎のエアコンにつきましては、30年を経過し古くなり、部品調達が困難になりましたので、平成24年度、25年度の2カ年事業としてガスヒートポンプ式エアコンの入れ替え設置工事を行ったものであります。

ページをめくっていただきたいと思います。65ページ中段になります。町有自動車管理事業につきましては、公用車12台分の車検費用等を計上いたしました。町有財産管理事業につきましては、ページをめくっていただきたいと思います。67ページ上段になりますが、用地購入費ということで、舞木土地区画整理事業に係るつけ保留地を購入するため、600万円を計上しております。

基金積立金につきましては、前年度に比べ6,200万円の大幅増となりました。これにつきましては、舞木土地区画整理組合から国への貸付金償還が終了しますので、予定では全額が町への返還となりますことから公共施設建設基金に積み立てるものであります。

次に、5目企画費につきましては4,145万6,000円、前年度比408万9,000円の減であります。これは、25年度におきまして情報システム3事業におきまして機器の入れ替えについて入念な精査検討を行い、委託業者選定のプロポーザルやリース業者の入札を行った結果、大きく予算が削減できたものであります。

まず、まちづくり推進事業であります。ページをめくっていただきたいと思います。69ページになりますが、広域行政事業が若干の減となりましたが、広域公共路線バス事業で増額となっております。一方、情報システム事業につきましては、69ページから71ページにかけて、情報システム管理事業、行政情報システム推進事業、そして地域情報システム推進事業、俗に言うL G W A Nであります。ここで大きく経費の節減を図っております。

6目合併推進費につきましては、現在合併について実質的な動きがございませんので、前年同様の存目1,000円の計上となっております。

7目公平委員会費につきましては、前年度とほぼ同様であります。

8目防犯対策費につきましては1,073万4,000円、前年度よりも87万3,000円の減額となりました。ページをめくっていただきたいと思います。73ページをご覧くださいと思いますが、この減額はLED防犯灯の導入により防犯灯設置工事費や修繕料が減額となったものであります。また、防犯パトロールにかわる事業としまして、警察官OBによる安全・安心保安員の人件費を昨年度計上いたし

ましたが、新年度予算を編成する段階では、この警察官OBの応募者がいなかったため、賃金ではなく業務委託料として予算計上をいたしました。しかしながら、先月になって応募者がありまして、採用することが決定いたしましたので、新年度に入ってから予算の組み替えをさせていただきたいと思っております。

次に、9目交通安全対策費は1,180万7,000円、前年度対比6万5,000円の微増となりました。主な事業としましては、説明欄にありますように、交通安全活動推進事業や、ページをめくっていただきたいと思っております。75ページになりますが、交通安全施設整備事業、チャイルドシート購入費補助金事業を実施いたします。本年度は特に交通安全施設整備としまして、交差点付近における事故防止のための工事を予定しております。

次に、10目自治振興費は1,244万2,000円、前年度よりも46万7,000円の増となりました。今まで行政区運営助成金、連絡手当助成金、区長活動交付金と3本立てで交付しておりましたが、今回一本化しまして行政区活動交付金とし、公民館等の施設1カ所につき1万円を交付することにいたしました。

次に、11目諸費は13万7,000円、前年度と同額であります。

ページをめくっていただきたいと思っております。82ページ、83ページになります。2款4項選挙費であります。1目選挙管理委員会費は109万4,000円でありまして、選挙管理委員会に係る運営経費であります。

2目群馬県議会議員選挙費は280万9,000円であります。来年4月に予定されております群馬県議会議員選挙の準備に係る必要経費であります。

ページをめくっていただきたいと思っております。84ページ、85ページになります。3目農業委員会委員選挙費は116万7,000円であります。本年7月に予定されております町農業委員会委員選挙に係る必要経費であります。

ページを大きくめくっていただきたいと思っております。172ページ、173ページになります。次に、9款消防費であります。予算総額は2億4,621万6,000円あります。1項1日常備消防費は1億7,885万円、2目非常備消防費は2,161万8,000円、3目消防施設費は1,530万2,000円、4目災害対策費は3,044万6,000円で予算計上いたしました。1目、2目、4目ともそれぞれ減額予算となりましたが、3目消防施設費につきましては、対前年度比501万円の増となっております。これは、町消防団の消防自動車を今後3年間で入れ替えするため、本年度まず3台を購入するための経費を計上しましたので、町負担金が増額となったものであります。

ページをめくっていただきたいと思っております。174ページ、175ページになります。災害対策費につきましては、防災行政無線事業の減並びに本年度は防災訓練を実施いたしませんので、予算が減額となっております。

以上、簡単ではございますが、総務課所管等の予算につきまして詳細説明を終了させていただきます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

[「議長、ちょっとよろしいですか」と言う人あり]

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 予算書いただいているのですけれども、ページが抜けているのがあるので…

○議長（細田芳雄君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 （午後 2時06分）

再 開 （午後 2時09分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

続きまして、塩田住民福祉課長。

[住民福祉課長（塩田 稔君）登壇]

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、住民福祉課関係の予算につきましてご説明申し上げます。

78、79ページをお開き願いたいと思います。2款3項1目の戸籍住民登録費ですが、4,126万5,000円を計上いたしました。増額の主な内容といたしまして、住基システム改修等の業務委託料、職員人件費による増加となっております。主な支出といたしまして、説明欄をご覧いただきたいと思います。戸籍住民登録窓口事務につきましては、81ページをお開き願いたいと思います。上から7行目の電算業務委託料（住基システム改修）の705万3,000円につきましては、マイナンバー制度が平成28年1月からスタートすることを踏まえまして、平成26年分の対応としてシステム改修並びに調査資料作成等の作業委託料を計上いたしました。また、次の住居表示修正業務委託料243万円につきましては、舞木土地区画整理地区内の区画換地処分に係る委託料を新たに計上いたしました。

相談事業では、奇数月の第4金曜日に開設しております法律相談の弁護士への謝礼が主な支出となっております。

住民基本台帳ネットワーク事業では、システム機器の保守料並びにシステム機器の使用料となっております。

戸籍電算化事業につきましても、戸籍システム機器の保守料並びにシステム機器の使用料となっており、東日本大震災の教訓を受けて、平成25年9月から遠隔地で保管しておりますが、戸籍の副本を管理するシステム改修費がなくなりましたので、前年対比で205万円ほど減額となりました。

次に、民生費でございますが、90、91ページをお開き願いたいと思います。平成26年度の民生費の総額は13億4,951万9,000円の予算編成をさせていただきました。前年対比4.2%の増額となりました。初めに、3款1項1目の社会福祉総務費では2億3,722万2,000円を計上いたしました。主な事業ですが、説明欄の下から4つ目の丸の施設等業務委託事業では、総合福祉センター管理運営業務委託料として社会福祉協議会に運営をお願いしております老人福祉センター、児童センター、地域活動支援センター、3事業所の運営委託料となっております。前年対比で300万円ほど増加となりましたが、福

社センターに係る光熱費及び修繕費並びにLEDの照明の消耗品の追加、また児童センターのパート職員の追加が主なものとなっております。

社会福祉協議会補助事業では、前年対比430万円ほど増額となりましたが、職員、役職員報酬等の人件費並びに戦没者追悼式等の補助金を計上となっております。育児休業から復職に伴い増額となっております。

次に、国民健康保険事業ですが、前年対比1,355万2,000円の減となっておりますが、92、93ページをお開き願いたいと思います。減額の要因は、国保特別会計繰出金のうち職員給与費の繰出金と一般会計繰出金の財源補填繰出金を減額し、計上させていただきました。

次に、地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定事業ですが、平成25年度に計画の策定のためのアンケート調査並びに住民の方がふだんの地域の中で感じていること、また地域課題に対する解決策や方向性といった意見をお聞きし、計画に盛り込むことを目的に18名の町民の方にご協力をいただき、ワークショップを開催いたしました。これらをもとに平成26年度に策定作業に係る経費を計上してございます。

次に、臨時福祉給付金ですが、消費税率の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響を配慮し、一体改革の中で社会保障の充実のための措置とあわせ、低所得者に対する適切な配慮を行うための措置として給付を行う経費でございますが、給付対象者は平成26年1月1日に住民基本台帳に記載された方で、町民税が課税されていない方とし、町民税が課税されている方の扶養親族等は対象外とされております。給付額は、対象者1人につき1万円でございますが、給付対象者のうち老齢基礎年金受給者や特別児童扶養手当等の受給者につきましては、1人につき5,000円の特別加算となっており、対象者は2,044人分、うち特別加算対象者955人分を見込みまして計上いたしました。

94、95ページをお開き願いたいと思います。3款1項2目の障害者福祉費では、前年対比1,825万7,000円の減額となりましたが、平成25年度の実績見込みを基準に算出した関係上、減額となっております。初めに、一般経費では、上から11行目に障害福祉計画作成委託料でございますが、平成26年度をもって第3期の千代田町障害福祉計画が終了しますことから、これまでの成果や課題の分析、評価を行いまして、サービス基盤の整備への取り組みを推進するため、サービスごとの必要量の推計やサービス提供に必要な方策を明らかにしていく第4期の障害福祉計画の作成委託料を新たに計上いたしました。

96、97ページをお開き願いたいと思います。障害者自立支援事業では、2,075万7,000円の減額となりましたが、その主な事項として介護給付事業費の算出に当たり、実績に基づき94名分に係る扶助費を計上いたしました。

98、99ページの3目の高齢者福祉費ですが、前年対比1,523万1,000円の増となりましたが、介護保険事業特別会計、介護給付費繰出金並びに後期高齢者の療養給付費負担金の増額によるものとなっております。

説明欄をご覧いただきたいと思います。2つ目の丸の老人保護措置事業では、1名分の入所委託料を計上いたしました。

100、101ページをお開き願いたいと思います。在宅高齢者福祉等推進事業では、4項目めにございますが、社会福祉協議会に委託しております主なものは、自立支援サービスセンター事業ほか、給食サービスセンター事業、紙おむつ支給事業となっております。また、在宅ねたきり高齢者等介護慰労金では、介護度4ないし5相当の方の5名分を計上いたしました。

102、103ページをお開き願いたいと思います。高齢者健康ふれあい事業では、シルバー人材センター運営委託料が主な支出となっております。敬老訪問事業では、100歳の百寿6人、88歳の米寿75人、77歳の喜寿105人のお祝いを見込みまして、経費を計上いたしました。

介護保険事業特別会計繰出金では、前年対比1,034万1,000円の増額となりましたが、それぞれ町の負担割合を計上いたしました。後期高齢者対策事業につきましては、それぞれ広域連合から示された提示額を計上してございます。

104、105ページをお開き願いたいと思います。4目の医療福祉費の福祉医療費扶助では、実績見込みによりまして114万7,000円の減額を見込み、1億627万1,000円を計上いたしました。

5目の人権対策費につきましては、前年度と同様の内容となっております。

106、107ページをお開き願いたいと思います。3款2項1目の児童福祉総務費では1,904万4,000円の増額となりました。

108、109ページをお開き願いたいと思います。児童館管理運営事業、学童保育所管理運営事業並びに地域子育て支援拠点事業につきましては、継続事業費として社会福祉協議会への委託料を計上してございます。子ども・子育て支援事業計画策定事業では、子ども子育て家庭を社会全体で支援するため、平成26年度に子ども子育て支援事業計画の策定に係る委員報酬並びに業務委託料を新たに計上いたしました。また、新たに病児病後児保育事業を計上いたしましたが、保護者の就労と子育ての両立支援の一環として病院等において病気の児童を一時的に保育するか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う内容ですが、館林市病児病後児保育事業の広域利用に関する協定を今後締結し、4月1日の実施に向けて現在進めておりますが、事業の負担金となっております。

また、子育て世帯臨時特例給付金の計上いたしましたが、臨時福祉給付金と同様、消費税の引き上げに際し、子育て世帯への消費の下支えを図る観点から臨時的な給付となっており、児童手当の上乗せでなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として支給されるものでございます。基準日を平成26年1月1日とし、平成26年1月分の児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たない方を基本とし、児童1人につき1万円を1回限り支給するとされ、対象児童数を1,320人を見込みまして計上いたしました。なお、事務費給付金とも国庫補助金とされております。また、臨時福祉給付金も同様の内容となっております。

次に、110、111ページをお開き願いたいと思います。児童措置費ですが、児童手当について中学生

までの対象者を1,565人として見込みました。

3目の母子福祉費では、幼稚園、小中学校並びに高等学校への入学と就職の支度金を計上しております。

4目の児童福祉施設費ですが、東西保育園に係る経費となっております。2,293万9,000円の増額がありますが、園児の増加に伴い人件費の増額によるものです。平成26年度の園児の申し込み状況は、東保育園では81名、西保育園では173名であり、うち1名が町外からの広域保育となっております。また、町外への広域保育につきましては7名申し込みがございます。なお、西保育園では、園児の増加に伴いまして、西幼稚園の1室を子育て支援室として利用しておりますが、そこをゼロ歳児室として利用し、待機児童を出さないよう活用してまいりたいと考えております。

112、117ページにかけまして、東西保育園の運営に必要な経費を計上させていただきました。117ページの広域入所児童保育実施委託料につきましては、保護者の都合により他の市町への保育要望に対応するため、保育委託料として13名分を計上してございます。

118、119ページをお開き願いたいと思います。3款3項1目の国民年金事務取扱費ですが、昨年と同様の内容となっております、減額は職員人件費となっております。

最後に、4項1目の災害救助事業につきましては、風水害の被害並びに被災した個人に対してのお見舞金を拡充して扶助費を計上いたしました。なお、住宅被害の場合、全焼・流失については5万円、並びに居住する被災者1人について1万円とし、全壊・半焼・半失については2万円及び居住する被災者1人については5,000円とし、半壊・床上浸水につきましては1万円及び居住する被災者につきましては2,000円とする内容となっております。また、附属家の場合全焼・流失については1万円とし、全壊・半焼・半失については5,000円とし、2件分を計上いたしました。

以上で住民福祉課所管の予算説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） ただいまから2時40分まで休憩といたします。

休 憩 （午後 2時26分）

再 開 （午後 2時40分）

○議長（細田芳雄君） 休憩を閉じて再開いたします。

各所管の課長、局長の詳細説明を求めます。

続きまして、野村環境保健課長の説明を求めます。

野村環境保健課長。

[環境保健課長（野村真澄君）登壇]

○環境保健課長（野村真澄君） それでは、続きまして環境保健課所管の予算について詳細説明を申し上げます。

お手元の予算書120、121ページをお開き願います。事業の主なものにつきましては、右側の説明欄

をもとに主なものについて説明させていただきます。初めに、4款1項保健衛生費でございます。1目保健衛生総務費につきましては、前年度比2.8%減の9,264万8,000円でございます。職員人件費につきましては、8名分の経費でございます。

中段にあります医療対策事業費につきましては、邑楽館林医療事務組合における負担金、運営負担金に加え、本年11月完成予定の耐震化工事によります新病棟建て替えのための施設整備費が含まれております。健康づくり事業や生活環境委員活動事業につきましては、委員報酬が主なものでございます。

続きまして、2目の予防費でございます。前年度より4.1%増の7,642万5,000円といたしました。主なものといたしましては、一般経費では予防接種や健診事業該当者への通知郵送料、次のページをお願いいたします。健診に伴うデータ作成のための電算委託料や住民情報システムの機器使用料が主なものでございます。

中ほどの予防接種事業でございますけれども、法定予防接種と言われます25年度から追加された子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌の予防接種と、従来からの日本脳炎、BCGなど約10種類の予防接種を前年同様に実施いたします。これらの医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。また、予防接種助成金につきましては、新たに高齢者の肺炎を予防するために成人用肺炎球菌の予防接種の助成を予定しております。

めくっていただきまして、125ページをお願いいたします。健康増進事業としては、病気の早期発見、早期治療につなげられるよう、胃がん、大腸がんなど自己負担500円のワンコイン検診を基本に、7種類のがん検診を実施するほか、次のページにかけての健康教育、健康相談、訪問指導におきまして、平成26年度から新たに介護予防のための腰痛、膝痛予防教室や歯科医療費の抑制のための歯周病疾病検診を新たに加えました。

めくっていただきまして、127ページになりますけれども、特定健診の該当になる前の世代である30歳代の基本健康診査事業など、これらの予防事業を保健、国保、介護、スポーツ振興の部署で連携して総合的に行ってまいります。

一番下の3目母子保健費、前年度比5.7%増の1,590万5,000円といたしました。

次のページをお願いいたします。表のやや中ほどに記載のございます妊婦健診につきましては、国の補助金が平成24年度で終了されてしまっておりますけれども、少子化対策の観点からも妊婦さんが安心して出産できるよう、引き続き1人14回分の健康診査委託料を計上させていただいております。

次から131ページにかけましては、乳幼児の成長度にあわせた各健康診査に係る医師などの雇い上げ費用が主なもので、昨年とほぼ同様でございます。

133ページをお願いいたします。上から4つ目の黒点、医療給付事業につきましては、平成25年度から新たに県から移譲されました身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の医療に要する医療費を公費から負担する養育医療に係る給付事業でございます。

次の4目環境衛生費につきましては、前年度比13.6%増の1,846万6,000円を計上させていただきました。主なものといたしましては、表の下から2つ目の黒丸事業、河川浄化対策事業費では、河川の負担にかかる生活排水を処理し、公共水域の水質保全を図るため、下水道計画区域外に設置する浄化槽におきまして、平成26年度からくみ取りや既存の単独浄化槽からの公共下水道と同等の機能を持つ合併浄化槽に転換する場合、今までの設置補助金に加えまして上乗せの補助拡大を実施してまいります。

次のページお願いいたします。また、地球温暖化対策事業では、太陽光エネルギーを活用した発電システムが災害時の代替エネルギーといたしまして注目を浴びておりますが、ここでは化石燃料を燃やした際の環境に負荷をかける二酸化炭素や酸化物を軽減できる再生可能エネルギーとしての太陽光エネルギーを活用した発電システムを設置した場合、1件10万円を上限といたしまして、5年目となる補助事業50基分を計上させていただいております。

次に、5目の保健衛生施設費につきましては、26年度におきましても大きな施設改修工事を予定しておりませんので、前年比約1.4%減の491万9,000円で、保健センターの維持管理や事務機器に係ります委託料、使用料が主なものでございます。

以上、1項保健衛生費につきましては、前年度比1.6%増の2億836万3,000円として予算を計上させていただきます。

4款2項の清掃費でございます。1目の塵芥処理費につきましては、予算額を25年度比5.2%増の1億9,187万7,000円といたしました。塵芥処理事業の主な支出といたしましては、大泉町外二町環境衛生施設組合の焼却施設、斎場、最終処分場などの運営に係ります一般経費とステーション改修などの収集運搬に係ります負担金、また資源ごみを扱います、通称リサイクルプラザと呼ばれております太田市外三町広域清掃組合の負担金で、新しいごみ処理施設建設のために必要な3カ年の環境アセスメントの初年度分が予定されております。このほか、資源ごみの分別収集を推進するためのごみ減量化推進助成金などがございます。

次のページお願いいたします。続きまして、2目のし尿処理費につきましては、28.4%減の3,053万3,000円で、生し尿及び浄化槽汚泥を処理しております館林衛生施設組合の負担金でございますけれども、汚泥脱水機などの入れ替え更新工事が平成24、25年で終了いたしましたことから、負担金が約1,200万減額となっております。

最後に、3目のコミュニティプラントの施設費でございますけれども、ふれあいタウンちよだ内の家庭用雑排水を処理いたします施設の運営経費でございます。前年比14.6%の886万2,000円でございます。主なものといたしましては、電気などの光熱水費、本体の維持管理のための委託料のほか、平成14年度から稼働が始まりましたプラントの設備について、定期的なメンテナンスが必要な時期に入ってきておりますので、今後も継続的に機械類の施設改修やオーバーホールを実施してまいりたいと考えております。

2項清掃費の合計は、前年度とほぼ同額の1.7%減、2億3,127万2,000円といたしました。

以上、環境保健課所管に係ります4款衛生費の予算説明とさせていただきます。よろしくご審議、決定くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（細田芳雄君）　続きまして、椎名経済課長兼農業委員会事務局長の説明を求めます。

椎名経済課長兼農業委員会事務局長。

[経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君）登壇]

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君）　それでは、経済課並びに農業委員会所管の平成26年度一般会計予算につきまして詳細説明を申し上げます。

86、87ページお願いいたします。上段にあります2款総務費、5項統計調査費、1目統計総務費でございますが、8万4,000円を計上させていただきました。右側の説明欄に沿ってご説明申し上げます。

内容につきましては、統計調査員さんに対します国、県の補助事業であります統計調査員確保対策事業についての計上でございます。

続きまして、2目統計調査費でございます。191万3,000円の計上で、前年対比144万5,000円の増額となりました。平成26年度は、説明欄にありますとおり、5年に1度であります農林業センサス、また次の商業統計調査、工業統計調査、経済センサス基礎調査をそれぞれ実施する予定でございます、調査員報酬や消耗品費等の事務費の計上であります。

大きく飛びまして、140、141ページをお願いいたします。上段の5款労働諸費、1項労働諸費、1目労働諸費でございます。一般経費の館林地区職業訓練運営会補助金を初めといたしまして、労働対策事業では連合群馬館林地域協議会助成金、また勤労者資金利子補給事業など、前年同様の計上とさせていただきます。

その下にあります6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費でございます。前年対比591万9,000円の増額の2,871万5,000円の計上です。増加要因でございますが、事務局職員1人分の人件費が増加したことによるものでございます。一般経費では、今年改選を迎えます農業委員さんの報酬、また消耗品費では新農業委員さんに係ります農業委員手帳や業務必携などの購入を予定しております。

次のページをお願いいたします。142、143ページでございます。上から3行目になりますが、農地等情報総合管理システムなどの電算業務委託料の計上、そして農業後継者団体、ちよの会助成金の計上が主なものとなっております。ちよの会につきましては、耕種農家の後継者が新規に加入されております。

次に、農地調整事業では、国有農地等の管理のための経費の計上でございます。農地制度実施円滑化事業につきましては、68万5,000円の計上でございます。これは、農地法に基づきます事務の適正実施の支援に係るものといたしまして、耕作放棄地等農地パトロールに係ります利用状況調査などが

対象となっております。

下段の2目農業総務費では、農政係職員の人件費、農政審議会委員報酬、次のページをお願いいたします。上から3行目、町有自動車購入費では、農政係職員は田や畑に出かける機会やタヌキ等の小動物被害の対応が大変多くなってきておるわけでございまして、軽トラックを購入いたしたく115万円を計上させていただきました。

次の3目農業振興費でございます。2,608万7,000円の計上で、一般経費では農業再生協議会委員報酬の計上、中ほどの業務委託料142万6,000円では農業振興地域図等作成業務委託料、その他前年同様の計上でございます。

次に、生産調整推進対策事業でございます。平成26年度は、農政の大きな大改革の初年度となるわけでございます。国におきまして新たな農業農村政策が展開され、これら町も農家に周知をしていかなくてはなりません。米の生産調整につきましては、米の消費量が減少する中、県より生産数量目標が通知されました。生産数量目標は、前年より91トン減少し2,200トン、面積に換算しますと431ヘクタールであります。次の水田の有効利用対策補助金では、加工用米に対します補助金400万円、また米価格安定対策事業補助金では1,000万円を引き続き計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。上段の農業振興対策事業では、今後認定農業者等、地域の中心となる農家の確保、農地の集積、中心農家とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方を検討する必要があるため、千代田町人・農地プラン検討会を設置しておりますが、その経費を計上させていただきました。それ以下、花いっぱい運動推進事業、ふれあい農園管理事業、アメリカシロヒトリ防除事業も引き続き実施いたしたいと考えております。

下段の有害鳥獣捕獲事業でございます。この事業につきましては、先ほども申し上げましたが、タヌキやハクビシンによります被害が報告されておりますので、捕獲器の購入を含めまして、総額で14万円を計上させていただきました。

次の148、149ページの4目畜産業費につきましては、肉牛共進会負担金、千代田町畜産環境保全組合補助金11万円の計上、また千代田町家畜自衛防疫協議会補助金15万円の計上など、32万円の計上でございます。

次に、中段でございます5目農地費でございます。5,404万7,000円を計上させていただきました。前年対比534万4,000円の増額となりました。最初に、一般経費につきましては、前年同様に土木設計積算システム借上料、陸田組合等補助金などの計上であります。

次の小規模農村整備事業では、瀬戸井字野中地内、カントリーエレベーター南側及び上五箇大塚地内の農道整備工事関係経費3,090万円の計上となりました。

農地整備事業では、各行政区長さんから農道や用排水路などの改修補修の要望がありますが、その工事費、そして次の負担金117万円では、水不足が心配されております渡良瀬川水系の待矢場用水を補うために大泉町古海の利根川に揚水ポンプが設置されておりますが、その改修に係ります負担金で

あります。また、最下段の用排水路等管理事業では、利根加用水緑地管理委託料721万2,000円を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。2項林業費、1目林業総務費1,106万9,000円の計上となりました。前年対比385万2,000円の増加であります。一般経費では、保安林リフレッシュ事業負担金の計上、その下になりますが、森林病害虫等防除事業につきましては、松くい虫被害が近隣市町を見ても減少しておりません。本町も同様でございます。調査の結果、また夏には高温が続く異常気象の影響もあるかと思いますが、被害木が増加しておりますので、伐倒処理委託料を385万円ほどの増額とさせていただきます。予算計上はしておりませんが、4月1日より賦課される予定のぐんま緑の県民税のメニューでございます市町村提案型事業を視野に入れ、平地林対策を行っていきたいと考えております。以下、前年同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。上段の7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、1,570万2,000円の計上となりました。一般経費になりますが、観光事業につきましては千代田町のPRを前年度に引き続き「ぐんまちゃん家」を活用して物産展を開催したいと考えておりまして、関係経費を計上させていただきました。

2目商工振興費につきましては1億607万1,000円と、前年対比296万9,000円の減額とさせていただきました。これは、商業施設誘致促進奨励事業の減少によるものでございます。商業施設誘致促進奨励金につきましては、ふれあいタウン内の商業用地に進出されました小売店などに対しまして、固定資産税並びに都市計画税相当分を奨励金として交付するものでございます。そのほか、商工会活動費助成金、ISO認定取得補助金は、前年同様とさせていただきました。

また、ぐんま新技術・新製品開発推進事業では、群馬県と連携いたしまして、中小企業者みずから行う新製品、新商品に関する開発で、事業化と市場性が見込まれるものを開発した場合、開発費の一部を予算の範囲内で補助するものでございます。

下段の3目中小企業制度融資費は174万5,000円の計上で、前年対比160万円の減額とさせていただきました。

次のページをお願いいたします。主な内容でございますが、代位弁済補填金の減額計上、そして小口資金保証料補助金の計上でございます。

中段の4目消費者行政費では112万6,000円の計上でございます。前年対比7万9,000円の増額となりました。一般経費の消耗品費41万7,000円では、消費者保護の観点から「振り込め詐欺知って学んでだまされない」の啓発パンフレットを毎戸配布したいと考えております。また、小学生を対象いたしまして消費者啓発用の鉛筆を配布いたしまして、幼少期からの被害防止に努めていきたいと考えております。

最後に、消費生活センター委託事業70万9,000円を計上させていただきました。

以上、簡単ではございますが、経済課並びに農業委員会所管の平成26年度予算につきましての詳細

説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 続きまして、石橋建設水道課長の説明を求めます。

石橋建設水道課長。

[建設水道課長（石橋俊昭君）登壇]

○建設水道課長（石橋俊昭君） それでは、建設水道課所管の歳出予算につきまして詳細説明を申し上げます。

初めに、予算書の154ページ、155ページをお願いいたします。8款土木費でございます。予算総額は4億5,085万8,000円でございます。前年度と比較いたしますと4.2%の減となっております。それでは、1項1目土木総務費の予算額につきましては4,259万5,000円でございます。主な内容につきましては、説明欄、職員人件費では建設水道課職員6名分の人件費でございます。一般経費では、156ページ、157ページをお願いいたします。パート職員1名分の賃金並びに需用費、その他各種負担金を計上いたしました。

次に、2項1目道路橋梁総務費の予算額は801万1,000円でございます。主な予算につきましては、説明欄、道路愛護事業と、158ページ、159ページをお願いいたします。法定外公共物管理事業、道路台帳整備事業、土木工事積算事業を計上いたしました。

次に、2目道路維持費の予算額は2,681万1,000円でございます。主な予算につきましては、説明欄、道路維持管理事業では除雪作業等手数料や原材料費として道路補修材や敷砂利、融雪剤の経費や社会インフラ再構築への取り組みといたしまして、広域農道に設置されております大型道路標識2基の道路付属物点検業務を計上しております。

道路維持補修事業では、町道1-340号線福島地内ガードレール設置工事1路線分と、160ページ、161ページをお願いいたします。各行政区から緊急的な要望に対応できるよう雑工事費を計上してございます。

環境整備事業では、ふれあいタウンちよだ調整池害虫駆除手数料と町内道路側溝の清掃費等を計上いたしました。街路樹管理委託事業につきましては、町道10路線分の街路樹管理委託料を計上しております。

次に、3目道路新設改良費の予算額は8,909万5,000円でございます。主な予算につきましては、説明欄、都市計画道路整備事業では、平成23年度から平成27年度の5カ年計画で進めております都市計画道路赤岩新福寺線に係る用地購入費7件分と建物等物件補償費3件分を計上しております。

次に、4目橋梁維持費の予算額は1,820万円でございます。内容につきましては、説明欄、橋梁維持事業では、社会インフラ再構築への取り組みといたしまして、橋長10メートル以上15メートル未満の橋梁34橋中34橋の点検業務委託料や、平成24年度策定の橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋長15メートル以上の10橋中2橋分の延命化のための補修工事費でございます。ご参考までに、平成25年度で10橋中3橋の補修工事を現在実施中でございます。

162ページ、163ページをお願いいたします。次に、5目渡船管理費の予算額は863万4,000円でございます。群馬県から委託を受けております県道熊谷館林線に係る赤岩渡船の運営費を計上いたしました。主な内容といたしましては、説明欄、一般経費といたしまして、渡船の船夫2名分と利用者の安全確保のための補助員1名分の賃金及び保険料等でございます。また、渡船運営費といたしまして、渡船運航に必要な燃料費等を計上しております。

次に、6目用悪水路費につきましては、昨年同様20万円でございますが、内容といたしましては基幹排水路の維持管理に要する清掃費等でございます。

次に、7目橋梁新設改良費の予算額は1,790万円でございます。内容につきましては、説明欄、橋梁新設改良整備事業といたしまして、舞木地内利根加用水横断の橋梁新設工事費を計上しております。

164ページ、165ページをお願いいたします。3項1目河川総務費の予算額は34万7,000円でございます。内容につきましては、昨年同様各種同盟会、協議会等への負担金及び河川清掃奨励助成金でございます。

次に、4項1目都市計画総務費の予算額は4,088万7,000円でございます。主な内容につきましては、説明欄、一般経費といたしまして、各種協議会への負担金等でございます。

166ページ、167ページをお願いいたします。土地区画整理推進事業では、舞木土地区画整理事業に係る公共施設管理者負担金に関する覚書に基づく組合への負担金、公管金でございます。木造住宅耐震診断者派遣事業では、前年同様に昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象とした10軒分の診断者派遣業務委託料でございます。木造住宅耐震改修事業では、耐震診断の結果、倒壊する可能性があるまたは高いと診断されたものを対象に、倒壊しないまたは一応は倒壊しないとなるよう耐震補強工事を行う場合、80万円を上限として補助するもので、2件分の計上でございます。また、民間建築物アスベスト含有調査事業では、民間建築物の壁、柱、天井等に吹きつけられたアスベストの含有調査を実施するものを対象に、25万円を上限として補助するもので、5件分の計上でございます。

次に、2目公園整備事業費の予算額は7万5,000円でございます。内容といたしましては、一般経費として協議会負担金等でございます。

次に、3目公園管理費の予算額は3,085万7,000円でございます。主な内容といたしましては、説明欄、一般経費では臨時職員2名分の人件費でございます。公園管理事業につきましては、光熱水費及び芝刈り機等の修繕料、168ページ、169ページをお願いいたします。高木の剪定手数料、なかさと公園ほか6公園緑地維持管理委託料及びシルバー人材からの作業員2名分の派遣委託料等でございます。公園補修等工事費では、5カ年計画で進めておりますなかさと公園ローラースライダーのローラー交換工事費、5年目になりますが、それらの工事費等でございます。

次に、4目公共下水道費の予算額は1億5,351万5,000円であります。内容といたしましては、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、5目東部住宅団地建設費の予算額は251万4,000円でございます。主な内容といたしましては、ふれあいタウンちよだの南北調整池について、平成25年度浚渫作業を実施中でございますが、今後の適切な維持管理のため、除草から搬出までの除草委託料を計上してございます。

次に、6目新規工業団地事業費の予算額は49万円でございます。内容といたしましては、170ページ、171ページをお願いいたします。候補地の買収単価算定のための不動産鑑定業務委託料を計上いたしました。

次に、5項1目住宅管理費の予算額は1,072万7,000円でございます。主な内容といたしましては、説明欄、職員人件費では職員1名分の人件費でございます。町営住宅維持管理事業では、町営住宅の維持管理に必要な修繕料ほか経費、172ページ、173ページをお願いいたします。敷地借地料では長良団地の借地料を計上してございます。

次に、ページが234ページ、235ページをお願いいたします。11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、前年同様、存目1,000円の計上でございます。

236ページ、237ページをお願いいたします。最後となりますが、13款3項1目開発公社費でございますが、西邑楽土地開発公社運営費補助金といたしまして、前年同様30万円を計上いたしました。

以上、建設水道課所管の予算につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 続いて、高橋教育委員会事務局長の説明を求めます。

高橋教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（高橋充幸君）登壇]

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） それでは、続きまして教育委員会関係の平成26年度予算の説明を申し上げます。

まず、教育費の予算の総額についてですが、予算書の12、13ページをお開きください。歳出の一覧表になっておりまして、10款が教育費です。本年度予算が6億7,255万6,000円と、前年度と比較しますと1,729万6,000円の増額、割合で2.6%増となっています。増額要因としましては、小中学校の改修工事が主なものとなっております。

では、予算書の176、177ページをお開きください。10款の教育費になります。最初に、1項教育総務費、1目教育委員会費では、右側の説明欄を見ていただきますと、教育委員の報酬等、教育委員会関係の支出となっています。

次に、2目事務局費としまして事務局職員と教育長の人件費、事業費や委託料の一般経費、次の179ページ上段になりますが、東毛広域市町村圏運営事業では林間学校に係る負担金の支出となっています。

178、179ページの中段ですが、3目奨学金で、進学意欲と能力はあるが、経済的理由により進学困難な者に対して奨学金を貸し付ける事業となっています。

次に、4目教育研究所費です。右側の説明欄を見ていただきますと、最初の一般経費、次に教育研

究奨励事業としまして、町負担で少人数指導等を行うマイタウンティーチャーに係る臨時補助教員賃金やきめ細かな支援を行う特別支援教育支援員賃金等が主な支出となっています。

説明欄の最下段になりますが、英語指導助手設置事業としまして、中学校に1名、東西小学校合わせて1名の英語指導助手、ALTを計2名配置しています。

次の180、181ページをお開きください。中段からは、2項小学校費になります。1目の学校管理費では、右側説明欄を見ていただきますと、学校運営費としまして東小学校運営事業が183ページの上段にかけて、次に西小学校運営事業が187ページの上段にかけて記載されております。主なものとしましては、用務員や図書事務の臨時職員賃金や消耗品費、光熱水費等の学校運営関係の支出となっています。

186、187ページをお開きください。右側187ページ、説明欄の上段になりますが、学校管理運営事業としまして、初めに東小学校施設管理事業、説明欄の中段、下のほうで西小学校施設管理事業がありますが、小学校施設を管理する上で必要となる警備保障委託料、電気設備保守点検委託料が主な支出となっています。

188、189ページをお開きください。右側189ページ上段に東小学校施設整備事業がありますが、施設改修工事費では、南校舎の屋上防水改修工事が主なものとなっています。

中段からは、次の西小学校施設整備事業では、施設補修工事費としまして西小北校舎の内部塗装工事が主なものとなっています。

このページ中段からは、2目教育振興費となりまして、右側説明欄を見ていただきますと、教育振興事業としまして、東西小学校とも教材用備品購入費や児童用図書購入費が主な支出となっています。説明欄の下のほうになりますが、就学奨励事業がありまして、経済的に就学が厳しい児童の保護者に対しまして就学援助費が主な支出となっています。

190、191ページをお開きください。中段から3項中学校費になります。1目学校管理費で、右側説明欄では学校運営費としまして、千代田中学校運営事業がありまして、臨時職員賃金や消耗品費、光熱水費等の中学校の運営に必要な支出となっています。

192、193ページをお開きください。右側説明欄の下のほうになりますが、学校管理運営事業がありまして、最初が施設管理事業で、次の195ページ上段にかけて警備保障や電気設備保守点検委託料等の支出となっています。

194、195ページをお願いします。説明欄中段になりますが、施設整備事業としまして、施設改修等工事費では職員室の改修工事費が主な支出となっています。

このページ中段からですが、2目教育振興費としまして、右側説明欄では教育振興事業としまして教材用備品購入費、図書購入費の支出、次の就学奨励事業では就学援助費が主な支出となっています。

次の196、197ページをお開きください。第4項の幼稚園費になります。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費としまして東西幼稚園の職員の人件費となっています。次に、幼稚園運

営費としまして東幼稚園運営事業がありますが、次のページ、199ページ中段からは西幼稚園運営事業があります。東西ともに園医報酬や臨時職員賃金、光熱水費等の幼稚園運営関係の支出となっています。

200、201ページをお開きください。右側説明欄中段に保育推進事業がありまして、保育に必要な備品、絵本の購入費が主な支出となっています。

説明欄の下のほうになりますが、施設管理事業としまして東西幼稚園の施設管理に必要な警備保障や清掃管理委託料が主な支出となっています。

次に、202、203ページをお開きください。右側説明欄中段では、施設整備事業としまして東幼稚園施設整備事業の施設補修工事費では、教室の床張り替え工事が主な支出となっています。

次の204、205ページをお開きください。5項の社会教育費、1目社会教育総務費となります。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に社会教育委員報酬等の一般経費が計上されております。

説明欄中段では、地域社会教育活動総合事業がありまして、地域社会教育活動事業としましては、土曜日を利用しました子どもの体験教室等の子ども学習支援事業関係の経費やセミナー事業の支出が主なものとなっています。

次の206、207ページをお開きください。説明欄の上のほうですが、生涯学習推進事業としまして、生涯学習について文化教養教室等の講師謝礼、パソコン講習会の委託料、文化協会補助金が主な支出となっています。説明欄中段から下のほうになりますが、文化祭事業、その下では高齢者教室事業になりまして、次の209ページ上段では、コンサート事業が計上されております。

208、209ページをお願いします。説明欄中段になりますが、子ども会育成会推進事業としまして、子ども会への補助金が主な支出となっています。次に、青少年教育推進事業になりますが、成人式典事業や青少年健全育成事業関係の支出となっています。

次に、210、211ページをお開きください。2目人権教育費となります。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に一般経費、中段では集会所管理運営費で、集会所の修繕料や改修工事費、管理補助金が主な支出となっています。下のほうになりますが、人権教育推進市町村事業がありまして、各集会所で開催されるふれあい交流学習会の講師謝礼や、次の213ページ上段になりますが、人権教育講演会の講師委託料が主な支出となっています。

212、213ページをお願いします。3目文化財保護費がありまして、文化財保護調査員の報酬や研修会等の文化財保護関係の支出となっています。

中段からは4目図書館費となります。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に図書館管理運営費で、次のページ、215ページにかけて臨時職員の人件費、電算機器保守委託料、情報機器使用料が主な支出となっています。

214、215ページをお願いします。説明欄中段ですが、図書館資料購入費としまして、図書や視聴覚

資料の購入費が計上されております。その下の図書館施設管理事業では、警備保障や空調機器保守等の委託料が主な支出となっています。

このページの下の方になりますが、5目町民プラザ費になります。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次の217ページを見ていただきますと、一般経費では消耗品費、芸能文化行事委託料、印刷機借上料等が主な支出となっています。説明欄の下の方になりますが、町民プラザ施設管理事業としまして、次の219ページにかけて光熱水費、緑地管理委託料、空調機器保守委託料や舞台音響設備保守管理業務委託料が主な支出となっています。

次の220、221ページをお開きください。6項保健体育費になります。1目体育総務費で、右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費、次に一般経費がありまして、スポーツ推進委員の報酬や、中段になりますが、体育協会補助金が主な支出となっています。説明欄の下の方になりますが、スポーツ振興事業がありまして、町民体育祭、サッカーフェスティバル大会、次の223ページでは、上段に新春ウォークあるけあるけ大会を初め各スポーツ大会、教室関係の支出となっています。

222、223ページをお願いします。最下段になりますが、2目の体育施設費です。次の225ページ上段になりますが、社会体育施設管理事業として、町民体育館の施設管理関係の支出が計上されています。中段の施設改修工事費では、町民テニスコート改修工事が主な支出となっています。

このページの中段になりますが、3目総合体育館・温水プール費がありまして、右側の説明欄を見ていただきますと、臨時職員等の一般経費が計上されております。

次に、226、227ページをお開きください。右側説明欄ですが、総合体育館・温水プール管理運営事業としまして、燃料費が主な支出となっています。次の総合体育館・温水プール施設管理事業としまして、光熱水費や民間委託したプール監視等業務委託料が主な支出となっています。

次に、228、229ページをお開きください。4目給食センター費になります。右側の説明欄を見ていただきますと、最初に職員人件費がありまして、その次に共同調理場施設運営費では、主な支出としまして臨時職員賃金や光熱水費、給食材料費となっています。

次に、230、231ページをお開きください。説明欄のほうですが、共同調理場施設管理事業としまして、警備保障や高窓等清掃の委託料や施設用ボイラー使用料が主な支出となっています。

このページの下段になりますが、5目運動場管理費としまして、右側説明欄を見ていただきますと、東部運動公園施設管理事業がありまして、次の233ページにかけて緑地管理委託料や公園等管理業務作業員派遣委託料を計上し、公園の維持管理を図っております。次のサッカー場施設管理事業では、緑地管理委託料が主な支出となっています。全体にわたりますが、施設の老朽化によりまして改修経費を毎年計上させていただいているところです。

以上、簡単ですが、教育委員会関係の平成26年度予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 以上で、平成26年度千代田町一般会計予算についての各課長、局長の詳細説

明を終わります。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） 以上で本日の日程を終了します。

あす7日は午前9時から開会いたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 3時32分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 日)

平成26年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年3月7日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第22号 平成26年度千代田町一般会計予算
議案第23号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第24号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 平成26年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第26号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計予算
議案第27号 平成26年度千代田町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	野村真澄君

経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局	椎 名 信 也 君
建 設 水 道 課 長	石 橋 俊 昭 君
会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課	荒 井 和 男 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局	高 橋 充 幸 君
農 業 委 員 会 会 長	服 部 慎 衛 君
監 査 委 員	白 石 正 躬 君

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宗 川 正 樹
書 記	小 林 さ や か
書 記	大 谷 英 希

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（細田芳雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

○議案第22号～議案第27号の説明

○議長（細田芳雄君） 昨日の一般会計予算の説明に引き続き、各課長から特別会計予算並びに水道事業会計予算の詳細説明を求めます。

初めに、平成26年度千代田町国民健康保険特別会計予算及び平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算並びに平成26年度千代田町介護保険特別会計予算について、塩田住民福祉課長の説明を求めます。

塩田住民福祉課長。

[住民福祉課長（塩田 稔君）登壇]

○住民福祉課長（塩田 稔君） おはようございます。住民福祉課所管の特別会計について説明させていただきます。

初めに、議案第23号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算編成に当たりましては、被保険者数を一般被保険者では3,500人、退職被保険者では300人とそれぞれ見込み、予算の総額を14億8,918万円といたしました。前年対比1億913万4,000円、率にして7.9%の増となっております。

それでは、事項別明細書にてご説明申し上げますので、254、255ページをお開き願いたいと思います。初めに、国民健康保険税につきましては、昨日国民健康保険税条例の一部を改正する条例にご承認いただきまして、ありがとうございます。保険税の予算計上に当たりましては、改正前の所得割率、資産割率並びに均等割額、平等割額でそれぞれ計上してございます。税率改正後の税額につきましては、9月補正にて計上させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、予算書の計上額につきましては、一般被保険者国民健康保険税の現年分につきましては、平成24年中の所得を基準に賦課試算の調定見込額に対して92%の収納率で計上し、また滞納繰越分につきましては、調定見込額の15%の収納率で計上してございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、現年課税分につきましては調定見込額に対して97%の収納率で計上し、滞納繰越分については調定見込額の18%の収納率で計上してございます。

256、257ページをお開き願いたいと思います。3款1項1目の療養給付費等負担金につきましては、国が基準額の32%を負担することになっておりますので、それぞれ計上してございます。

2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、町が国保連合会に納付する拠出金の4分の1の

負担額、3目の特定健康診査等負担金では補助基準額の3分の1の負担額を計上してございます。

2項1目の財政調整交付金につきましては、1節の普通調整交付金では、各市町村の産業構造や所得状況などに基づき財政力格差を調整するため、国の測定基準により交付されるもので、また2目の災害臨時特例補助金では、東日本大震災に伴う被保険者の国保税減免と自己負担額免除に対する費用負担に関するもので、それぞれ前年度交付見込額をもとに計上してございます。

258、259ページをお開き願いたいと思います。4款1項1目の療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の医療分といたしまして、社会保険診療報酬支払基金からの概算交付見込額を計上してございます。

5款1項1目の前期高齢者交付金につきましては、国保に前期高齢者の65歳から74歳の加入者が偏在する傾向にあることから、加入率や医療支出費等の状況により負担調整されるもので、社会保険診療報酬支払基金から交付されますが、見込額を計上してございます。

6款1項1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担と同様に町が国保連合会に納付する拠出金の4分の1に当たる県負担分の額とし、また2目の特定健康診査等負担金につきましても、国庫負担金と同様に基準額の3分の1の県負担額を計上させていただいております。

2項1目の財政健全化補助金につきましては、町が行う福祉医療費助成制度に伴う国庫負担金等削減分の補填といたしまして、一般会計より繰り入れた対象額の2分の1相当額の補助金を計上してございます。

260、261ページをお開き願いたいと思います。2目の財政調整交付金の1節の安定化交付金及び2節の支援交付金につきましては、財政の運営の安定化を図るものとして、前年度概算交付額をもとに計上してございます。

7款1項の共同事業交付金につきましては、一定額を超える医療費並びに高額療養費に対する交付金ですが、財政面の安定化や保険税の平準化を図ることを目的として、県国保連合会が実施主体となり、拠出額の同額をそれぞれ計上してございます。

262ページ、263ページをお開き願いたいと思います。9款1項1目の一般会計繰入金ですが、1節保険基盤安定繰入金から5節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、法定繰入金として毎年度国より示される算定基準に基づき行われる繰り入れ内容でございますが、国、県の負担金または地方交付税算定対象となるもので、それぞれ計上させていただきました。また、6節のその他一般会計繰入金では、2,380万円のうち2,000万円につきましては国保会計の財政支援分として、また380万円につきましては福祉医療費国庫負担削減分として計上させていただきました。

264、265ページをお開き願いたいと思います。10款1項2目のその他繰越金では、平成25年度からの繰越金として2,000万円を計上させていただきました。

次に、歳出ですが、268、269ページをお開き願いたいと思います。1款1項1目の一般管理費ですが、説明欄をご覧くださいと思います。職員人件費では担当職員2名分の人件費、一般経費では

国保事務に関する電算業務委託料を初めとした諸経費、またレセプト点検においては臨時職員1名分を計上させていただきました。

270、271ページをお開き願いたいと思います。2項1目の賦課徴収費では、国保税賦課に伴う電算処理委託料、また国保税徴収では収納対策臨時職員1名分の人件費を計上させていただいております。

272、273ページをお開き願いたいと思います。2款の保険給付費ですが、国保事業の最も中核となるものですが、予算総額全体の約67%を占めておりますけれども、医療費の算出に当たっては、過去の医療費実績を踏まえ、更に最近における医療費動向を考慮いたしまして、総合的な判断の上、見積もりを行いました。1項の療養諸費につきましては、1目の一般被保険者療養給付費では、前年対比9.1%増、また2目の退職被保険者等療養給付費では、前年対比32.6%増として、それぞれ計上させていただきました。

274、275ページをお開き願いたいと思います。2項の高額療養費につきましても、同様に過去の医療実績を踏まえ、更に最近における医療費動向を考慮して総合的に判断の上、それぞれ計上させていただきました。

276、277ページをお開き願いたいと思います。4項1目の出産育児一時金では20件分、また5項1目の葬祭費につきましては30件分を、それぞれ前年実績見込みを勘案し、計上させていただきました。

278、279ページをお開き願いたいと思います。3款1項の後期高齢者支援金等並びに280ページ、281ページの4款1項の前期高齢者納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への納付見込額をそれぞれ計上させていただきました。

282、283ページをお開き願いたいと思います。6款1項1目の介護納付金につきましては、介護保険事業への財源となるものですが、社会保険診療報酬支払基金へ納入見込額を計上させていただいた内容となっております。

次に、7款1項の共同事業拠出金につきましては、1目及び4目とも一定額あるいは高額な医療費が生じた実績に基づき財政の安定化目的として交付される共同事業でございますが、その財源を国保連合会に拠出するものであり、県国保連合会の通知額に基づきそれぞれ計上してございます。

284、285ページをお開き願いたいと思います。8款1項1目の特定健康診査等事業費につきましては、40歳以上74歳以下の方を対象とした生活習慣病予防を目的とするもので、1,500人分の健診委託料及び60人分の保健指導委託料を計上してございます。特に健診機会の拡大と利便性を図るため、集団健診のほかに、指定医療機関でも受診が可能な個別健診を平成25年度より実施しております。

286、287ページをお開き願いたいと思います。2項1目の保健衛生普及費につきましては、国民健康保険法第82条に基づき、健康教育や健康相談、その他の被保険者の健康保持、増進に関する必要な事業費を計上してございます。

288、289ページをお開き願いたいと思います。11款1項1目及び2目につきましては、被保険者の資格医療等が生じた場合の過年度保険税の還付となるものでございます。

292、293ページをお開き願いたいと思います。12款1項1目の予備費につきましては、歳入歳出の均衡を図るために800万円を計上させていただきました。

以上で国民健康保険特別会計の予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第24号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。後期高齢者医療制度は、発足から7年目を迎えますが、運営に当たりましては群馬県後期高齢者医療広域連合が主体となり、保険料賦課の決定や医療給付費等を行っており、町では保険料徴収業務や各種窓口受け付け業務を行うなど、相互に連携しながら業務を効果的に行っております。予算編成に当たりましては、被保険者数を1,500人とし推計を見込み、予算総額を1億323万4,000円とさせていただきます。前年対比930万6,000円、率にして9.9%の増となっております。

それでは、事項別明細書にてご説明を申し上げます。303、304ページをお開き願いたいと思います。初めに、1款1項の後期高齢者医療保険料ですが、医療給付費の10%を賄う財源となるものでございますが、県広域連合の算出資料に基づきまして計上させていただきました。1目では、老齢年金等からの天引きによる特別徴収保険料、また2目では納入通知書や口座振替による普通徴収保険料でございまして、保険料収入総額は歳入全体における61.4%の割合を占めております。なお、前年比で907万1,000円の増額となっておりますが、要因につきましては、2年に1度の保険料改定の初年度ということもあり、所得割率が8.48%から8.6%へ、均等割額につきましては4万2,700円から4万3,600円へ、そして限度額につきましては55万円から57万円へそれぞれ改定されることから、試算額の影響が生じたものでございます。

2款1項の一般会計繰入金ですが、1目の事務費繰入金では、町が行う後期高齢者事務に要する諸経費と県広域連合共通経費としての事務費負担金を合算いたしまして計上してございます。

2目の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に係ります保険料軽減相当額を基準として、一般会計から後期会計へ繰り入れることが定められているもので、広域連合より示された所要額を計上させていただきました。なお、繰入額の4分の3が一般会計へ県補助金として交付されることとなっております。

3款1項1目の繰越金につきましては、前年と同額を計上させていただいております。

305、306ページをお開き願いたいと思います。4款3項1目の受託事業収入ですが、健診事業は広域連合が町へ委託して行うことを基本としているため、町が実施する550名分の健診委託料と15名分の人間ドック補助金を合算した費用額を受託事業収入として計上させていただいております。被保険者の方の利便性や負担軽減などを目的として、保健センターでの集団健診のほか、館林市、邑楽郡内の指定医療機関で個別健診を昨年度に引き続き実施する予定でございます。

次に、歳出ですが、307、308ページをお開き願いたいと思います。1款1項1目の一般管理費でございますが、主な経費といたしましては、町の各種届け出に関する受け付け処理等の事務経費や550名分の健診委託料が主な内容となっております。

2 項 1 目の徴収費につきましては、保険料の賦課徴収に関する電算処理委託料が主な内容となっております。

309、310ページをお開き願いたいと思います。2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合より示された納付額が基本となっているものですが、共通経費として事務費負担金及び医療給付費の財源となる町が徴収した保険料負担金並びに保険料軽減に伴う保険基盤安定繰入金を合算し、計上してございます。なお、前年比で946万2,000円の増額となっておりますが、主な要因といたしましては、保険料負担額が前年比で900万円程度増額となっており、保険料改定に伴う賦課総額の増加による内容となっております。

3 款 1 項 1 目の保険料還付金につきましては、被保険者の資格等移動が生じた際における過年度保険料徴収分の還付金となるものでございます。

311、312ページの4 款 1 項 1 目の予備費につきましては、歳入歳出の均衡を図るため300万円を計上させていただきました。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。

それでは、続きまして議案第25号 平成26年度千代田町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。予算編成に当たりましては、第5期介護保険事業計画の計画年度である平成24年度から平成26年度の3年間の最終年度でございます。事業計画における介護サービスの見込み量とあわせて前年度の実績を考慮いたしまして、被保険者数2,880人と見込みまして、予算総額を9億6,897万4,000円とさせていただきます。前年対比8,098万5,000円、率にして9.1%の増となっております。

それでは、321、322ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書にてご説明申し上げます。まず、歳入でございますが、1 款 1 項 1 目の第1号被保険者保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料収入で、保険給付費及び地域支援事業費のうち21%分の財源となっております。保険料基準額5,400円、予定収納率97%で見込み、計上させていただきました。また、年金天引きの特別徴収保険料の割合を全体の9割、納付書や口座引き落としによる普通徴収保険料の割合を1割を見込み、計上させていただきました。

3 款 1 項の国庫負担金ですが、1 目の介護給付費負担金につきましては、保険給付に係る全ての費用を合計いたしました標準給付費見込額のうち施設サービスの15%分、その他サービス分の20%分の財源となっております。

323、324ページをお開き願いたいと思います。3 款 2 項の国庫補助金ですが、1 目の調整交付金につきましては、標準給付費見込額の5%分の財源となっております。

2 目並びに3 目の地域支援事業交付金ですが、地域支援事業費のうち介護予防事業費の25%分、また包括的支援事業・任意事業費の39.5%分の財源となっております。

4 款 1 項の支払基金交付金ですが、保険給付費や介護予防事業費に対する第2号被保険者の法定負担割合分として社会保険診療報酬支払基金から市町村に対して交付される交付金でございます。1

目の介護給付費交付金は標準介護給付費見込額の29%分、また2目の地域支援事業支援交付金は介護予防事業費の29%分の財源となっております。

5款1項の県負担金ですが、1目の介護給付費負担金では、標準給付費見込額のうち施設サービスの17.5%分、その他サービスの12.5%分の財源となっております。

325、326ページをお開き願いたいと思います。5款3項の県補助金ですが、1目では介護予防事業費の12.5%分、2目では包括的支援事業・任意事業費の19.75%の財源を計上してございます。

7款1項の一般会計繰入金ですが、1目及び327、328ページの2目ではそれぞれ12.5%分、また3目では事業費の19.75%分の繰入金を計上してございます。

4目のその他一般会計繰入金では、職員給与費等及び事務費の繰入金となっております。

331、332ページをお開き願いたいと思います。続きまして、歳出でございしますが、1款総務費、1項1目の一般管理費でございしますが、説明欄をご覧いただきたいと思います。職員人件費ですが、介護保険係2名分の人件費を計上し、介護保険事業運営費では事業運営に係る経費を計上してございます。介護保険計画事業は、新規事業でございしますが、第5期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の計画期間が平成26年度末で終了し、新たに平成27年度からの3年間を計画期間とする第6期計画を策定する必要がありますことから、策定委員会の委員報酬及び策定業務委託料を計上してございます。

次に、2項1目の賦課徴収費ですが、介護保険料の賦課徴収費に係る経費となっております。

333、334ページをお開き願いたいと思います。3項1目の認定調査等費、2目の認定審査会共同設置負担金、335、336ページの4項1目の運営協議会費、5項1目の趣旨普及費ですが、前年度同様の内容となっております。

次に、2款の保険給付費、1項の介護サービス等諸費ですが、要介護1から5までの認定者を対象とした介護サービス給付費となっております。主な項目ですが、1目の居宅介護サービス給付費が3億5,917万3,000円を計上いたしまして、12%の増、そして337、338ページの5目の施設介護サービス給付費が3億9,851万9,000円で、13.9%の増を見込み、計上いたしました。

339、340ページの2項の介護予防サービス等諸費でございしますが、要支援1及び2の認定者に係る介護予防サービスの給付費となっております。341、342ページにわたりまして各種サービスの給付費を計上してございます。

343、344ページをお開き願いたいと思います。4項の高額介護サービス等費ですが、介護保険サービスの利用に係る1割負担分の支払額が1カ月当たりの負担限度額を超えた場合に、その差額を保険給付費として支給する給付費でして、1,480万5,000円を計上いたしまして、8.6%の増を見込みました。

345、346ページをお開き願いたいと思います。5項の特定入所者介護サービス等費ですが、施設サービス等の利用者が自己負担する食費や居住費について低所得者の負担を軽減するための給付費でして、3,709万4,000円を計上して、2.1%の減を見込み、計上してございます。

6項の高額医療合算介護サービス等費ですが、介護保険の高額介護サービス費と医療保険の高額療養費を適用した後の自己負担額が世帯で合算して限度額を超える場合に支給する給付費ですが、前年同額の153万8,000円を計上いたしました。

347、348ページをお開き願いたいと思います。3款の地域支援事業費、1項1目の二次予防事業費ですが、要介護や要支援の状態に落ちるおそれのある高齢者を対象とする事業費となります。主な項目ですが、説明欄の下から2行目の通所型介護予防事業委託料では694万4,000円を計上いたしました。自立支援サービスセンターで実施するデイサービス事業や総合福祉センターで実施いたします介護予防教室の委託料となっております。

2目の一次予防事業費ですが、一般高齢者を対象とする事業費となりまして、349、350ページをお開き願います。説明欄の5行目ですが、住民主導型介護予防事業委託料では28万4,000円を計上いたしました。これにつきましては、公民館等において介護予防体操の教室を開催することで、各地区での自主的な活動を推進するための事業費でございまして、2地区分の事業費を計上して実施地区の拡大に努めてまいりたいと思います。

2項の包括的支援事業・任意事業費ですが、1目の包括的支援事業費では、地域包括支援センター職員2名の人件費のほか、包括的支援事業費では地域包括支援センターの事業に従事するパート看護師の賃金や電算システムの使用料等を計上してございます。

351、352ページをお開き願いたいと思います。2目の任意事業費では、町が独自に実施する事業の経費でございまして、説明欄の一番下の家族介護慰労金では、要介護4または5の要介護認定者等を在宅で介護する家庭に対して年12万円の慰労金を支給する事業費の計上となっております。

最後に、355、356ページをお開き願いたいと思います。6款1項1目の予備費でございまして、歳入歳出の均衡を図るために500万円を計上させていただきました。

以上で介護保険特別会計の予算説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（細田芳雄君） 続きまして、平成26年度千代田町下水道事業特別会計予算について、野村環境保健課長の説明を求めます。

野村環境保健課長。

[環境保健課長（野村真澄君）登壇]

○環境保健課長（野村真澄君） おはようございます。環境保健課所管の議案第26号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計の予算内容につきまして、詳細説明を申し上げます。

まず、360ページをお開き願います。千代田町下水道事業特別会計では、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を2億8,040万2,000円と定めるものでございます。

第2条では、起債について定めるものでございます。

一旦、363ページをお開き願います。地方債におきまして、公共下水道事業債、流域下水道事業債において、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ記載のとおりとするもの

でございます。

360ページへお戻りください。第3条では、一時借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条では、予算の流用について定めるものでございます。

予算内容につきましては、事項別明細書の主なものについてご説明をさせていただきます。367、368ページをお願いいたします。まず、歳入関係でございます。第1款分担金及び負担金につきましては、下水道に接続する公共ますの設置負担金といたしまして、合わせて34件を見込んでおります。

続きまして、2款1項1目の下水道使用料につきましては、前年度の使用状況をもとに伸び率を勘案いたしまして、前年度比14.2%増を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。中段、第3款1項1目社会資本整備総合交付金では、国庫補助対象の工事分といたしまして5,090万円を見込んでおります。

371、372ページをお願いいたします。5款繰入金では、人件費、一般経費のほか、町単独分の工事量が増えたため、一般会計から前年比14%増の繰り入れを予定しております。

続きまして、一番下、第8款第1項1目の下水道事業債につきましては、公共下水道事業の国庫補助対象分と単独分、また流域下水道事業分の起債について、それぞれの起債の額を計上させていただきました。

次の373、374ページをお願いいたします。続きまして歳出でございます。1款の総務費、1項1目一般管理費の主な支出といたしましては、職員2名分の人件費、一般経費では受益者負担金の一括納付報奨金などのほか徴収委託料などでございます。1款総務費の合計は、前年とほぼ同額の1,776万2,000円として計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。2款の事業費につきましては、1項1目管渠整備費では、計画区域の早期完了を目指しまして、管渠整備費を前年比13%増といたしました。これは、単独管渠整備事業におきまして、工事予定箇所水道管や側溝などの移設工事が必要と見込まれることから、この経費を計上したことが主な増加の要因でございます。

下の段の2目管渠管理費におきましては、前年比33.5%増で、設置後10年以上を経過しており、今後長期にわたり使用していくために維持管理が必要と考えまして、計画的な清掃や点検の経費を見込み、公共下水道費合計では1,576万8,000円増の1億5,246万円を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。2項流域下水道費では、西邑楽水質浄化センターの耐震設計や汚泥処理棟などの耐震補強工事などの建設事業費と維持管理費に係る負担金でございます。

次に、3款公債費でございますけれども、公共下水整備事業と流域下水道整備に係る事業債の元金及び利子でございます。この地方債における年度末現在高につきましては、後ほど384ページの調書をご覧くださいと思います。

以上で下水道事業特別会計の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいま

すようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 続きまして、平成26年度千代田町水道事業会計予算について、石橋建設水道課長の説明を求めます。

石橋建設水道課長。

[建設水道課長（石橋俊昭君）登壇]

○建設水道課長（石橋俊昭君） おはようございます。最後となりますが、水道事業会計の予算についてご説明申し上げます。

初めに、予算書の402ページ、403ページをお願いいたします。水道事業会計予算明細書でございます。3条予算の収益的収入及び支出でございますが、初めに収入についてご説明を申し上げます。1款水道事業収益の総額2億8,406万1,000円、前年度対比10.2%増を予定しております。これにつきましては、消費税率の上がる分と、あとは水道使用量のこれまでの使用率を見まして若干の伸び率を計上したためでございます。主な内容といたしましては、1項営業収益におきましては、1目給水収益の水道使用料及び3目その他営業収益の新規加入金並びに館林地区消防組合からの消火栓維持管理負担金等を見込んでおります。

404ページ、405ページをお願いいたします。次に、支出についてご説明を申し上げます。1款事業費用の総額2億6,626万円、前年度対比4.4%の増を予定しております。主な内容といたしましては、1項営業費用におきましては、1目原水及び給配水費では、浄水場施設等の電気保安業務及び水質検査ほか管理業務委託料や漏水修理費及び水源施設修繕費、電気料、東部地域水道からの受水費等を見込んでおります。

406ページ、407ページをお願いいたします。3目総係費では、職員3名分の人件費及び水道検針員4名分の賃金、また水道事業システム賃借料等を見込んでおります。

408ページ、409ページをお願いいたします。4目減価償却費では、浄水場施設等の建物、構築物、機械及び装置、車両の減価償却費用であります。

次に、2項営業外費用におきましては、企業債の償還利子及び消費税の納付予定額を見込んでおります。

410ページ、411ページをお願いいたします。4条予算の資本的収入及び支出でございますが、初めに収入についてご説明を申し上げます。1款資本的収入の総額3,080万2,000円、前年度と同額を予定しております。主な内容といたしましては、1項企業債では、前年同様老朽管の布設替えに伴う実施設計及び工事の費用に充てるための借入金を見込んでおります。

2項工事負担金では、館林地区消防組合からの消火栓新設工事に係る負担金となっております。

412ページ、413ページをお願いいたします。支出についてご説明を申し上げます。1款資本的支出の総額1億4,985万7,000円、前年度対比37.9%の増を予定しております。主な内容といたしましては、

1項建設改良費におきましては、1目営業設備費では、新規加入者等の量水器の取り付け費用、2目配水施設整備費では、老朽管布設替え及び配水管移設等の工事費及び実施設計委託料ほか、現在進めております群馬東部広域水道事業統合協議会で広域化として国庫補助で取り組める老朽管布設替え事業に係る設計業務委託負担金でございます。

3目浄水施設整備費につきましては、第4浄水場配水機能増設工事といたしまして、老朽化した既存ポンプ2台の更新と予備ポンプ1台の増設及び第1浄水場送水ポンプ設備工事として受水電動弁の設置により、災害時に第4浄水場から送水可能とするもので、第1浄水場の配水塔を使用せずに配水可能と対応するものでございます。

2項企業債償還金では、企業債元金償還金を予定しております。

前のページにお戻りいただきまして、410ページ、411ページをお願いいたします。下段に補填財源内訳が記載してございます。資本的収入総額から資本的支出総額を差し引きますと、1億1,905万5,000円となりますが、不足する額につきましては、消費税資本的収支調整額702万円と過年度分損益勘定留保資金1億1,203万5,000円で補填し、収支の均衡を図るものでございます。

また、前のページになりますが、391ページをお願いいたします。平成26年度水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、国の地域主権に係る一括法により、地方公営企業法の一部が改正され、平成26年度予算より従来の資金計画書を廃止し、キャッシュ・フロー計算書の作成が義務づけられましたことによりまして、新規に添付したものでございます。

キャッシュ・フロー計算書は、実際のお金の流れで水道事業の実態をあらわす財務表となっております。計算書には、1、業務活動によるキャッシュ・フロー、本業を行った結果手元のお金が幾ら増えたかがわかる項目となっております。2、投資活動によるキャッシュ・フロー、これは固定資産等の設備投資がわかる項目となっております。3、財務活動によるキャッシュ・フロー、これはお金の不足分をどう補ったかがわかる項目となっております。以上の3つに分けられまして、会計期間の平成26年4月1日から平成27年3月31日まで、実際にどれくらいのお金の流れに変化があるのかが予測できるものとなっております。

次に、396ページ、397ページをお願いいたします。平成26年度水道事業会計予定貸借対照表、バランスシートでございますが、これは財務状況を明らかにするため、事業活動の結果として事業年度末、平成27年3月31日現在の全ての資産、負債、資本の残高を示したものであります。資産合計20億5,286万8,600円に対し、負債合計と資本合計を足した額20億5,286万8,600円はイコールとなっており、バランスのとれたものとなっております。

399ページでは、平成25年度水道事業予定損益計算書が記載されております。また、400ページ、401ページでは、平成25年度水道事業予定貸借対照表が記載されております。

ページが前後いたしますが、385ページ、386ページをお願いいたします。385ページ、386ページでは、業務の予定量、企業債の限度額等が記載してございます。

392ページから394ページにかけましては、給与費明細書が記載してございます。また、395ページでは、債務負担行為に関する調書がそれぞれ記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、水道事業会計の予算につきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 以上で各課長の詳細説明を全て終わります。

○次会日程の報告

○議長（細田芳雄君） これで本日の日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから12日まで休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、12日まで休会といたします。

なお、10日月曜日は総務文教常任委員会を午前9時から、11日火曜日は福祉産業常任委員会を午前9時から、それぞれ全員協議会室において開催したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○散会の宣告

○議長（細田芳雄君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 （午前 9時52分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 9 日)

平成26年第1回千代田町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年3月13日（木）午後1時開議

- 日程第 1 議案第22号 平成26年度千代田町一般会計予算
議案第23号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計予算
議案第24号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号 平成26年度千代田町介護保険特別会計予算
議案第26号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計予算
議案第27号 平成26年度千代田町水道事業会計予算
- 日程第 2 閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	野村智一君	2番	高橋祐二君
3番	坂部敏夫君	4番	襟川仁志君
5番	金子孝之君	6番	福田正司君
7番	小林正明君	8番	柿沼英己君
9番	富岡芳男君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	細田芳雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
副町長	吉永勉君
教育長	中山隆二君
総務課長	川島賢君
財務課長	坂本道夫君
住民福祉課長	塩田稔君

環境保健課長	野村真澄君
経済課長 兼農業委員会 事務局局長	椎名信也君
建設水道課長	石橋俊昭君
会計管理者 兼会計課長	荒井和男君
教育委員会 事務局局長	高橋充幸君
農業委員会 会長	服部慎衛君
監査委員	白石正躬君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宗川正樹
書記	小林さやか
書記	大谷英希

開 議 (午後 1時00分)

○開議の宣告

○議長（細田芳雄君） こんにちは。

本日の出席議員は12名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第1回千代田町議会定例会4日目の会議を開きます。

○議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1に上げられております議案第22号から議案第27号までの議案について、1件ずつ処理いたします。

まず、議案第22号 平成26年度千代田町一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、柿沼議員。

[8番（柿沼英己君）登壇]

○8番（柿沼英己君） 一般会計について質問したいと思います。

まず、第1点は、温水プールの利用者、以前に比べるとかなり増えていると思うのですが、そういった実態なのか。人数とか開館時間とか、その辺の実態を教えてくださいと思います。

これも一般質問したことあるのですが、図書館、近隣では月曜日のみというところが多い中で、実態はどうですかという一般質問をしたのですが、その後の改善があるのかどうか、お聞きしたいと思います。先日、役場の前を歩いていたら、「きょうは休みでがっかりしちゃった」というような方がいたので、残念だったなというふうな感じを持ったわけなのですが、現在の実態はどうなのか、お聞きしたいと思います。

それから、東西幼稚園、保育推進事業ということで、一時預かり保育ということが始まっているわけなのですが、実態は何時ごろまでやっているのか。そういった子育て支援の一環としてなっているわけなのですが、そういった活動展開になっているのか、お知らせいただきたいと思っています。

それから、英語指導助手、国際化に向けて英語の授業というのが大事にされてきているわけなのですが、特に小学校ですか、そういった会話プラス、よそのところでは結構初級英語的なことも進んでいるような話なのですが、我が千代田町の教育はどうなっているのか、その辺の実態をお知らせいただきたいと思っています。

それから、財産管理に関係するのでしょうか、先日ある雑誌を見ていたら、ヤフーの官公庁オークションということで、岸和田市ですか、大阪の。消防車や救急車、こういったものは入札で処分しているということです。30万円以上の入札ということで、これが結構売れてしまうそうなの

です。どういうところに売れているのかというと、消防車がゴルフ場で放水に使われる。あるいは救急車が病院や介護関係に売れるというふうなことなので、そういった官公庁オークションを使って処分しているのですが、千代田町の実態はどうか、今後どうするのか、その辺を含めてお聞きしたいと思います。

それから、先日、市街化区域に住んでいる議員に、坂部議員、野村議員、柿沼議員ということで、納税に苦しむ一町民ということから、無記名なのですけれども、手紙をいただきまして、赤岩1区から3区、15区、16区のうち、市街化区域内から徴収した平成24年度の固定資産税の総額ですか、それはいかほどかというような質問状が来ました。それから、都市計画税ですか、24年度が8,513万ですか、これのどういったことに充当されているのかをお知らせしてくださいということなので、代表してお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 柿沼議員のご質問にお答えいたします。

まず、温水プールの利用者ということですが、23年の6月から民間委託をしたわけなのですけれども、その前というのは月、火が休館日で、時間も曜日によって午後からとかありまして、以前にも民間委託したときにご説明いたしましたけれども、時間にすると倍の時間、開館になっています。10時から8時半まで、月曜だけが休館日ということです。

それと、人数のほうですが、24年度で2万4,000人ほどになっています。延べ人数ですけれども、25年度は東小のプールが漏水が起きまして、夏使えなかったものですから、6月、7月は非常に東小、あとは東幼稚園の利用者が多くて増えていますけれども、その後は24年度と同程度、ほぼ同じぐらいに推移していますので、同じぐらいな人数かと思います。ただ、民間委託してからは利用者のほうは大幅に、1割以上増えております。

それから、図書館につきましてですけれども、図書館、以前柿沼議員から一般質問で月、火の休館を月曜1日だけの休館を進めたらどうでしょうかということ、そのときはそういう方向で進めたいということで説明したわけなのですけれども、その後、司書の資格を持っていた臨時職員が去年の3月で急に退職することになりまして、ちょっと司書もやめてしまい、1人減ってしまいまして、新たに去年の4月から臨時職員を採用しまして、今まで図書館、図書事務の経験がない人でしたので、その人を図書事務になれていただくということで、今年度、25年度につきましては月、火の休館から月曜休館にするのはちょっと進められなかったわけです。また、今の図書館長がこの3月に退職になりますので、また人の動き、人事がありますので、4月以降、職員の配置を考えまして、できるだけ月曜休館に向けて努力していきたいと思います。

それから、東西幼稚園の預かり保育ということですが、通常9時から2時までが幼稚園の保育の時間で、2時で保護者が迎えに来るわけですがすけれども、その後の2時から4時までの2時間を預かり保

育で今預かっているところです。ほぼ1年たつわけなのですけれども、大体西で1日20人前後、東で3人前後、その程度の数字になっています。また、25年度預かり保育を始めることにつきましては、年度が4月から始まるわけですけれども、2月、3月ごろ詰めたものですから、保護者のほうにちょっと周知不足なところもありましたので、この4月からは25年度よりは増えるのではないかと考えています。

それから、英語指導助手、ALTの関係ですけれども、今東西小学校に1名配置しておりまして、交互にその方に、授業ではありませんけれども、英語活動をしていただいているところで、高学年につきましては学校のほうで1年生から6年生まで英語活動のカリキュラムといたしますか、高学年はより専門的に英語の時間、しゃべる時間を長くしたりとかしております。1、2年生のほうは、触れる程度、英語に触れる機会、挨拶だとか天気だとか、そういうもので触れるような活動をしております。今後、小学校における英語は、重点的に国でも進めているわけですので、その辺も考えながら、これまで以上に力を入れていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 消防車並びに救急車の入れかえというのですか、購入並びに処分についてはというご質問でございます。

これにつきましては、館林地区消防組合のほうできちんと購入に当たっては入札を行い、そして処分も行っておりますので、ご安心をいただきたいと思っております。ただし、将来的な考えとしまして、なかなか消防団員を確保するのが非常に厳しい状況になってきております。また、消防団員自体がサラリーマンが多くなってきているということで、昼間火事があってもなかなか分団の消防車が出動できないというふうなこともございますので、将来的には、場合によっては、その入れかえしたときの古い消防車等を役場のほうへお預かりして、役場の職員がそういったことにも協力をしていくというふうなことも検討していかなくてはいけないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） ご質問にお答えさせていただきます。

内容的には、24年度の決算、昨年10月号広報に載った決算状況の内容でございますので、今回のこの新年度予算の質疑としてはどうかと思いますが、一応きょうお配りさせていただきました固定資産税の税額、それと都市計画税の税額の充当関係の表のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼議員。

○8番（柿沼英己君） 温水プールについては、利用時間も10時から8時半ということで、休みも週1ということで、大変順調に伸びてきているということで、大変いいかなと思っております。

図書館については、諸事情があって、なかなか進んでいないということなのですけれども、近隣に

できていることなので、できないことはないと思いますので、自助努力でその辺を、利用者を増やすという、利用者の利点を考えるということで、その辺も考えることができるのではないかと思いますので、この辺を研究していただければと思います。

西幼稚園については、時代の変化といいますか、そういったことで保育ということで2時から4時まで延長して預かるということなのですけれども、今後も利用者の増が考えられますので、しっかりとした対応をしていただければと思います。

それから、英語指導助手ということで、近隣ですともっと会話だけではなくて、もうちょっと踏み込んだ形でやっているらしいのです。その辺わかっていて範囲で、近隣の状態がわかるようであれば、もうちょっと詳しく教えていただければと思います。

最後に、消防車を役場で引き取って、いざというときは役場の職員が出動ということで、大変いいことだと思いますので、これはぜひ進めていただければと思います。

では、1点だけ再度聞きます。英語の教育についてお願いします。

○議長（細田芳雄君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） ご質問にお答えいたします。

英語関係の、ちょっと近隣の状況、詳しい資料が手元にありませんので、お答えできないのですけれども、千代田の小学校の場合、会話だけではなくて、例えば絵だとかそういう、民間の業者に委託しているわけですが、そういう絵だとかそういう教材、副教材みたいなものを使って、ただ言葉のやりとりだけではなくて、あとゲームだとか、そういうものを使ってやっております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 8番、柿沼議員。

○8番（柿沼英己君） 私も聞いた話なので、自分で確かめたわけではないのですけれども、何かよそのほうはかなり進んでいるそうなので、初級英語というのですか、そういったこともぜひ取り入れて研究していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

4番、襟川議員。

[4番（襟川仁志君）登壇]

○4番（襟川仁志君） 一般会計のほうで質問させていただきます。

総務課さんのほうで4点ばかり質問させていただきます。63ページの総務管理費の広報広聴費の印刷製本費なのですが、「広報ちよだ」の印刷代だというふうに思うのですが、今年1月から全ページフルカラーになっているのを拝見させてもらっています。予算を見ると25年度と同じぐらいの予算でありますので、これからも4月以降もフルカラーで印刷するのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

続いて、2点目、次のページの広聴事業ですが、26年度も地区懇談会を行うのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

3点目ですが、73ページのLED防犯灯使用料、これについてはリース代だというふうに思うのですが、その上の光熱水料が312万ということで、25年度予算よりも上がっている、その理由を教えてくださいというふうに思います。

4点目ですが、同じページの交通安全施設整備事業ですが、これはどういうところに使っていくのかどうかというのをお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

まず初めに、「広報ちよだ」の印刷代でございます。この印刷製本費は「広報ちよだ」の印刷代ということでご理解いただいて結構でございます。たまたま1月号から3カ月続いてカラーになったわけですが、1月につきましては、最近はカラーでやらせてもらっております。何ページカラーにするか、全部フルカラーにするかというのもあるのですが、案外8ページ、10ページカラーにしても、フルカラーにしても、実際は印刷代というのはほとんど変わらないということで、正月号に関してはそういう恒例的にやらせていただきたいということでございます。2月号につきましては、たまたま岡島選手が1月に帰ってこられまして、そちらのほうのふだん取材ができない中で、地元に来られて、子供たちの指導もして、ファンクラブの集いもあったということで、ぜひカラーのほうが住民の方に見てもらうのにいいのではないかとということで、特別に2月だけはやったわけですが、たまたま3月が白黒といたしますか、2色刷りでやる予定だったのですが、大雪が降りまして、確かにうちのほうよりもっとひどいところはあったのですが、千代田町としては、こんな大雪が降ったのは本当に今まで例がないような状況で、被害もありましたし、いろいろなことを取材した中で、ぜひ4ページぐらい記録として残しておきたいと。その中で、白黒ですと、どうも雪が見えないと。印刷したときにどうも見た感じが訴えが弱いということで、特別にプラス何万かで、そんなに何十万ではなくて、微々たるものなのですけれども、何万円ぐらいで印刷ができると。あとは印刷会社のほうで、ではサービスで協力しましょうと、そういうお話もあったものですから、あえてカラーにさせていただきました。ですから、4月からは、また普通の黒と、あと1色色がつくと、そういうことでご理解いただければと思います。予算の範囲内で対応いたします。

続きまして、広聴関係でございますけれども、行政懇談会、昨年予定していたのですが、いろいろな事情で今回25年度は1月の末に実施させていただきましたが、町長の方針が住民の皆様のご意見をあらゆる機会を通じてお聞きして、それを行政運営に反映していきたいと、そういう考え方がございますので、26年度につきましても、やる方向で進めさせていただければと考えております。

それから、LED防犯灯の、今度26年度からリースが始まるということで、新たに使用料、リース

料金が計上されたわけでございますけれども、光熱水費が増えております。これ私、係長とも相談したのですけれども、この電気料金といいますのが、定額で契約しておりますので、本来ですと毎年同じ金額でないとおかしいわけなのですが、どうも東京電力のほうの計算の方法といいますか、毎年同じ額ではないのですね。前年度との精算みたいなのをした上で、その新しい年の電気料が決まってくるので、4月1日時点の電気料というのが、例えば平成25年度にしましても、300万行っていないのですが、予算は。実際請求が来ると300万になってしまうと。ですから、今回はLED防犯灯に変えましたので、8アンペアですから、半分とはいかないにしても、6掛けぐらいで電気料はおさまるわけでございますので、もう少し少ない予算でもよかったのですが、年度切りかえという中で、うまく手続上、東電のほうとスムーズにいってればもっと少ない金額でもいいのですが、こちら辺のところが見えない部分がありましたので、とりあえず昨年の実績、25年度実績プラスアルファを計上させていただきました。ですから、請求が来て、これが200万を切るような数字であれば、当然後で減額させていただきますので、安全性を確保するためにちょっと額を若干増やさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

それと、4点目ですが、交通安全施設整備の関係であります。3つほどありまして、道路安全標示等工事費というのが100万円ありますが、これにつきましては標識の看板とかの工事とか、視線誘導標識、それから車線の分離関係の標識、そういったものを工事する予算でございます。

それから、道路反射鏡の設置工事につきましては、道路反射鏡新設、それから補修を含めて工事費でございます。

最後に、道路標示新設補修工事でありますけれども、今回メインといいますか、目玉が、構造改善等、農道における信号のないところでの交差点での事故がどうも多いということで、交差点の手前にラインを引きまして、交差点だよというのをわかってもらうような、そういう道路上のライン引きをしたいと思っております。リブラインという名前になりますが、これのための予算が150万円、特別にとらせていただきました。残りの200万円につきましては、路面標示の新設なり補修なりということで200万円とっておりまして、合計で350万ということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（細田芳雄君） 4番、襟川仁志君。

○4番（襟川仁志君） 「広報ちよだ」については、カラーになって非常に見やすいなど。ぜひ4月からもやればよかったのかなという感じがしますけれども、できるだけ予算の範囲内で、表裏でも構わないのですけれども、カラーを入れてもらえればというふうに思っております。

2点目の地区懇談会については、ぜひ26年度もやっていただきたいというふうに思っております。

3点目のLED防犯灯ですか、初めての試みということで、予算組みのほうがちよっと難しかったのかなと思いますが、多分下がるのではないかなというふうに思いますので、期待をしております。

4点目です。交通安全施設整備事業、特に農道の事故が多いというのは、皆さん知っているのでは

ないかなというふうに思います。同じようなところで事故があるのですね。なので、警察で対応できないのであれば、やっぱり町のほうでやっていくしかないのかなというふうに思います。今年の元旦に、プラザからジョイフルの間の農免道路というところで、うちの会社の前なのですけれども、側溝に落ちて亡くなった方がいらっしゃいました。それから、1月には下中森で交通事故がありました。1月だけで2の方が亡くなったということで、本当であれば非常事態宣言が発令されてもおかしくないのではないのかなというふうに思っております。

そういった中で、交通安全対策については重要視していただいて、農道だけではなくて、いろんなところでやはり危ないところがあります。例えば、舞木の区画整理でいうと、新しい道については一停の標識があるのですけれども、旧道の道については一停の標識がついていないところがあります。また、見通しが悪いにもかかわらず、一停をしないところもありますので、そういった情報を集めていただいて、町のほうで目につく標識をつけていただいて、安全対策をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） まず1点、「広報ちよだ」の件でございますが、委員会のほうでも説明させていただきましたけれども、平成25年度におきましては、県でコンクールがありまして、「広報ちよだ」が第3位に入ったと。23町村中3位に入ったということで、1位が邑楽町です。2位は違うところで3位が千代田町です。レベル的に非常に高いレベルにあるというふうに自負しております。住民の方からも電話があったり、あるいはちょっと行き会々と、何人かの方ですけれども、「カラーはいいよね」というお話は何っております。もちろんお金がかかる問題ですから、後でまたよく内部で相談させていただきますが、フルカラーでないにしても、なるべくやはりカラーのほうが、広報を見ても、捨ててしまうとか、あるいは見ないでどこかへやってしまうというようなことが、カラーですとなかなかないのかなと。カラーだから雑誌みたいに見てみようかなとか、そういう感じにはなるのかなと思っておりますので、十分町のほうで検討させていただきたいと思っております。

それと、区画整理地内の交差点等、確かに道が広いだけにスピードも出ますので危ないと思っております。鋭意努力して、場合によっては補正予算でも対応ができればと思っておりますので、今後調査して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

7番、小林議員。

[7番（小林正明君）登壇]

○7番（小林正明君） それでは、4点ほど質問させていただきます。

先ほど柿沼議員が質問したことにもちょっと一部関連しますが、よろしくお願ひしたいと思います。生涯学習につきまして、町民プラザ、山屋記念図書館等を学習する拠点として考えておりますという

ことであります。誠にそのとおりだと思います。ただ、そこで1つ提案というか、お願いなのですが、生涯学習あるいは実質的な学習団体の結成や円滑な組織運営を支援すると書いてあるわけですが、具体事例としてどのようなことがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

そして、もう一つ、申し上げにくいのですが、図書購入費、毎年微増されているわけですが、昨今経済環境の厳しい中ですが、今後の次世代の育成支援、そして私たちもそうですが、大人たちといえますか、生涯学習の場というのは非常に大事なものですから、集まりやすい、寄りやすい、借りやすい図書館を目指してと思いますので、その辺についてもひとつご回答をお願いしたいと思います。

2つ目でございます。元気老人をつくる。これは町のもう前提、前提といえますか、一番のポイントになるかと思えます。いわゆる高齢者福祉ということで見たときです。先ほど襟川議員の質問にもございましたが、交通事故者数というのが、非常に65歳以上の、いわゆる高齢者が多くなっていると聞いております。そのデータはどこであるのかわかりませんが、5割から6割以上は65歳以上の高齢者。それで、先般、私も町の教育委員会主催の高齢者教室へ行ってきました。まだなかなか行けなくて2回ほどしか行っていませんが、そこで元気な老人たちが、老人というか高齢者の方が多数出席していました。非常にうれしいことだと思えました。ただ、その方々は皆それぞれ車で来る方が、まず95%以上でしょうか、本当に近くの方は歩いて来ていますが。たしか3週間前ぐらいの大雪の日に4回目か5回目かの高齢者教室がありました。大雪の日であります。そのときも盛況でありました。ということは、元気な老人がたくさんいる。これは非常にいいことだなと私も自分なりに感じているわけでございます。そこで、その人たちがいつまでも元気でいられるように、特に交通事故の防止といえますか、交通の安全対策については標識もそうでありまして、何よりやはり交通安全指導教室、もっともっとやれるような環境が必要なのかなと思っています。そういったことで、高齢者に対する交通安全教室、安全指導等々を今どのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

続きまして、高齢者に関することなのですが、昨今高齢化が進んでまいりまして、千代田でも65歳以上が25%と伺っております。実際によってはもっと高齢化が進んでいるところがございます。そこで、独居対策、独居の方が亡くなりますと空き家になります。この空き家対策、今回の記録にないような豪雪あるいは爆弾低気圧と言われるような風水害の被害が去年も出ました。そういったことで、災害発生時あるいはそういったときにおける支援といえますか、そして犯罪や災害から身を守ることだ大事だよということを皆言うわけですが、弱者救済対策といえますか……

○議長（細田芳雄君） 小林議員に申し上げます。要点でお願いします。

○7番（小林正明君） 済みません。いつも長くなって済みません。そういったことで、高齢者に対する対策をお聞かせいただきたいと思います。

次に、学校でございます。学校で安全、安心の教育環境施設ということではありますが、そこで防犯カメラの設置ということで伺いましたが、今年は何台ぐらい設置する予定がございますか。

最後でございます。ALTについてお尋ねします。英語教育の大事さはもう言われるところでござ

います。今後文部科学省の指導もございしますが、3年生ぐらいから義務化した教育になるだろうと言われていています。そこで大事なことは、先生の教育をどうするか。英語を教える教師をどうするか、それについてお考えがありましたら、ALTとの連携も含めてお尋ねしたいと思います。

終わります。お願いします。

○議長（細田芳雄君） 高橋教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高橋充幸君） 小林議員のご質問にお答えいたします。

最初の質問につきましては、生涯学習、プラザ、図書館関係で団体の具体事例というふうな話だと思っておりますけれども、生涯学習関係で一番大きい団体となりますと文化協会、文化祭とか、そういうのを行っていきまして、文化協会に所属している団体をプラザのほうで支援しているわけです。プラザのほうで各種教室等を実施していきまして、いろいろな教室を実施することによって、その教室を受けた後もそれが継続されるような団体の育成に努めているところです。

図書館におきましては、団体といいますが、ボランティアの読み聞かせグループに協力をいただきまして、子供たちに、月に土曜日1回、読み聞かせを行っていただいているところです。また、団体ではありませんけれども、小学生、中学生に1日図書館員とか、そういうのも手伝ってもらっているところです。

2番目の図書購入費ですが、微増ということで、なかなか町全体の予算も厳しい状況ですので、それでも少しずつ増やしていただいているところです。大人の集まりやすい、借りやすい環境をとということなのですが、狭い図書館、以前総務文教委員会でも視察、見られたと思うのですが、狭い図書館の中に蔵書がぎっしり入っているわけですので、図書館の職員のほうも各コーナーを設けてわかりやすくしたり、入ってすぐ、見たい本は手前にとか、そういう配慮を行っているところです。

それから、ALTの関係ですが、先生の教育はということで、今現在もALTが配置されてから学校の先生を対象に毎年1回、なるべく回数は多いほうがいいのですが、ALTの先生に、それ以外の先生について英語、実際に英語の指導、会話とか、そういうのを行って、全然英語になれていない先生にも実際の英語に触れる機会を設けてもらっております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 高齢者の交通事故対策ということでございまして。今年に入って大泉でも事故があったそうでございましてけれども、夜中にお年寄りの方というか、多分認知症なのではないか、元気なお年寄りは大体早く寝て、早く起きるというのが普通ですので、夜中に出歩いている方というのは、ちょっと精神的に問題のある方かと思いますが、そういった方をどうするというのはなかなか非常に難しい話でありますけれども、元気なお年寄りに対しましては、現在でも最低でも年に1回ぐらいはいろいろな教室とか集まりがあったときに、大泉警察に来ていただくとか、うちの職員が行くなどして、交通安全に係るお話をさせていただいております。ただ、どうしても高齢者の数がどんど

ん増えていきますので、こういったことはモラルの問題もありますから、あらゆる機会を捉えて今後も講習会あるいはチラシ、町の広報、ホームページ、いろいろ事あるごとに啓発を行って、なるべく事故が起きないように対応していきたいと考えております。

それと、防犯カメラの設置につきましては、学童保育以外は、設置については総務の防犯対策費のほうで設置しております。ただ、設置後の管理については、それぞれの施設にお願いしているものがございます。今までの防犯カメラの設置もありますので、参考にご説明させていただきますと、現在東小に3台ございます。それと、西小に3台、中学校に1台、東保育園に2台、西保育園と西幼稚園に4台、東幼稚園に2台、3区のごみステーション1台、町民プラザ1台、保健センター1台、25年度、今年度でなかさと公園に2台設置いたします。それと、西小の学童クラブのほうへ1台、26年度では温水プール、総合体育館のほうへ2台設置する予定でございますので、26年度で設置が済めば、合計で23台の防犯カメラが設置になるということでご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（細田芳雄君） 塩田住民福祉課長。

○住民福祉課長（塩田 稔君） それでは、高齢者の対策につきましてお答えさせていただきます。

平成26年の3月1日現在で高齢化率は25.1%となりました。今回の大雪に関しましては、ひとり暮らし高齢者から除雪の依頼を受けまして、地域包括支援センターの職員2名がその家庭を訪問して除雪作業は対応させていただきました。また、安否の確認につきましては、今回特に実施しておりません。民生委員によりますひとり暮らし高齢者の安否確認、昨年の5月の調査で231名ひとり暮らしがおりますが、その中でも見守りが必要な方については、民生委員さんに月に2回程度ということをお願いしているところで、今回雪の被害があった定例会においても、改めて会長のほうからその辺はお願いしたところがございます。今日さまざまな自然災害が発生されますが、要援護者名簿につきましては、昨年の議会におきまして、平成25年度中に作成いたしますということでお話しさせていただいたのですが、災害対策基本法の改正に伴いまして、平成26年4月1日から避難行動要支援者名簿ということで義務づけられました。これにつきましては、もちろん同意は必要なのですが、法律に基づいた名簿ということで、改めて4月1日以降、同意を得ることとなりました。そのような観点から、新年度に入りましてからそれについては対応させていただきたいと思っております。なお、今回の改正に伴って、では事前にお配りはするけれども、同意がもらっていない方についても、今回の改正でその名簿は発出するようになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番、坂部議員。

[3番（坂部敏夫君）登壇]

○3番（坂部敏夫君） 3番、坂部敏夫です。26年度千代田町予算書、一般会計について関連質問を

させていただきます。

電算システムそのものは、専門業者がやっているとして、職員さんが使っているコンピューター、これは基本ソフトはXPを使っていらっしゃると思うのですが、今世間ではXPのサポートがこの4月にマイクロソフトから切れるという話を聞いております。町としては、セキュリティー対策、この辺はどのように立てていらっしゃるでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。それが1つ。

もう一つは、舞木区画整理第2公園、これに関連してなのですが、精算とか事業の終了、いろいろ今悩み大きい問題は抱えています。最終的に町が取得したとして、この公園をいつぐらいまでに仕上げさせていただけるのか。町民からあまたの質問がありますので、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） 職員が使用しておりますパソコンにつきましては、平成25年度でちょうど5年間の切りかえの時期になりましたので、新しい機種に入れかえておりますので、そこら辺のところはクリアしております。ウィンドウズ7だそうです。

○議長（細田芳雄君） 石橋建設水道課長。

○建設水道課長（石橋俊昭君） 坂部議員のご質問にお答えさせていただきます。

区画整理第2公園の整備ということですが、現在区画整理組合員のほうも保留地処分だとか、いろいろ努力して、なるべく早目に終わらそうということをやっているところなのですが、現在の状況といたしましては、26年の9月ごろに本登記を予定しております。その後には組合員同士の精算、減歩が多かった人、少なかった人のお金のやりとりなのですが、そういう精算の事務の処理がございます。それから、定款で2年間猶予期間というのが設けてありますので、現在精算の猶予期間ということで、事業のほうを27、28と2年間延伸をするようなところで進めているところです。これはまだ確定したわけではないのですが、予定としてはそんな進める予定でございます。そういったこととなりますので、正式に町のほうに底地である公園用地が移管されるのが、現在の状況ですと平成28年度ですか、になると思いますので、整備のほうについては29年以降、早くても29年以降で予算の確保ができれば考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 3番、坂部議員。

○3番（坂部敏夫君） 回答ありがとうございました。よく理解できました。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

10番、黒澤議員。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 議案第22号の関連質問でございます。6日から11日まで、常任委員会等を含

めて詳細な説明をいただきました。この資料作成においては、職員の皆様の敬意と感謝を申し上げるところでございます。

そこで、質問に入ります。平成26年度の各所管について伺いたいと思います。それぞれの所管でどのぐらいの事業数、この予算書に取り上げているのかということが1つでございます。

2つ目が、新規事業、これは前に事務事業指針ということで資料をいただいているのですけれども、具体的にこれはどのような理由はあるのか。

また、3つ目ですが、目標、重要性、アピールしたい事業、これについてできれば教えていただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（細田芳雄君） 坂本財務課長。

○財務課長（坂本道夫君） それでは、黒澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目と2点目が関連がございますので、私のほうから回答させていただきたいと思います。平成26年度の一般会計におきます事業数でございますが、各所管を財政系のほうでまとめましたので、私のほうから申し上げたいと思います。事業数の把握につきましては、予算書の説明欄の黒い点がついているところの事業、これにつきましてまとめた数でございますので、よろしく願いいたします。

まず、一般会計全体でございますが、292事業でございます。なお、この数には、人件費あるいは一般経費、交際費等は除いてありますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、順に申し上げます。まず、議会事務局でございますが、これが3、総務課が36、会計はゼロでございます。財務課が2、住民福祉課74、環境保健課50、経済課36、農業委員会、これが3、建設水道課26、教育委員会62、以上でございます。

2つ目の各所管での新規事業ということで、あれば具体的な事業をする要因等ということでございますが、お答えさせていただきます。新規事業につきましては、過日の議会全員協議会でお示しさせていただきました予算の内示資料がございましたが、それに基づいてご説明させていただきます。

まず、安全・安心の確保の観点から、総務課でございますが、交差点交通安全対策工事を実施いたします。これは事故発生の多い、先ほども出ましたが、農道交差点を中心にリブライン、凹凸のラインでございますが、これを設置するものでございます。

次に、子育て・教育環境の充実の観点から、住民福祉課におきましては、子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。これは平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が開始されるに当たり、策定するものであります。

次に、同じ住民福祉課におきまして、病児・病後児保育事業を実施いたします。病中または病気の回復期にあつて、集団保育が困難な期間の児童に対し、医療機関等に設置された専用スペースにおいて保育及び看護ケアを行うものであります。

次に、同じく教育委員会でございますが、適応指導教室指導員を設置いたします。これは、適応指

導教室指導員を町で1名採用いたしまして、不登校や別室登校の児童生徒に対する相談及び指導等により、復帰対応を図るものであります。

次に、健康づくりの推進の観点から、環境保健課では歯周病疾患健診を実施いたします。人が歯を失う原因の一つである歯周病の早期発見、早期治療を図るために実施するものであります。

次に、都市基盤の整備といたしまして、建設水道課におきましては、橋梁新設を実施いたします。これは舞木地内におきまして、利根加用水に橋梁を新設するものであります。

次に、農業振興対策といたしまして、経済課におきまして農業振興地域図、図面でございますが、これを作成いたします。優良農地を明確に区分した地域図を作成するものであります。

次に、施設の老朽化対策といたしまして、総務課におきましては役場庁舎玄関の上のバルコニーの防水改修工事、これを実施する予定でございます。

教育委員会といたしましては、東小施設改修等工事、これは東小で行う工事をちょっとまとめてありますが、屋根の防水工事等を行うものでございます。

西小の施設改修等工事におきましては、内部の全体塗装等を行うものであります。

中学校施設改修等工事におきましては、校長室、職員室等の改修工事を行うものであります。

また、東幼稚園施設改修等工事におきましては、教室の床の張りかえ等を行うものでございます。

それと、温水プール施設改修等工事におきましては、プールサイドの床張りかえ等を行うものでございます。

最後に、その他といたしまして、マイナンバー制度導入体制整備を実施いたします。総務課におきましては、個人情報取り扱い台帳の整備等を行う予定でございます。

住民福祉課におきましては、住民基本台帳システムの改修等を行うものでございます。

同じく、その他といたしまして、総務課におきましては、選挙に伴う経費を計上いたしております。平成27年4月執行予定の群馬県議会議員選挙の事前の事務費です。それと、26年の7月任期満了に伴う千代田町農業委員会委員選挙の執行経費の計上がございます。

同じく、その他といたしまして、住民福祉課におきまして、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金支給事業を実施いたします。これは、消費税増税に伴いまして、低所得者及び子育て世帯への負担の影響に対応した措置でございます。

新規事業ということで、以上でございます。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） ご質問にお答えいたします。

来年度予算に係る重要施策の中で、特にアピールしたい4つの事業について申し上げます。まず、建設水道課所管の東部住宅団地造成事業であります。事業主体は、西邑楽土地開発公社となりますが、新たな商業拠点の整備を図るため、既存の大型商業施設でありますジョイフル本田の西側、7.5ヘクタールの造成工事を進めてまいります。

また、橋梁維持事業といたしまして、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、対象となる34橋の点検を行い、社会インフラの再構築を進めてまいります。

次に、住民福祉課所管となります病児・病後児保育事業であります。乳幼児や児童が病中または病気の回復期に集団保育や通学が困難なとき、医療機関などに付設された専用スペース等において、保育や看護ケアなどの保育サービスを行うものであります。子育てしやすい環境づくりの一つとして、関係機関と協力しながら実施してまいります。

最後に、総務課所管の消防施設事業であります。現在町消防団が使用している車両につきましては、導入以来20年以上が経過している車両もあります。これらの老朽化した車両を年次計画に基づき、今後3年間で全て入れかえを行うことで、高性能化とあわせ、地域防災力の充実に努めてまいります。

以上、4つの事業が特に重要性の高いものとなります。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 26年度の当初予算ということで46億7,000万円、25年が45億4,000万円、ここ二、三年、安定した予算、安定でいいのでしょうか、無難な予算編成が行われてきているわけであり、そこで、ジョイフル本田進出して3年たちました。主要地方道足利邑楽千代田線、この辺の今交通量大分増えまして、常時混み合っている。それから、広域農道が東から来てジョイフル本田の西の信号、これを南、北と大きなトラック等が走っているわけでございます。何が言いたいかというと、町の基盤整備というのですか、今現在もやられているのですが、それから基幹道路、こういうものが手はつけられているのですけれども、ブレーキがかかっているのではないかなと、こんなふう思うところであり、ですから、投資的な事業がかなり少ないのではないかなと。ジョイフル本田が来て、近所の住民は非常に利便性も高くなり、これによって邑楽千代田足利線、この道路沿いに今店ができ始めつつあります。最近では、JA西邑楽の何か花木センター的なものがここに造成中のような気がいたします。こういうふうに見ますと、できればこの勢いをつけていただいて、千代田町ここにありというようなアピールができればいいかなと、こんなふうに一応考えたわけで、今年度の予算はこれで結構だと思うのですけれども、もう少し積極的な予算編成がやっていただければいいかなと、こんなふうに思いました。

そこで、町長にちょっと伺いたいのですが、平成26年度のこれが一番と町長が言えるような事業、先ほども水道関係だとか一応お話しいただいたのですが、もっとこれはいいのがあるぞというものがありましたら、ひとつ教えていただきたいなというふうに思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（細田芳雄君） 大谷町長。

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

ジョイフル本田の西側は、そこへいろいろな商業施設をつくりたいということで、今これからやっ

ていくということを決めております。どういうふうにやっていくかというのはまだわかりませんが、できる限り、造成のことはちょっと俺わからないので、あそこを造成してやっていくわけだね。それができ上がってから、いろいろな、前話していたような衣料品店と医薬品の店だの本屋さんだの、そういうところへ私自身が動くことが大切なことだと思っておりますので、これからその辺のことで懸命に頑張っていきたいと思っております。

雑駁ですけれども、以上です。

○議長（細田芳雄君） 10番、黒澤議員。

○10番（黒澤兵司君） 以前に千代田町の人口2万人計画というのが打ち出されたことがございます。ちょっと2万人というのは大きな数字で、ちょっと無理かなと、こんなふうにも今思っているところでございます。そういうものを勘案しまして、第五次総合計画、これが23年度から平成32年度まで打ち出されているわけでございます。3年がたつということで、今年4年目に入る。間もなく5年に1回の見直しがされるかと思っております。そういうところを勘案しまして、総合計画、どの辺ぐらいつままで進捗状況言えるか、教えていただければありがたいと思っております。

3回目の質問を終わります。

○議長（細田芳雄君） 川島総務課長。

○総務課長（川島 賢君） ご質問にお答えいたします。

町の第五次総合計画は、平成23年度を初年度としまして計画されております。現在平成25年度末を迎えておりますので、おおむね3年が終了するところであります。計画開始時点では、主な事業としまして、千代田町第五次計画本書に記載がなされておりますけれども、各分野における基本計画の主な事業としましては、約154事業となっております。毎年度の予算編成を行う時点で、その現状に合った各事業の計画の変更、時代に合った、または法制改正や町の実情に応じた新規事業の追加などを行うとともに、場合によっては必要のなくなった事業の廃止等もこの段階において精査を行っております。平成26年度予算につきましても同様な手続を行いまして、予算の査定をし、本日議案としてお諮りをいただいているところでございます。

平成25年度末の目標達成率ということでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、現状の社会環境や緊急に行うべき内容など、年々変化をしておりますけれども、全事業を見てみますと、現在は180事業となっております。この3年間において計画に着手し、事業を遂行、実施しているものが約82.8%となっております。国、県あるいは法制執行によるものや施設の改築、新築など、経費や予算において十分な検討や調査が必要な事業を除き、ほぼ大体着手がされていると言えます。主要事業につきましても、行政事業の中心となるものでありますから、その性質から申しまして、数年から数十年の長きにわたり計画を修正しつつ実行されるものがほとんどであります。その中で、前期計画からの継続事業や短期的事業を含め、平成23年度から平成25年度末において事業終了となるものが25.6%となる見込みであります。内容的には、東西小学校や中学校などの施設

の改修や学校生活の環境改善を図った教室のエアコン設置事業など、教育分野の充実を推進した事業や、町制30周年関係の事業などであります。また、今回の予算にかかわる平成26年度末において事業が終了する予定のものは、あくまでも目的達成の予定率ですが、37.2%になる見込みでございます。今後も予算の編成時期において、緊急性や計画実効性のある事業を中心としまして、その時代、時代に適合した真に必要な事業を計画、遂行していく考えでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

5番、金子議員。

[5番（金子孝之君）登壇]

○5番（金子孝之君） それでは、一般会計について質問させていただきます。経済課関連で何点かお伺いしたいと思います。

まず最初に、145ページの認定農業者農用地利用集積促進奨励金というのがありますが、これは認定農業者が農地を集積したときに出される奨励金かと思えます。これについてどの程度の集積率か、今現在。そしてまた、この認定農業者になるための要件等があるかと思えますので、それをお聞かせいただきたいと思えます。

その次、147ページ、アメリカシロヒトリです。この防除事業、昨年のこの事業、職員の皆さんが一生懸命やってくださいました。でも、余り効き目がなかったといううわさが数多く聞こえております。これについて、今年はどうな対策をとられているのかをお聞きしたいと思います。

それと、やはり151ページの森林病虫害等防除事業、今年1,000万を超えてしまいました。伐倒処理委託料が850万を超えております。何本ぐらいの松を切る予定なのか。また、ずっとやっている樹幹注入は効き目がなかったのかどうか、この辺のこともあわせてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 椎名経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） それでは、金子議員のご質問にお答えいたします。

最初のご質問でございます。145ページの認定農業者農用地利用集積促進奨励金の関係でございます。まず最初に、認定農業者ということでございます。この認定農業者につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく制度でございます。効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農業の経営改善に取り組む経営体、これは個人あるいは法人も含むということになります。これらを市町村長が地域の農業の担い手として認定した農家だということでございます。この認定農家の対象につきましては、性別等あるいは年齢等一切問わず、性別につきましては男女の別は問わないというところでございます。年齢につきましても、以前は上限があったわけですが、今現在で農業経営に対して意欲のある方ということでございます。そのほかいろいろあるわけですが、農業経営の規模というものもございます。また、営農類型というのがございます。本町におきましては、営農類型等につい

ては、水田等を利用した土地利用型農業が主でございます。水稲プラス麦が1つ目、そして露地野菜プラス水稲、そして麦が2つ目でございます。3つ目といたしまして、酪農プラス水稲プラス麦。4つ目といたしまして、肉用牛プラス水稲プラス麦と、この4つの営農類型に基づいて、5年後を見据えた計画を立てていただきまして、それに合致されている方が認定農業者ということでございます。

また、認定農業者の方は、近年非常に地域の中心的な農業者というところでございまして、人・農地プランというプランがございまして、これにおきまして中心となる経営体の農業者として位置づけられているわけでございます。そのほかにもいろいろございまして、この奨励金につきましては、認定後なかなかメリットが少ないと今まで言われておったわけでございます。この農用地利用集積促進奨励金につきましては、農地の貸し借りに対します補助金でございます。利用権設定が年2回ほどございます。6月と12月でございまして、通年借地の年限6年から9年、そして10年以上の契約をされた認定農家の方に奨励金を交付するというものでございます。これらによって、農業経営規模の拡大を目指すというところでございます。

それから、アメリカシロヒトリ事業でございます。これにつきましても、従来どおり住民サービスの一つとして実施してきたものでございます。昨年は6月と8月、年2回、10日間ほど実施いたしました。合わせますと600戸以上の家庭に訪問して防除をさせていただいたわけでございます。そうした中、効き目がちょっとないのではという電話もいただいております。これにつきましては、今まで対象として使っておりました農薬が対象となくなると。販売はしていないというようなことでございます。改めて、今現在その農薬、新しく変わった農薬を使用させていただきまして、散布を実施したところ、ちょっと効き目が悪いというご意見があったわけでございます。ただ、その効き目がよかった農薬についても使用禁止というところでございます。新しく使った農薬が、また希釈倍率等の関係もございまして、これらを含めて効き目が出るような方策あるいは別の薬剤、それらをちょっと協議をさせていただいて、使用させていただければと考えております。ただ、使用する農薬については、農薬の許可というものがございまして、これに照らし合わせて行っていきたいと考えております。

それから、最後の森林病害虫防除関係でございます。松くい虫被害につきましては、前回もご質問があり、お話しさせていただいたわけでございます。近隣においても、本町を見ても、なかなか減少していない状況でございます。今までも有効な手段がなく、伐倒をして、薬剤で薫蒸するという方法がとられていたというところでございます。松の伐倒等を早目にしないと、またまたこれが広がっていくというような状況でございます。また、異常気象かと思われませんが、高温の状態が続いている昨今の気象状況でございます。それらも影響するのではないかというようなことも言われておりますが、現状では広がっているというところでございます。今現在も業者のほうに依頼して、伐採、伐倒、薫蒸処理を行っておるわけでございますが、なかなか追いついていかない状況でございます。平成24年度実績では、処理本数が179本あったというところでございます。また、今年度、平成25年度では、今回補正をさせていただいた分も含めると、307本という処理を予定しておるわけでございます。

平成26年度におきましても増加傾向が見られるということから、385万円の増額をさせていただきまして、850万2,000円と大幅な予算を計上させていただいたわけでございます。また、本会議の説明でもお話しさせていただきましたが、緑の県民税というものがございます。これらを有効に使って、平地林の林内の環境を向上させていけば被害も少なくなるのではと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（細田芳雄君） 5番、金子議員。

○5番（金子孝之君） 認定農業者の件につきましては、これは農地集積の受け皿として、今後認定農業者を増やしていく方向なのかどうかということをお聞きしたいと思います。

また、アメリカシロヒトリにつきましては、大変職員の方が苦勞なされてやっつけていただいているのにクレームを言うのも申しわけないような気がいたしますので、この辺で終わります。

あと、松くい虫ですか、これはそうすると今までやっていた樹幹注入の薬を注入する、あれの効き目というのはどうだったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（細田芳雄君） 椎名経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（椎名信也君） それでは、最初のご質問でございます。認定農業者の増加を図るといようなことでございます。先ほども申し上げましたが、人・農地プラン、地域農業マスタープランに重要な位置づけとさせていただいているわけでございます。やはり農業に対して意欲のある農家は、今現状でも高額な機械の整備等支援させていただいているところでございます。これらも含めまして、認定農家のメリットを十二分にいたさせていただきます、増加するように努めてまいりたいと考えております。

また、松くい虫の樹幹注入の関係でございます。これにつきましては、樹幹注入する区域が限られているところでございます。高度公益森林というところがこの樹幹注入による補助区域というところでございます。それらをローテーションで今、回しております、防除、維持に努めているところでございます。したがって、一般の平地林とか、そのほかの保安林等では、今現在補助事業では実施していないというところでございますが、平成24年度におきましては、単費でその倍の本数を実施させていただきました。必要があれば、そのような形もとらせていただきたいと思いますと考えておりますが、今後計画的に防除を努めるということが必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（細田芳雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第22号 平成26年度千代田町一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

○議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、議案第23号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第23号 平成26年度千代田町国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

○議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、議案第24号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第24号 平成26年度千代田町後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、議案第25号 平成26年度千代田町介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に反対討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 平成26年度千代田町介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、議案第26号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。反対討論ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 平成26年度千代田町下水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（細田芳雄君） 次に、議案第27号 平成26年度千代田町水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。最初に反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第27号 平成26年度千代田町水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（細田芳雄君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決することに決定いたしました。

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（細田芳雄君） 日程第2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付しました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（細田芳雄君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で今定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

○町長挨拶

○議長（細田芳雄君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

大谷町長。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成26年第1回議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月に入り、春の陽気を感じたいところですが、先月の2度にわたる記録的な大雪は、県内でも農業施設の倒壊や交通網の混乱など、住民生活に大きな影響を及ぼしました。被害に遭われた皆様に対し、改めて心よりお見舞いを申し上げます。

さて、議員の皆様には、今月5日の開会以来、本日まで9日間にわたり、平成26年度当初予算を初め雪害対応を含めた補正予算など、各議案につきまして熱心かつ慎重なご審議により、全ての議案にご決定を賜り、誠にありがとうございました。定例会の中で議員の皆様から頂戴いたしましたご意見、ご提言等につきましては、精査しながら可能なものからその実現に向け努力してまいり所存でありますので、今後ともご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今年度末を迎え、今年度を振り返りますと、町政全般にわたり大きな問題もなく、順調に進めることができたものと認識しております。これまで取り組んでまいりました主要な施策を着実に遂行できましたことは、議員各位のご支援助とご協力のたまものであり、衷心より感謝を申し上げる次第であります。新年度におきましても、今定例会2日目の当初予算編成方針の中で申し上げましたとおり、子育て教育環境の充実や、都市基盤の整備などの分野において時間を要する課題も山積しておりますが、スピード感を持ちつつ、引き続き住民サービスの向上のために努力してまいります。特に新年度の事業執行につきましては、事業の目的や効果を調査検討しながら、よりよい行政評価制度をつくり上げてまいりたいと考えております。これにつきましては、まだ確立されたものではありませんが、事業評価と行政改革の両面から取り組むことで、町の将来のあるべき姿を見定めた政策展開につなげてまいりたいと考えております。何とぞお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、これからやわらかな日差しとともに、日増しに春の訪れを感じる季節となっております。議員の皆様にはますますご多忙を極めることと存じますが、ご健勝にて町政発展のため、更にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（細田芳雄君） 平成26年第1回千代田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言の挨拶を申し上げます。

初めに、先月の大雪により被害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。また、道路の除雪作業はもとより、大雪被害に対する町民への支援など、町の迅速な対応に議会といたしまして感謝申し上げます次第であります。

さて、去る5日から本日までの9日間にわたり、平成26年第1回千代田町議会定例会が開催されましたが、その間議員各位には終始ご熱心にご審議を賜り、平成26年度の各会計予算等上程された諸議案も無事議了いたしましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

今、国内の経済状況を見ますと、明るい兆しが見え始めているものの、来月からの消費税増税による景気の落ち込み懸念やTPP問題、そして海外における不安定情勢など、まだまだ予断を許さない状況が続くものと思われまます。たとえどのような状況にあっても、議会と町の目標は同じであり、力を合わせ、より魅力的なまちづくりを行っていかねばならないと考えております。

間もなく新年度がスタートしますが、執行部におかれましては、会期中、各議員から寄せられた意見や提案など、十分検討していただき、行政運営に反映させていただきますようお願いいたします。

結びに、今定例会の運営に当たり、種々ご協力いただきました町当局に対し、心から感謝申し上げますとともに、ご参会の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げ、平成26年第1回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 2時37分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成26年 月 日

千代田町議会議長 細 田 芳 雄

①署名議員 坂 部 敏 夫

②署名議員 襟 川 仁 志